

米をめぐる関係資料

令和 4 年 7 月

農林水産省

目次

【① 我が国における米の状況】

○我が国におけるコメ	4
○コメの全体需給の動向（昭和35年～）	5
○米の需要量及び販売価格の動向	6
○米の用途別・年産別面積の推移	7
○令和3年産の水田における作付状況	8
○米の流通経路別流通量の状況	9
○米の流通の状況	10
○家庭における1世帯当たりの米、 パン、めん類の購入量の推移	11
○家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	12
○米の消費における家庭内及び 中食・外食の占める割合	13
○米の消費動向	14
○主食用米の販売動向	17
○（参考）茶わん1杯のお米の値段	18
○販売目的で作付けした水稻の 作付面積規模別農業経営体数	19
○米の作付規模別60kg当たり生産費	20
○水田の利用状況の推移	21
○政府備蓄米の運営について	22
○政府備蓄米の無償交付（子ども食堂等、 子ども宅食への支援）	23
○東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄	24
○福島県における県産米の安全・安心確保への取組	25
○令和4年産米の作付制限等の対象地域	26

【② 米の需給安定・経営安定のための施策】

○食料・農業・農村基本計画：本文	28
○食料・農業・農村基本計画：令和12年度における 食料消費の見通し及び生産努力目標	29

【③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等】

○水田活用の直接支払交付金	31
○令和4年度における水田活用の直接支払交付金 の拡充・見直し全体像	32
○水田活用の直接支払交付金の 交付対象水田の見直しについて	33
○令和4年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況	34
○交付対象水田に係る課題の把握・検証について	35
○水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響 (中間取りまとめ)	36
○水田農業の高収益化の推進	41
○新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	42
○麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	44
○小麦、大豆等の需要の拡大状況	46
○収入保険制度の実施	47
○米・畓作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	48
○水田活用の直接支払交付金、ナラシ・収入保険の 支払いまでの未収益期間に対する融資の拡充	51
○米穀周年供給・需要拡大支援事業	52
○コロナ影響緩和特別対策	53
○令和2年産米・3年産米の保管料等支援のイメージ	54
○主食用米の需給安定の考え方について	55
○（参考）米穀周年供給・需要拡大支援事業における これまでの主な取組事例	56
○農業再生協議会について	57
○需要に応じた生産の推進に係る全国会議等	58
○全国的な推進組織について	59
○需要に応じた販売について	60
○中食・外食向け販売量の状況について	61
○中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例	63
○「米と健康」に着目した情報発信について	64

目次

○米の消費拡大情報サイト 「やっぱりごはんでしょ！」	65
○米の消費拡大運動「ご炊こうチャレンジ」への 農林水産省の参加について	66
○吉本興業と農林水産省のタイアップ	67
○米消費促進企画「#MK3（マジでコメ食う3秒前）」 への農林水産省の協力について	68
○産地と中食・外食事業者等の 米マッチングフェアについて	69
○中食・外食向け米の多収品種	70
○生産コスト低減に向けた具体的な取組	71
○スマート農業産地モデル実証	72
○農産物検査の見直しについて	74
○スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムについて	76
○生産から消費に至るまでの情報の連携と活用のイメージ	77
○スマート・オコメ・チェーンで実現する データ駆動型の米生産・流通・消費	78
○スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム会員一覧	79
○米（玄米・精米）の物流合理化について	80
【④ 新規需要米の取組状況】	
○多収品種について	82
○飼料用米の取組状況	83
○令和3年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	84
○飼料用米の供給状況	85
○配合飼料メーカーの立地状況と 飼料用米の集荷・流通体制	86
○（参考）飼料用米の流通経費について	87
○米粉用米の状況	88
○米粉によるグルテンフリー食品市場の 取り込みに向けて	89

○日本酒の需要動向と原料米の使用量について	90
○酒造好適米の需要に応じた生産について	91
【⑤ コメの輸出・輸入】	
○コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況	93
○商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移	94
○パックご飯・米粉及び米粉の輸出実績の推移	95
○輸出拡大実行戦略品目別輸出目標	96
○全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要	97
○品目団体による輸出促進のための取組について	98
○コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて	99
○中国向けコメ輸出の状況	100
○海外における実需者の事例	101
○経営規模・生産コスト等の内外比較	102
○日米の水稻栽培法の主な違い	103
○コメの内外価格差	104
○コメの輸入制度	105
○OMA米の運用に関する政府の方針・見解	106
○国家貿易によるコメの輸入の仕組み	107
○OMA米の輸入状況	108
○令和3年度のSBS米の輸入入札状況	109
○OMA米の販売状況	110
○コメの国家貿易（MA米等）の運用に伴う財政負担	111
○OMA米をめぐる国際関係	112
○TPP11におけるコメの豪州枠の運用	113
○総合的なTPP等関連政策大綱	114
○総合的なTPP等関連政策大綱に基づく 備蓄米の運営の見直し	116
○日EU・EPA交渉結果	117
○日米貿易協定交渉結果	118
○世界のコメ需給の現状	119
○コメ輸出国の動向	120

① 我が国におけるコメの状況

我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稻作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。

- 我が国の食料自給率(令和2年度)

	カロリーベース	生産額ベース
令和元年度	38%	66%
令和2年度	37%	67%

(参考)品目別供給熱量自給率

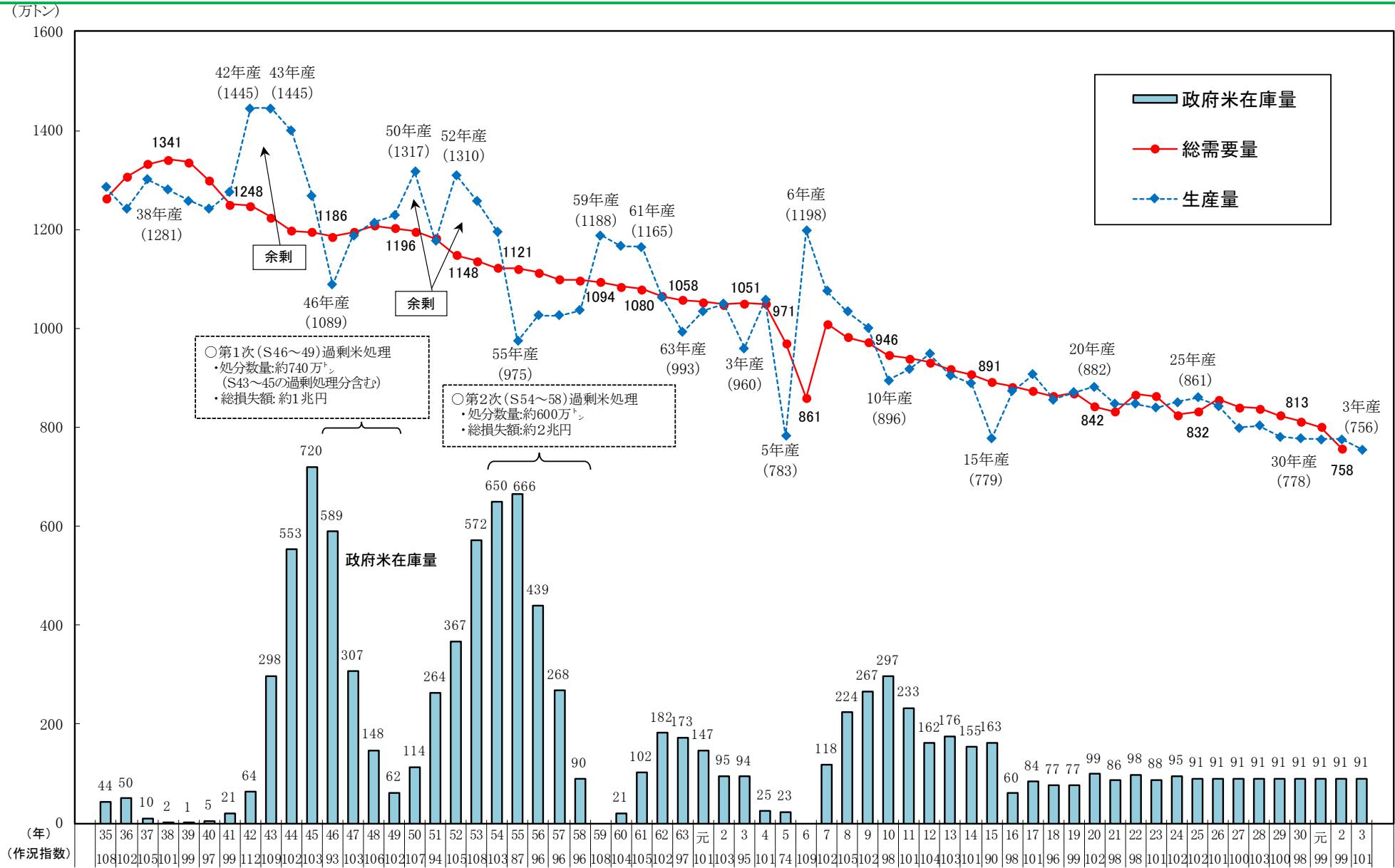
コメ	小麦	大豆	野菜	果実
98%	15%	21%	76%	31%
畜産物	砂糖類	油脂類	魚介類	その他
16%	36%	3%	51%	23%

- ・農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメは100%近い自給率を維持。
- ・コメは、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。

- 我が国におけるコメの重要性

- ・ 国民の主食であり、食文化の基礎
〔国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例. 団子、白玉)、米菓(例. せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕
- ・ 農業生産・農村経済の中核
〔農業生産額の約2割がコメ(R2)。全耕作地の半分以上が田(R3)。全農業経営体の6割が稻作(R3)。〕
- ・ 稲作や水田の有する多面的機能
〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。〕
- ・ 日本人の歴史や文化と密接な関係
〔稻作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稻作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

コメの全体需給の動向(昭和35年~)



注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。

2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。

3. 平成12年末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。

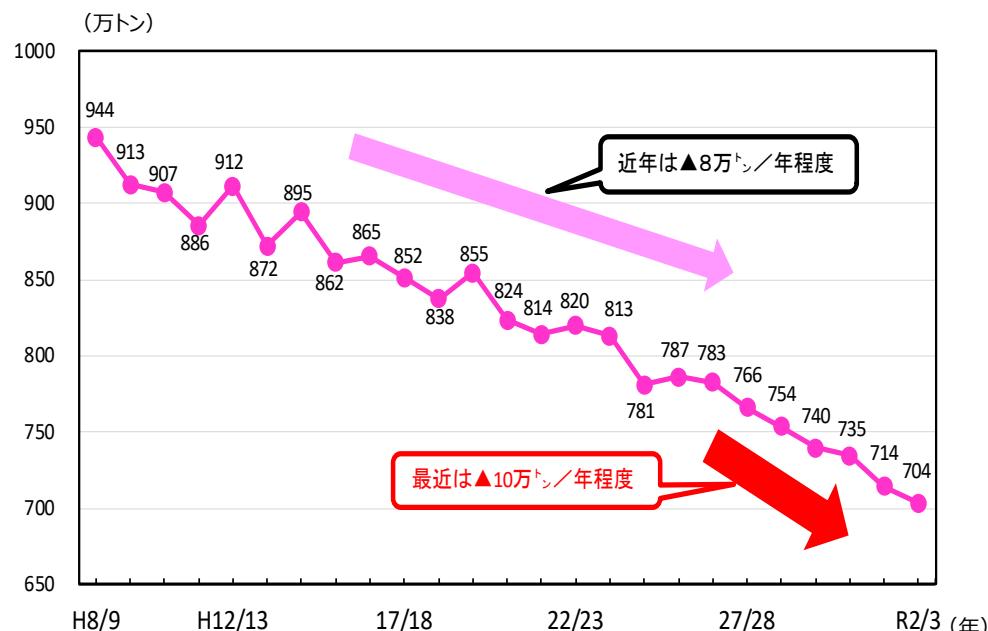
4. 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(陸稻を含み、主食用(米菓・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。

5. 生産量は、「作物統計」における水稻と陸稻の収穫量の合計である。

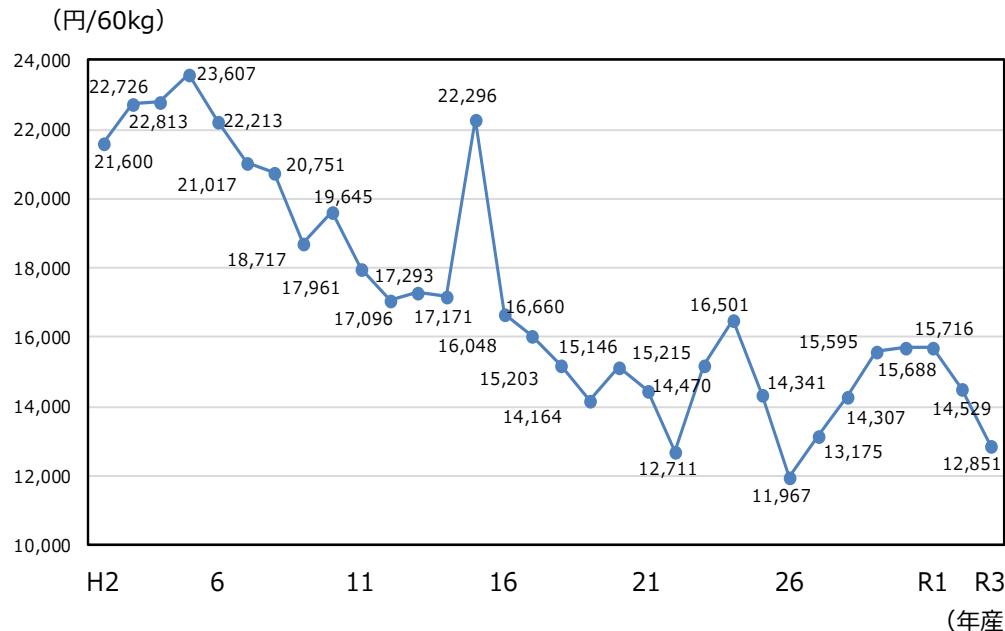
米の需要量及び販売価格の動向

- 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近は人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大。
- 米の販売価格は長期的に低下傾向で推移。近年は堅調に推移していたが、令和2年産米、令和3年産米の平均は、前年を下回って推移。

【主食用米の需要量の推移】



【米の販売価格の推移】



資料：（財）全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：平成2～17年産までは（財）全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月（令和3年産は令和4年6月）までの相対取引価格の平均値（令和3年産は速報値）。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

米の用途別・年産別面積の推移

(単位:万ha)

用途 年産	主食用米	生産量 (万トン)	備蓄米	加工用米	新規 需要米	飼料用	WCS 稻発酵 粗飼料稻	米粉用	新市場 開拓用 (輸出用米等)	酒造用	その他
H20	159.6	866	H22年産 までは、 主食用米 として生産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	—	0.2
H21	159.2	831		2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	—	0.1
H22	158.0	824		3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	—	0.1
H23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	—	0.1
H24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	—	0.1
H25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	—	0.1
H26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	—	0.0
R元	137.9	726	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	—	0.0
R2	136.6	723	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	—	0.0
R3	130.3	701	3.6	4.8	17.5	11.6	4.4	0.8	0.7	—	0.0

注1 主食用米: 統計部公表値。備蓄米: 地域農業再生協議会が把握した面積。加工用米及び新規需要米: 取組計画認定面積。

注2 新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。

注3 ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。

令和3年産の水田における作付状況

- ・ 全国の主食用米の作付面積については、前年実績（136.6万ha）から6.3万ha減少（▲4.6%）し、130.3万haとなった。
- ・ また、戦略作物等については、飼料用米、加工用米、米粉用米、麦等が前年より増加した。

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

(万ha)

	主食用米	戦略作物等								備蓄米	
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他		
			飼料用米	WCS用稻 〔稲発酵粗 飼料用稻〕	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)					
H27年産	140.6	4.7	8.0	3.8	0.4	0.2	9.9	8.7	10.0	45.7	
H28年産	138.1	5.1	9.1	4.1	0.3	0.1	9.9	8.9	10.2	47.7	
H29年産	137.0	5.2	9.2	4.3	0.5	0.1	9.8	9.0	10.2	48.3	
H30年産	138.6	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.8	10.2	47.0	
R元年産	137.9	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2	45.6	
R2年産	136.6	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2	45.6	
R3年産	130.3	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2	51.2	
										3.6	

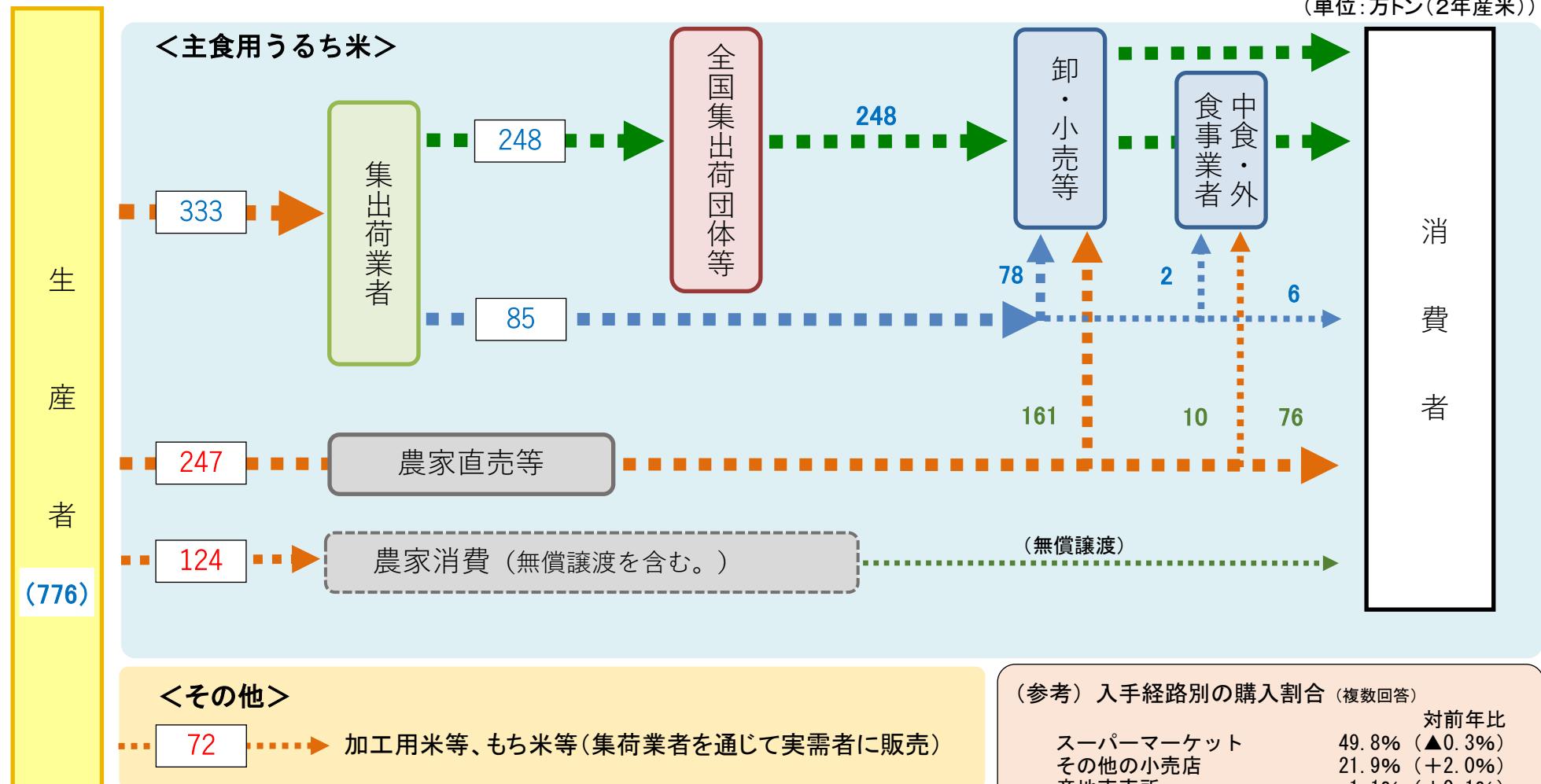
注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。

注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。

注3：その他は、飼料作物、そば、なたねの面積。

注4：麦、大豆、その他（基幹作のみ）は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。

米の流通経路別流通量の状況



資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注1：集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量333万トンのうち22万トンが全集連系）。

注2：「卸・小売等」には、加工事業者等を含む。

注3：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)

	対前年比
スーパー・マーケット	49.8% (▲0.3%)
その他の小売店	21.9% (+2.0%)
産地直売所	1.1% (+0.1%)
インターネット	9.7% (+1.6%)
生産者から直接購入	5.0% (▲0.9%)
無償譲渡	15.2% (▲2.6%)

※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出（令和2年4月から令和3年3月の年平均）

米の流通の状況（平成16～令和2年産米）

【生産段階】

年産	生産量	出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗		
H 16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%
R 元	776	100.0%	577	74.3%	129	16.6%	70	9.1%	27	3.4%	28	3.7%	16	2.0%
2	776	100.0%	580	74.7%	124	16.0%	72	9.3%	28	3.5%	29	3.8%	16	2.0%

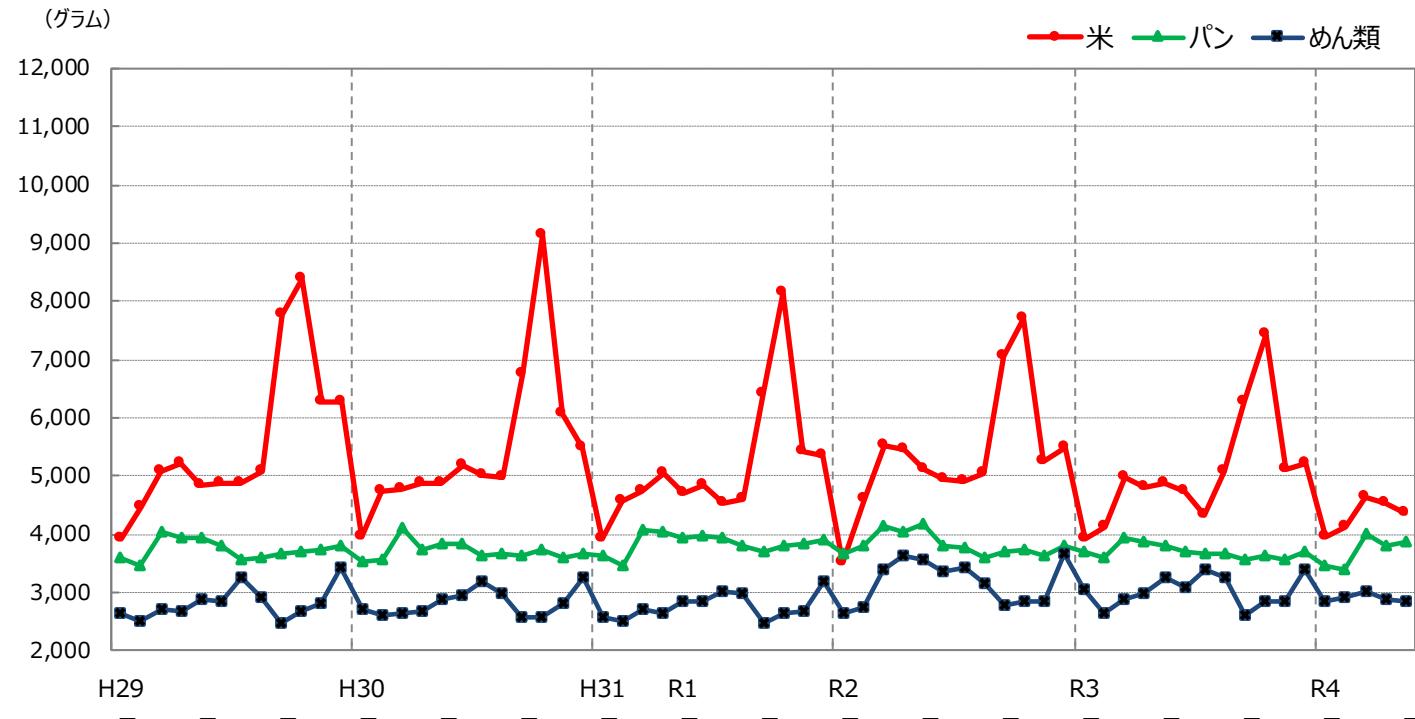
【出荷・販売段階】

年産	出荷・販売	農協			全集連系業者		生産者	
		販売委託	直販	販売委託	直販		直接販売等	
H 16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%
30	576	74.0%	298	38.4%	219	28.1%	80	10.2%
R 元	577	74.3%	308	39.7%	231	29.7%	77	10.0%
2	580	74.7%	312	40.1%	241	31.1%	70	9.1%

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

- 注：1) 平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稻を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産から推計手法を変更している。
 2) 生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。
 3) ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



		年間					月間				
		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
米	購入数量	67,270	65,750	62,200	64,530	60,800	3,950	4,140	4,650	4,540	4,380
	前年比	97.9%	97.7%	94.6%	103.7%	94.2%	100.8%	100.5%	93.2%	94.4%	89.8%
パン	購入数量	44,840	44,526	46,011	45,857	44,345	3,478	3,409	4,005	3,794	3,880
	前年比	99.4%	99.3%	103.3%	99.7%	96.7%	93.9%	95.0%	101.3%	97.7%	102.4%
めん類	購入数量	33,934	33,867	33,169	38,021	36,208	2,851	2,924	3,012	2,871	2,860
	前年比	99.2%	99.8%	97.9%	114.6%	95.2%	93.5%	111.1%	104.0%	95.8%	88.2%

資料：総務省「家計調査」家計収支編

(注1) 二人以上の世帯の数値である。

(注2) 平成29年から令和3年については年間の購入数量・対前年比、令和4年は月間の購入数量・対前年同月比である。

(注3) 米は精米ベースである。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料		米		パン		めん類		スパゲッティ(パスタ)		カップめん		菓子類		調理食品		外食		ハンバーガー	
	前年 (同月)比																			
平成29年	946,438	▲0.1	23,681	+0.7	29,957	▲1.1	17,300	▲1.7	1,146	▲4.7	4,077	+0.4	83,087	▲0.5	120,000	+1.4	168,646	+0.3	3,748	+4.6
30年	952,170	+0.6	24,314	+2.7	30,554	+2.0	17,368	+0.4	1,166	+1.7	4,282	+5.0	83,916	+1.0	122,930	+2.4	171,571	+1.7	4,099	+9.4
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	176,917	+3.1	4,576	+11.6
2年	962,373	▲0.3	23,920	+3.1	31,456	▲2.2	20,602	+16.3	1,476	+26.2	5,250	+11.1	85,534	▲2.2	132,494	+3.2	120,921	▲31.7	5,100	+11.5
3年	952,812	▲1.0	21,862	▲8.6	31,353	▲0.3	19,676	▲4.5	1,289	▲12.7	5,400	+2.9	88,195	+3.1	139,876	+5.6	115,296	▲4.7	5,526	+8.4
令和4年1月	75,974	+2.3	1,389	▲6.3	2,535	▲0.4	1,535	▲1.3	105	▲7.1	475	+3.7	7,189	+6.0	11,372	+2.9	10,590	+31.9	472	▲2.9
2月	71,655	▲0.9	1,424	▲7.9	2,594	+2.3	1,535	+7.6	111	+4.7	497	+14.3	7,347	+1.1	11,103	+4.3	7,286	▲8.8	441	+12.2
3月	79,982	+0.8	1,589	▲13.4	2,874	+3.2	1,594	+4.0	131	+10.1	489	+2.5	8,311	+3.2	11,743	+4.9	10,709	+1.3	484	+5.9
4月	77,014	+1.8	1,618	▲10.2	2,814	+0.8	1,594	▲0.4	115	▲4.2	441	+0.2	7,266	+6.1	11,206	+2.8	10,859	+20.7	457	+9.3
5月	82,066	+3.6	1,473	▲19.9	2,817	+2.2	1,665	▲4.3	111	▲5.9	429	▲1.6	7,794	+7.7	11,569	+3.4	12,448	+45.6	455	▲8.6

資料: 総務省「家計調査」

(注1)二人以上の世帯の数値である。

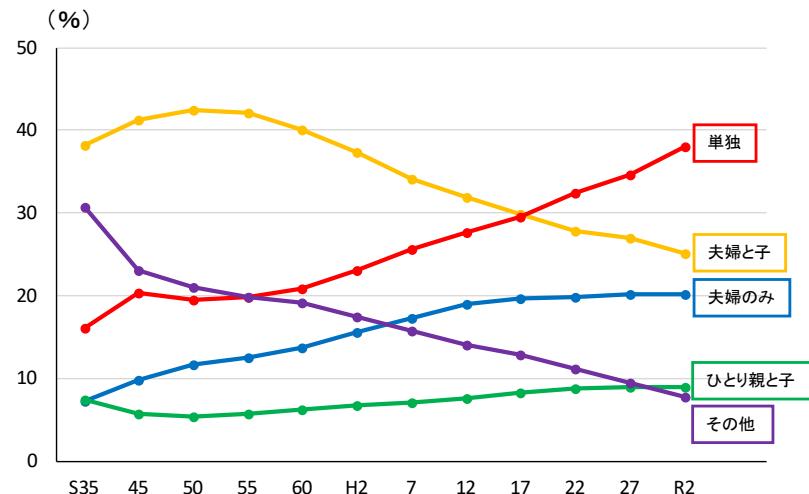
(注2)平成29年から令和3年については年間の支出金額・対前年比、令和4年は月間の支出金額・対前年同月比である。

(注3)パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

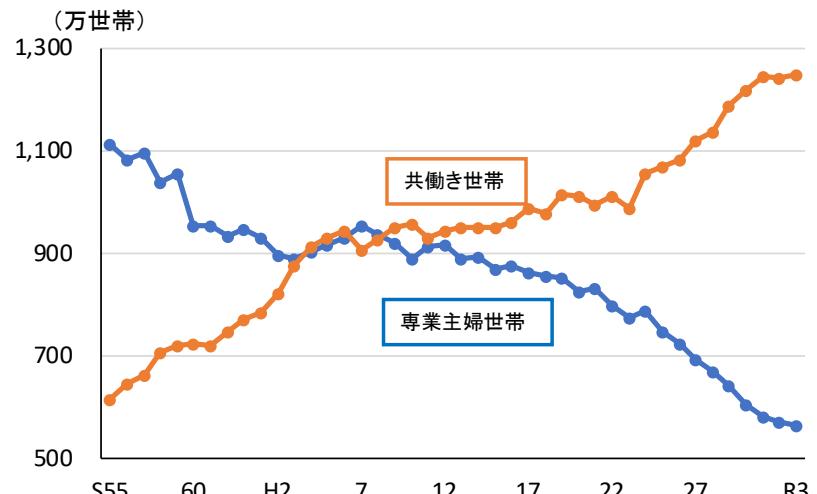
- 世帯構成の変化(単身世帯の増加)、女性の社会進出(共働き世帯の増加)等の社会構造の変化により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が年々低下する一方で、中食・外食の占める割合は年々増加傾向にある。

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



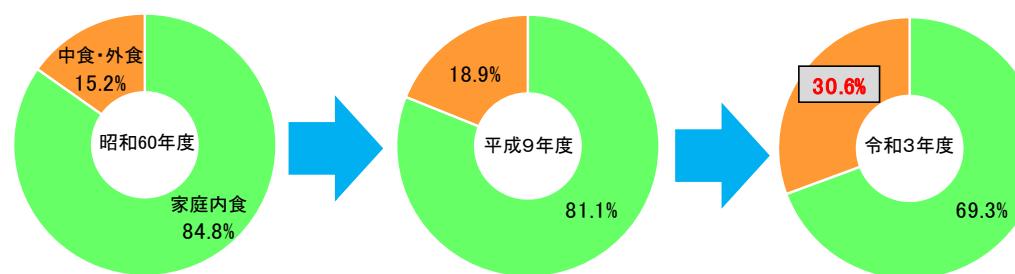
資料：総務省統計局「国勢調査報告」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



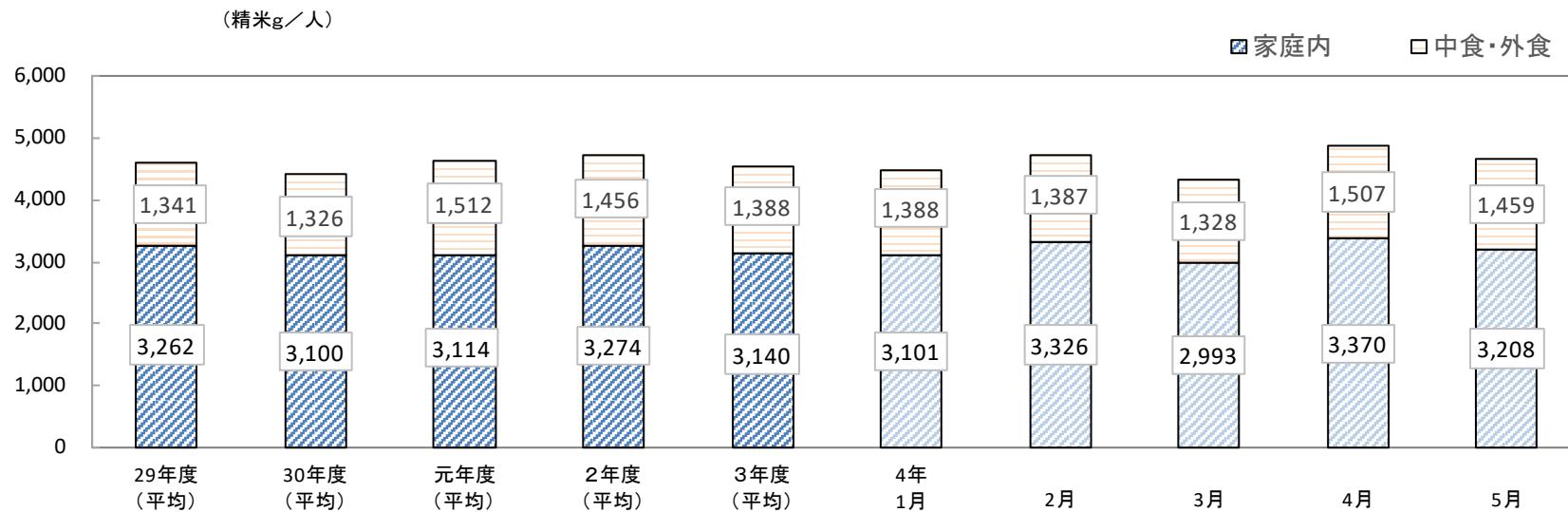
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）】



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向 ①(1人1ヶ月当たり精米消費量の推移)(米穀機構による調査)



	精米消費量(g)					内訳比率(%)					前年同月比(%)				
	合計					合計					合計				
	家庭内		中・外食		中食	外食	家庭内		中・外食		中食	外食	家庭内		中・外食
平成29年度	4,603	3,262	1,341	777	564	100.0	70.9	29.1	16.9	12.3	▲1.3	1.6	▲7.6	▲8.8	▲5.8
30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲3.8	▲5.0	▲1.1	0.6	▲3.5
令和元年度	4,626	3,114	1,512	885	627	100.0	67.3	32.7	19.1	13.6	4.5	0.5	14.0	13.1	15.3
2年度	4,730	3,274	1,456	954	502	100.0	69.2	30.8	20.2	10.6	2.2	5.1	▲3.7	7.8	▲19.9
3年度	4,529	3,140	1,388	906	482	100.0	69.3	30.6	20.0	10.6	▲4.2	▲4.1	▲4.7	▲5.0	▲4.0
令和4年 1月	4,489	3,101	1,388	910	478	100.0	69.1	30.9	20.3	10.6	▲3.0	▲3.3	▲2.3	▲4.3	1.7
2月	4,713	3,326	1,387	880	507	100.0	70.6	29.4	18.7	10.8	0.1	▲0.6	1.7	▲0.2	5.2
3月	4,321	2,993	1,328	832	497	100.0	69.3	30.7	19.3	11.5	▲3.0	▲2.8	▲3.3	▲4.9	▲0.4
4月	4,877	3,370	1,507	962	545	100.0	69.1	30.9	19.7	11.2	0.7	▲1.0	4.8	▲0.8	16.5
5月	4,667	3,208	1,459	931	528	100.0	68.7	31.3	19.9	11.3	3.0	1.7	6.0	0.4	17.6

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注：1 平成29～令和3年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

2 調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正是行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

3 家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

4 集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成27年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

5 四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向 ②(精米購入時の動向)

【購入・入手経路 (複数回答) 】

単位: %

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
デパート	1.4	1.4	1.0	1.5	1.6	2.0	1.7	1.3	1.3	1.5
スーパーマーケット	49.4	52.7	50.1	49.8	50.5	51.8	50.4	50.7	51.2	52.5
ドラッグストア	4.3	4.8	5.9	5.7	6.6	6.5	7.6	5.9	5.3	6.5
ディスカウントストア	3.1	2.8	3.2	3.9	3.9	2.6	3.0	5.1	4.4	3.7
コンビニエンスストア	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2
生協(店舗・共同購入含む)	6.9	6.5	5.9	7.0	6.3	5.5	5.8	5.4	4.6	6.0
農協(店舗・共同購入含む)	1.6	1.2	1.3	1.1	0.8	0.7	1.2	0.9	0.9	1.3
米穀専門店	2.8	2.7	2.4	2.4	2.3	2.1	2.1	2.0	2.4	1.8
産地直売所	2.0	2.2	1.0	1.1	1.2	1.4	1.0	1.0	1.1	1.0
生産者から直接購入	7.1	6.0	5.9	5.0	5.5	5.3	7.3	5.7	5.3	4.4
インターネットショップ	10.0	9.8	8.1	9.7	8.6	7.1	8.3	9.9	9.1	8.8
家族・知人などから無償で入手	16.2	14.8	17.8	15.2	15.0	16.3	13.4	12.3	14.5	14.7
その他	2.5	2.3	3.4	4.1	4.3	4.7	5.1	4.3	4.9	3.1

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注) 平成29～令和3年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向 ③(精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量)

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】

	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンストア	生店舗・共同購入	農協店舗・共同購入	米穀専門店	産地直売所	生産者から直接購入	インターネットショッピング	有効調査世帯数
令和元年度	618	399	355	323	※545	424	477	473	434	373	494	-
2年度	533	400	375	347	※547	434	397	477	415	358	492	-
3年度	541	373	357	315	※612	412	※417	485	451	358	471	-
令和4年1月	455	363	321	304	※428	455	※332	505	435	343	441	1,761
2月	443	369	347	274	※791	400	387	443	371	366	454	1,697
3月	609	384	333	275	※427	390	※520	400	391	331	407	1,630
4月	355	353	322	373	※424	458	※346	427	717	309	453	2,097
5月	579	375	338	275	※406	381	386	535	452	389	386	1,952

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。

(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。

(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

(kg/世帯、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
平成29年度	月末在庫数量	6.1	6.2	5.9	6.0	6.0	6.1	6.7	6.8	7.0	6.9	6.4	6.4	6.4	▲4.5
	平均世帯人員	2.33	2.32	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	-
30年度	月末在庫数量	6.4	6.3	6.0	5.8	6.1	6.5	6.6	6.9	7.2	6.6	6.4	6.4	6.4	0.0
	平均世帯人員	2.32	2.32	2.32	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	-
令和元年度	月末在庫数量	6.0	6.2	5.9	5.7	6.0	6.2	6.2	6.5	6.6	6.3	6.3	6.5	6.2	▲3.1
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	-
2年度	月末在庫数量	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	6.4	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.5	4.8
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	-
3年度	月末在庫数量	6.2	6.1	5.8	5.8	5.7	6.2	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7	6.4	▲ 1.5
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	-
4年度	月末在庫数量	6.6	6.6											6.6	3.1
	平均世帯人員	2.21	2.21											2.21	-

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が平成29～令和3年度はH27国勢調査、令和4年度はR2国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイト

バック集計を実施した上で集計した。

(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。
四半期ごとに継続的に調査。

- アンケート回答数 65組合員

1. 現在(令和4年6月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果	合計	増えた	やや 増えた	変わらな い	やや 減った	減った
	100.0%	15.4%	29.2%	12.3%	21.5%	21.5%

<仕向先別>

(小売店向け)	合計	増えた	やや 増えた	変わらな い	やや 減った	減った
大手スーパー	100.0%	9.1%	18.2%	27.3%	20.5%	25.0%
中小スーパー	100.0%	6.9%	13.8%	34.5%	27.6%	17.2%
米穀専門店	100.0%	3.5%	12.3%	26.3%	31.6%	26.3%
その他	100.0%	16.3%	18.4%	28.6%	18.4%	18.4%

(外食産業向け)	合計	増えた	やや 増えた	変わらな い	やや 減った	減った
外食向け	100.0%	8.8%	45.6%	26.3%	14.0%	5.3%
中食向け	100.0%	6.6%	26.2%	49.2%	14.8%	3.3%
給食向け	100.0%	0.0%	8.2%	80.3%	6.6%	4.9%

* 1. 赤字は、最頻値及びDI値。

2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0~1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指數(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

2. 米販売の動き:過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和4年3月)と比較した令和4年6月の動き

合計	良くなっ ている	やや良くなっ ている	変わらな い	やや悪くなっ ている	悪くなっ ている	DI値
100.0%	9.2%	32.3%	20.0%	30.8%	7.7%	51.2

(参考)前回調査 令和3年12月と比較した令和4年3月の動き

100.0%	8.2%	19.7%	36.1%	18.0%	18.0%	45.5
--------	------	-------	-------	-------	-------	------

(2) 令和4年6月から3ヶ月後(令和4年9月頃)の見通し

合計	良くなっ ている	やや良くなっ ている	変わらな い	やや悪くなっ ている	悪くなっ ている	DI値
100.0%	1.5%	33.8%	38.5%	23.1%	3.1%	51.9

(参考)前回調査 令和4年3月から3ヶ月後(令和4年6月頃)の見通し

100.0%	1.6%	39.3%	49.2%	8.2%	1.6%	57.8
--------	------	-------	-------	------	------	------

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
D I 値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

(参考) 茶わん1杯のお米の値段

○ ご飯は経済的な食べ物

- 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,838円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約24円** となります。※

※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり1,838円（POSデータによるコメの平均小売価格（令和4年5月））で算出。



=



ミネラルウォーター(2リットル) 101円



=



缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査（主要品目の東京都区部小売価格）」による2021年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数（平成22～令和3年）

- 都道府県全体では、一貫して農業経営体数は減少（平成22年 1,169千戸→令和3年 654千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農業経営体が4割を占め、全体に占める割合も増加（平成22年 23.4%→令和3年 40.0%）。都府県では1ha未満農業経営体数が約2/3を占めるものの、5ha以上作付している農業経営体の数・割合が増加しており（平成22年 28千戸（2.4%）→令和3年 42千戸（6.5%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成22年	16	4	3	5	4	1,153	845	190	54	36	28
	(100.0)	(26.4)	(17.3)	(32.9)	(23.4)	(100.0)	(73.3)	(16.5)	(4.7)	(3.1)	(2.4)
平成23年	15	4	3	5	4	1,106	809	186	49	33	30
	(100.0)	(26.8)	(18.3)	(31.4)	(23.5)	(100.0)	(73.1)	(16.8)	(4.4)	(3.0)	(2.7)
平成24年	15	4	3	5	4	1,056	769	175	48	34	30
	(100.0)	(24.3)	(18.2)	(31.8)	(25.7)	(100.0)	(72.8)	(16.6)	(4.6)	(3.2)	(2.9)
平成25年	14	3	3	4	4	1,027	738	172	50	35	33
	(100.0)	(24.3)	(18.6)	(31.4)	(25.7)	(100.0)	(71.8)	(16.7)	(4.9)	(3.4)	(3.2)
平成26年	14	3	3	4	4	997	707	171	51	34	35
	(100.0)	(23.2)	(18.1)	(31.9)	(26.8)	(100.0)	(70.9)	(17.1)	(5.1)	(3.4)	(3.5)
平成27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
	(100.0)	(23.1)	(15.6)	(31.4)	(29.9)	(100.0)	(70.3)	(16.9)	(5.3)	(3.8)	(3.7)
平成28年	13	3	2	4	4	876	599	153	51	34	39
	(100.0)	(23.4)	(16.4)	(27.3)	(32.8)	(100.0)	(68.4)	(17.5)	(5.8)	(3.9)	(4.4)
平成29年	13	3	2	4	4	821	556	144	47	34	41
	(100.0)	(22.2)	(13.5)	(31.7)	(32.5)	(100.0)	(67.7)	(17.5)	(5.7)	(4.2)	(5.0)
平成30年	13	3	2	4	4	793	531	141	46	34	42
	(100.0)	(23.4)	(14.8)	(28.9)	(32.8)	(100.0)	(66.9)	(17.8)	(5.8)	(4.3)	(5.3)
平成31年 (令和元年)	12	3	2	4	4	766	507	138	44	34	43
	(100.0)	(22.0)	(14.6)	(28.5)	(34.1)	(100.0)	(66.1)	(18.0)	(5.8)	(4.5)	(5.6)
令和2年	11	2	2	3	4	703	449	131	45	35	43
	(100.0)	(19.6)	(14.2)	(29.3)	(37.0)	(100.0)	(63.9)	(18.7)	(6.5)	(4.9)	(6.0)
令和3年	10	2	1	3	4	644	410	121	41	31	42
	(100.0)	(19.0)	(14.0)	(26.0)	(40.0)	(100.0)	(63.6)	(18.7)	(6.3)	(4.8)	(6.5)

注：平成22、27、令和2年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

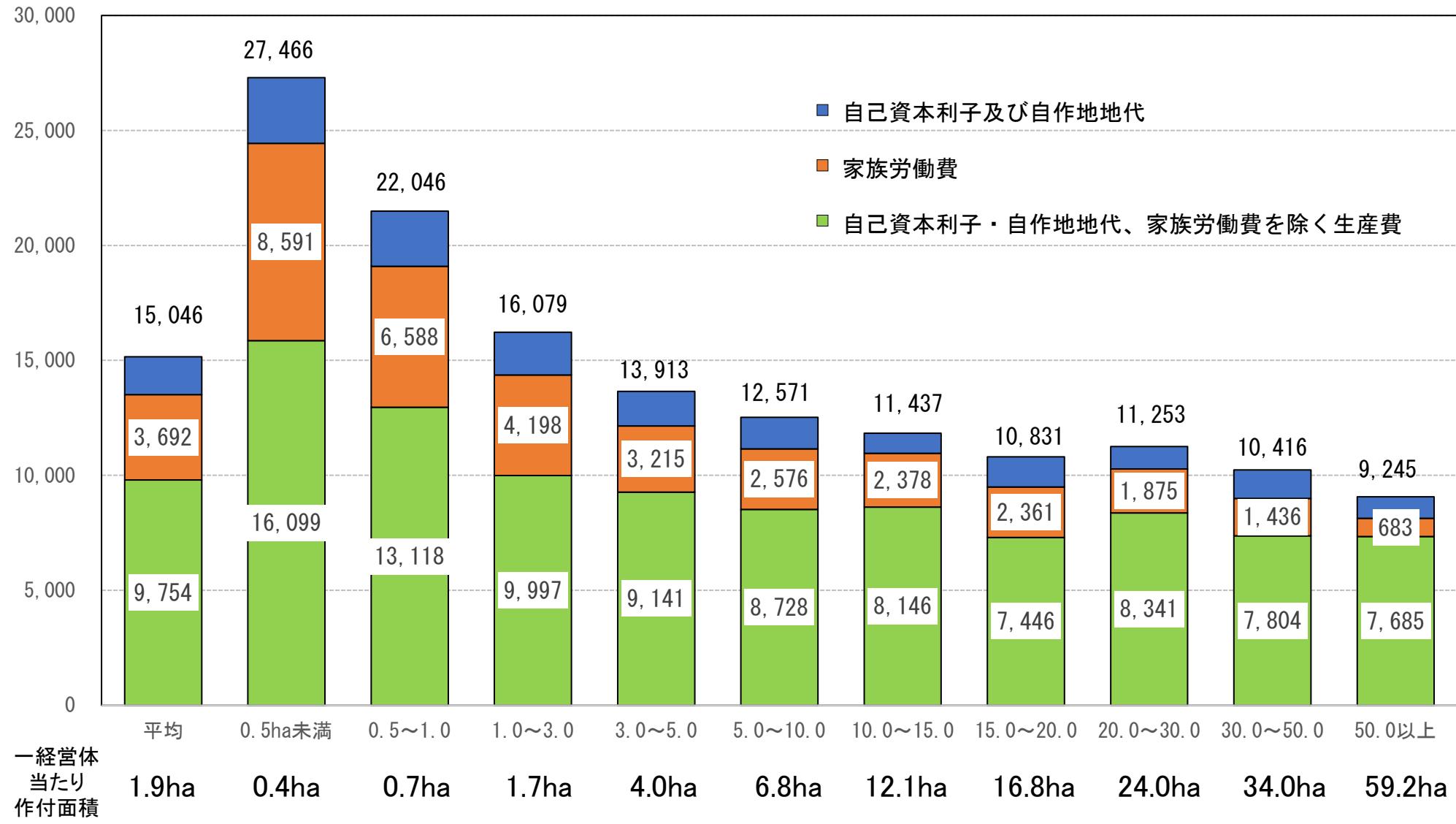
ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段(農業経営体数) : 千戸

下段(割合) : %

米の作付規模別60kg当たり生産費（令和2年産）

(円/60kg)



出典:令和2年産農産物生産費

水田の利用状況の推移

- 主食用米の需要が毎年減少する中で、麦、大豆等の需要のある作物への作付転換を進めている。

[21年産] 水稻作付面積:164万ha

主食用米:159万ha

[22年産] 水稻作付面積:166万ha

主食用米:158万ha

[23年産] 水稻作付面積:163万ha

主食用米:153万ha

[24年産] 水稻作付面積:164万ha

主食用米:152万ha

[25年産] 水稻作付面積:165万ha

主食用米:152万ha

[26年産] 水稻作付面積:164万ha

主食用米:147万ha

[27年産] 水稻作付面積:162万ha

主食用米:141万ha

[28年産] 水稻作付面積:161万ha

主食用米:138万ha

[29年産] 水稻作付面積:160万ha

主食用米:137万ha

[30年産] 水稻作付面積:159万ha

主食用米:139万ha

[令和元年産] 水稻作付面積:158万ha

主食用米:138万ha

[2年産] 水稻作付面積:158万ha

主食用米:137万ha

[3年産] 水稻作付面積:156万ha

主食用米:130万ha

加工用米:2.6万ha ※ □、()は飼料用米のみの面積

飼料用米等:1.8万ha(0.4万ha)

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:3.9万ha 飼料用米等:3.7万ha(1.5万ha)

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:2.8万ha 飼料用米等:6.6万ha(3.4万ha)

備蓄米:1.2万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:3.3万ha 飼料用米等:6.8万ha(3.5万ha)

備蓄米:1.5万ha

大豆:11万ha

麦:17万ha

加工用米:3.8万ha 飼料用米等:5.4万ha(2.2万ha)

備蓄米:3.3万ha

大豆:11万ha

麦:17万ha

加工用米:4.9万ha 飼料用米等:7.1万ha(3.4万ha)

備蓄米:4.5万ha

大豆:11万ha

麦:17万ha

加工用米:4.7万ha 飼料用米等:12.5万ha(8.0万ha)

備蓄米:4.5万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:5.1万ha 飼料用米等:13.9万ha(9.1万ha)

備蓄米:4.0万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:5.2万ha 飼料用米等:14.3万ha(9.2万ha)

備蓄米:3.5万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:5.1万ha 飼料用米等:13.1万ha(8.0万ha)

備蓄米:2.2万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:4.7万ha 飼料用米等:12.4万ha(7.3万ha)

備蓄米:3.3万ha

大豆:12万ha

麦:17万ha

加工用米:4.5万ha 飼料用米等:12.6万ha(7.1万ha)

備蓄米:3.7万ha

大豆:11万ha

麦:18万ha

加工用米:4.8万ha 飼料用米等:17.5万ha(11.6万ha)

備蓄米:3.6万ha

大豆:12万ha

麦:18万ha

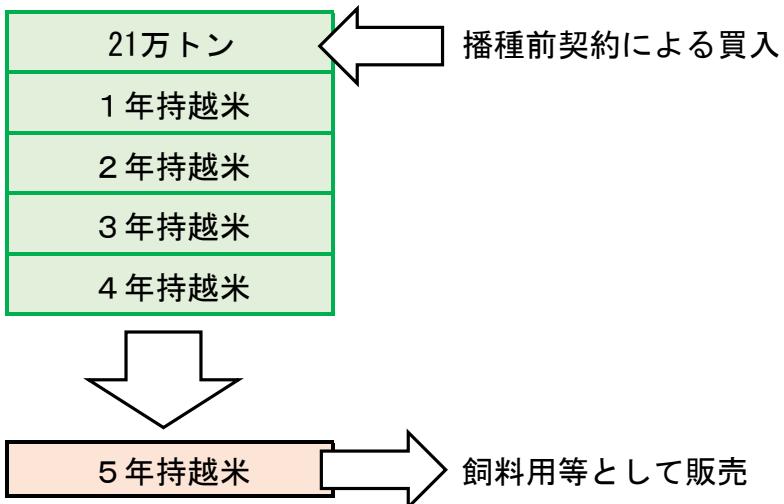
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン(※)程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となつたことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)【令和4年度】

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

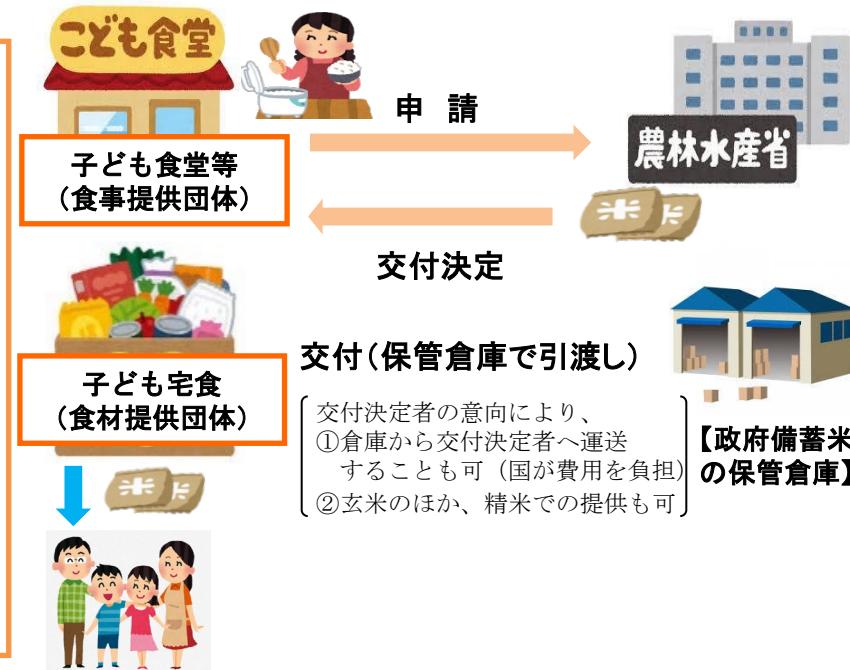
事業内容

[子ども食堂等]

- ごはん食を提供する子ども食堂等（食事提供団体）の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。（食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付）

[子ども宅食]

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体（食材提供団体）に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。（食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付）
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体
 - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
 - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」



申請方法

- 農林水産省に直接申請。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。
(交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。

本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

[お問い合わせ先] 農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら



東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
 - ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
 - ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

- 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売
(大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給)

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを供給

具体的なスケジュール(予定)

(備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。)



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要(平成24年産～平成30年産において実施)

理化学分析		食味評価			
備蓄期間	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	—	—
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

*1 食味等分析試験(理化式分析及び食味評価)は、分析機関に委託(食味評価(官能試験)は20名のパネリストにより実施)

*1 食味等式分析試験(理化式分析)及び食味評価は、分別機関に委託(食味評価(旨能試験)より20名のノトリバ)により実施。
 *2 精米備蓄を実施した産地 品種銘柄の平均(ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く)。

(参考)・水分は、農産物規格規程における精米(完全精米:一等)の基準が15.0%以下とされている。

(参考)・水分は、農産物規格規程における精木(元生精木・一等)の基準が15.0%以下とされている。
・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い、上昇するこれが知られている(焼段の基準 $\pm 2\%$)。

脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている(特段の基準はない)。

- ・無洗米の濁度は、28ppm以上でからましまじいとされている(全国無洗米協会の濁度基準による)。
- ・其洗米との比較による総合評価は、基質洗米を0として+4の9段階で評価(“-1”は“わざわざ”に不

・主語による論理対評価は「[5. 非常においくじ]と食べられるわ!」[4. おいくじ]と食べられるわ!」[3. 普通に

・王室による絶対評価は、「15. 非常においしいと食べられる」、「14. おいしく食べられる」、「13. 普通に食べられるが食べられる」、「12. 受け入れられない」の5段階で評価

るが良一へわいれる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売(非主食用への販売)の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
H26年 1月	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
H26年 3月	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
H26年 9月	8ヶ月	252	1,971	411	12ヶ月
H27年 2月	13ヶ月	159			7ヶ月
	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
H27年 5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
H27年10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
H31年 2月	12ヶ月	256	618	256	20ヶ月
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	711	257	25ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	816	254	16ヶ月
R3年 3月	13ヶ月	256	602	256	8ヶ月
R3年 8月	12ヶ月	253	860	253	4ヶ月
R4年 4月	12ヶ月	74	440	74	2ヶ月
R4年 6月	12ヶ月	73	125	0	1ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

福島県における県産米の安全・安心確保への取組

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施
- 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施
平成27年産米以降は基準値※超過なし
- 令和2年産米からモニタリング(抽出)検査に移行(旧避難指示区域等を除く)

○全量全袋検査の検査結果

(出典)ふくしまの恵み安全対策協議会 令和4年6月30日現在

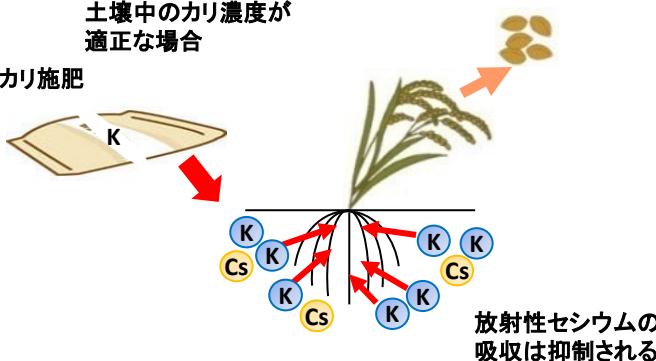
米の全量全袋検査



カリ施肥による稻の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が適正な場合

カリ施肥



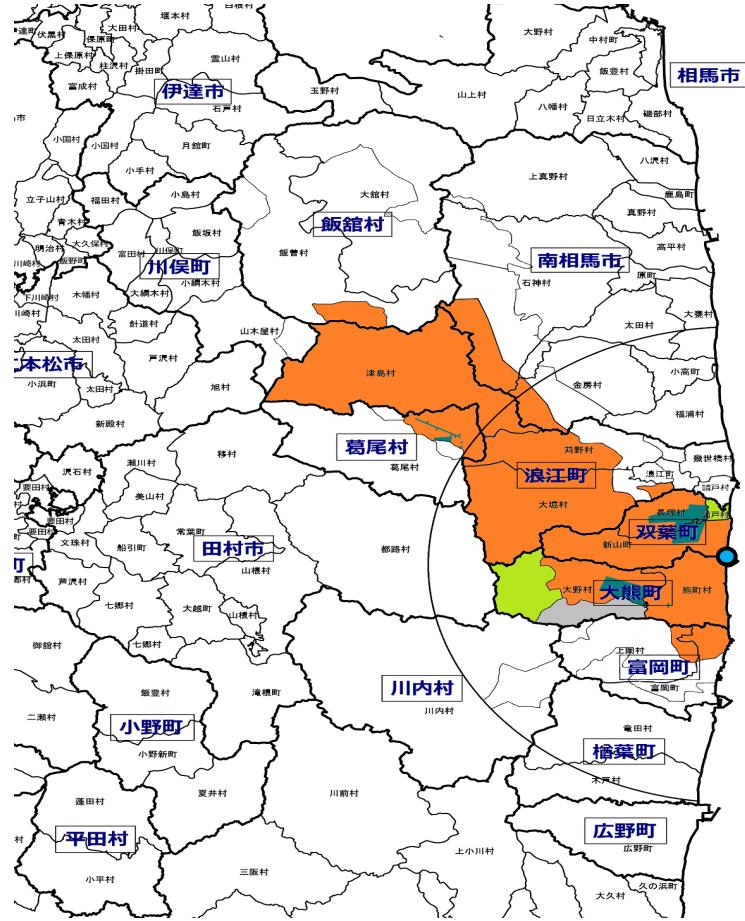
年度	検査点数	基準超過点数※1	基準値超過割合(%)※1
平成25年度	11,006,552	28	0.0003
平成26年度	11,014,971	2	0.00002
平成27年度	10,498,720	0	0
平成28年度	10,266,012	0	0
平成29年度	9,976,698	0	0
平成30年度	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,612	0	0
令和2年産※2	320,381	0	0
令和3年産	306,821	0	0

※1 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値

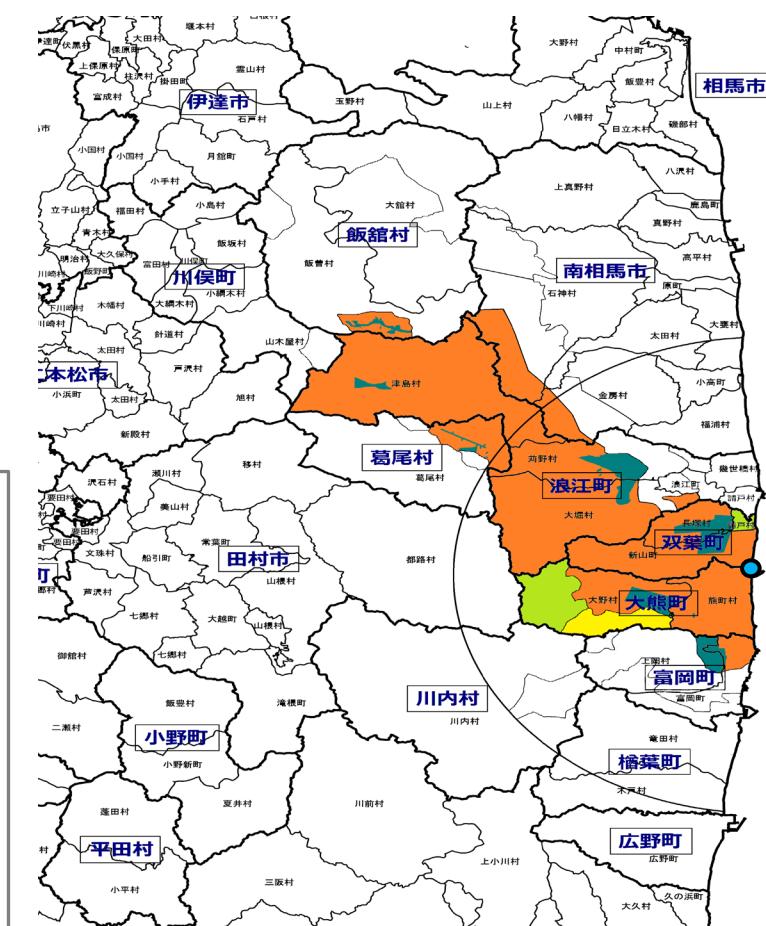
※2 令和2年産からは、避難指示区域等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村))のみの値

令和4年産米の作付制限等の対象地域(令和3年産との比較)

令和3年産米



令和4年産米



作付制限

作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培 (旧避難指示解除準備区域)

農地保全・試験栽培 (特定復興再生拠点区域)

除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

全量生産出荷管理

管理計画を策定し、全ての場で吸収抑制対策を実施。もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。

福島第一原子力発電所

拡大



② 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画：本文（米・水田農業関係抜粋）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

（6）需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯闘の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

【令和2年3月31日閣議決定】

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連坦化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析して場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数事業者や他品目との配達の共同化等による物流効率化を推進する。

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題	
	国内消費仕向量(万トン) 1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)					
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度		
米	845 (54)	797 (51)	821	806	<ul style="list-style-type: none"> ○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯闘の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減 	
米 米粉用米・ 飼料用米を 除く	799 (54)	714 (50)	775	723	<ul style="list-style-type: none"> ○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成 	
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大 	
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化 	

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計）1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。

注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

＜参考データ＞

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 〔米粉用米・飼料用米を除く〕	532	547	147	132		
米粉用米	523	584	0.5	2.3	97	98
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。

米粉用米・飼料用米・小麦・大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算額 305,000(305,000)百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、**高収益作物の導入・定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]） ○ 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]） ○ 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戰略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者**を支援します。

2. 產地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5. 水田リノベーション助成

產地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行なう農業者を支援します。※7・8

※7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一括りに執行

<事業の流れ>

當農計画書・交付申請書等の取りまとめ



[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a ^{※2}
WCS用稻	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a ^{※3}

<交付対象水田>

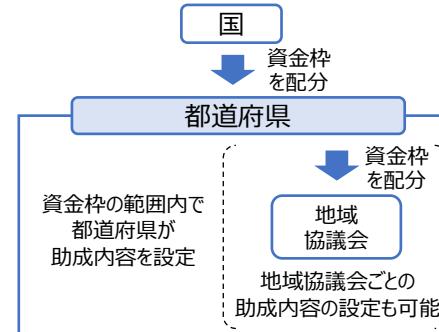
- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※3：標準単収以上の収量が確定だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

產地交付金



- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物 ^{※4} の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

※4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

水田農業高収益化推進助成

- ① **高収益作物定着促進支援**（2万円（3万円^{※5}）/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援^{※6}。
- ③ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：令和5年度までの時限単価。
その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像

【 令和 3 年度 】

①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
- ・転換作物拡大加算 : 1.5万円/10a
- ・高収益作物等拡大加算 : 3.5万円/10a

②地力増進作物への支援

③交付対象水田

- ・水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

④多年生作物（牧草）に対する支援

- ・当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

⑤高収益作物畑地化支援

- ・品目を問わず17.5万円/10aで支援

⑥产地交付金の運用ルール

- ・取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

【 令和 4 年度 】

- ・取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援

- ・新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設

- ・拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

- ・計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

- ・現行ルールを再徹底

- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針

- ・生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し

当年産において播種から収穫までを行うもの : 3.5万円/10a

当年産において播種を行わず収穫を行うもの : 1.0万円/10a

- ・高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し

高収益作物 17.5万円/10a

その他作物 10.5万円/10a

- ・現行ルールを再徹底

- ・使途設定の透明性を向上（助成内容の公表）

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28.4 予算執行調査の開始

○ H28.6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29.1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
⇒ 要綱に反映 (H29.4月1日付け政策統括官通知)

○ R4年度に向けた方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

令和4年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況(令和3年9月から令和4年7月27日まで)

- 昨年9月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、主産県等との意見交換（キャラバン）を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA等集荷業者に対してキャラバンを実施。

全国会議（TV会議）

R3.9.17 (参加者約500名)
R3.10.18 (約560名)
R3.11.22 (約520名)
R3.12.2 (約630名)
R4.1.6 (約690名)
R4.3.8 (約530名)
R4.6.3 (約580名)

計7回実施

主産県等との意見交換（キャラバン）

【本省対応】

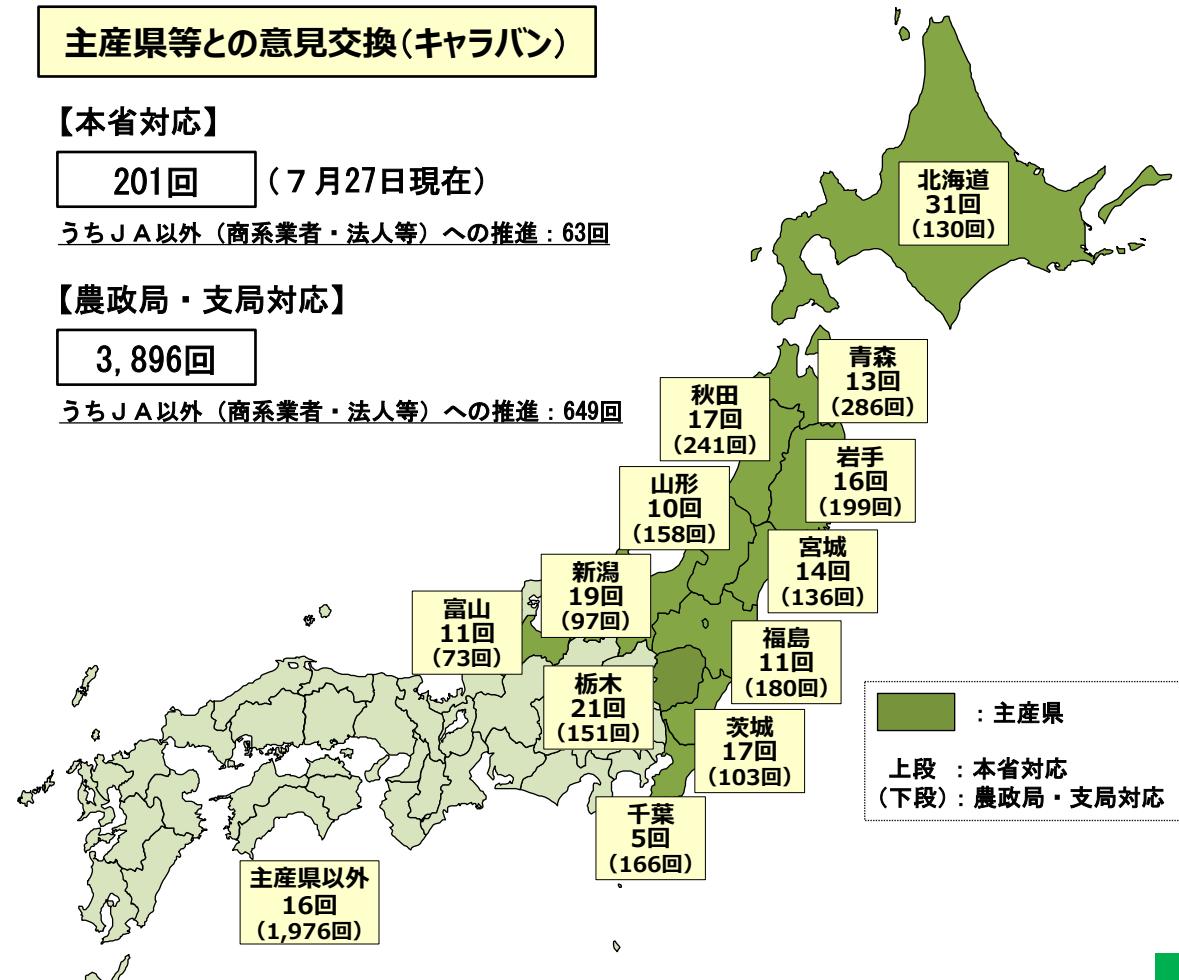
201回 (7月27日現在)

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：63回

【農政局・支局対応】

3,896回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：649回



交付対象水田に係る課題の把握・検証について

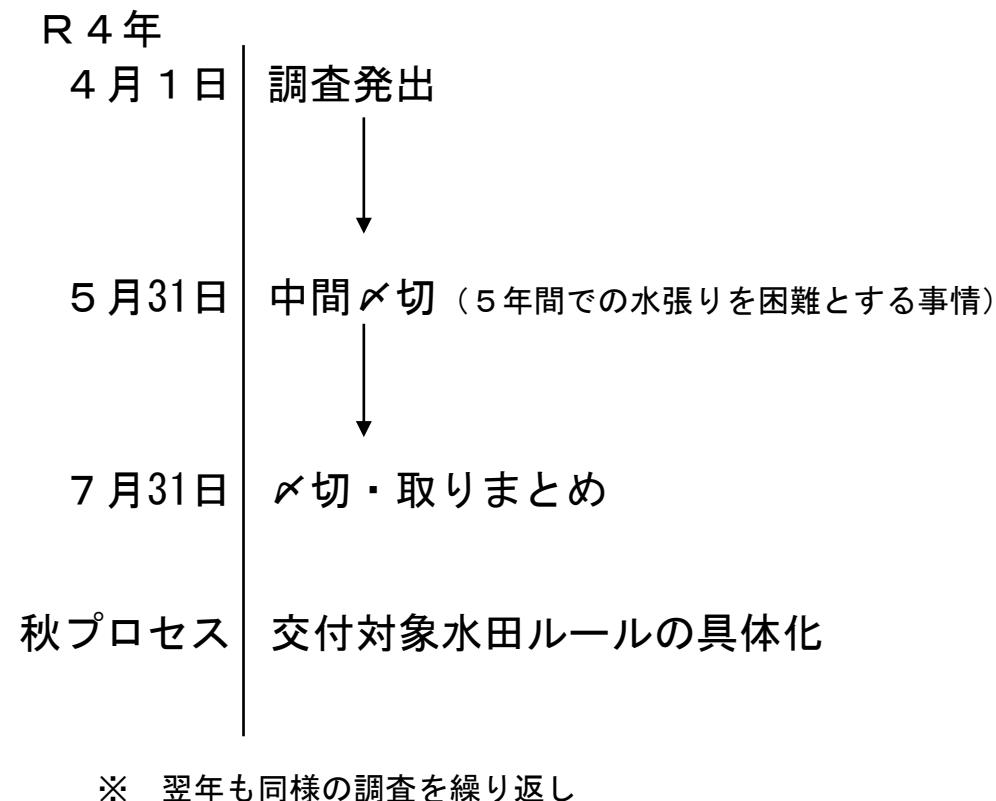
1. 課題の把握手法

- ① 現地との意見交換・調査における事例収集（昨年12月以降実施中）
- ② 4月1日付で調査を発出し、全国的に課題集約

2. 調査における把握対象の課題

- ① 5年間での水張りを困難とする事情※
 - ② 交付対象水田の整理状況
- ※ 現状において水田機能を有しないことに端を発する
事情・課題は把握対象外

3. スケジュール



水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響 (中間取りまとめ)

1. 5年間で水張りを行う農地を交付対象水田とすることについての課題

R4. 6. 2時点版

主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）

（1）災害復旧・基盤整備事業

- 災害によって用水供給設備等が壊れ、現状では水張りが困難な農地がある。
- 基盤整備事業を実施中又は計画中であり、今後5年間では水稻作付けが行えない農地がある。

（2）ブロックローテーション

- そば、大豆、野菜、牧草など品目によっては、水張りが可能な農地であっても収量や品質の低下などブロックローテーションに馴染まないものがある。
- 6年以上の間隔で輪作体系を組んでおり、今後5年間では水稻作付けを行う予定がない。
 - ・ そばや大豆など連作障害を抑制できている農地でもブロックローテーションが必要なのか。
 - ・ 湿害に弱いそばを組み入れたブロックローテーションには懸念がある。
 - ・ 連作障害に強く、5年程度の連作が可能なネギを作付けている。
 - ・ 稲と転換作物とのブロックローテーションを行うと、窒素過多で高タンパクとなり、米の食味が低下する。
 - ・ 10年程度の大きなスパンで輪作をすることが効果的。

主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）

（3）水張りの確認

- 水稻以外に「水張り」を行う品目をどう扱うのか。
- 水稻作付けではなくとも、別 の方法で水張りができれば水田機能があることを示すことができるのではないか。

- ・水田におけるヒエの栽培は「水張り」に該当しないのか。
- ・レンコン畑は「水張り」に該当しないのか。
- ・畦畔や用水路があれば水張りをせずとも交付対象水田として維持できるようにできないか。
- ・排水対策のために耕盤を壊している場合、水稻を生産できる状態に戻すのは不可能又は時間を要する。
- ・地下灌漑設備のある農地の扱いはどうなるのか。

（4）その他交付対象水田の扱い

- ・畠地化した後に耕作者が変わった場合、交付対象水田に戻すことができないか。
- ・有機JAS認証を得ている農地について、有機以外を作付けした場合には再度認証を得るまで3年間要するため、ブロックローテーションすることが難しい。
- ・水稻育苗ハウスが建設される農地について、区画整理時に支障を来さないよう特例的に交付対象水田として維持できるようにできないか。

2. 今回の措置に伴う影響と課題

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
①畠地化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の畠地化支援では不十分で、畠地化に踏み切れない。高収益作物の畠地化には手厚い支援があるが、その他の作物への支援は不十分。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畠地化／交付対象水田から除外されても所得が減少しないよう、水田政策の代替となる新たな支援措置を講じて欲しい。 ・ 畠地化支援について複数年に分けた交付にできないか。 ・ 畠地化支援の交付単価を増額できないか。 ・ 令和6年度以降も畠地化支援の交付金を継続して欲しい。 ・ 子実用とうもろこしは、必要な労働時間が短く、新たな転換作物として検討したいが、畠地化すると支援が受けられない。
②牧草関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付金の対象外となれば、牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができなくなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畠地化して交付対象外となったとしても、飼料生産への支援対策を講じて欲しい。 ・ 何十年も牧草を作つて来て、今更水張りできない。

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
③土地改良関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象水田から除外されれば、賦課金（水利費）の支払が困難となり、水利施設の維持管理や土地改良区の運営に影響が出る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑地化して土地改良区の地区から除外した場合、土地改良区に決済金を支払う必要がある。また、決済金は改良区によってバラバラである。 ・ 畑地化が進んでも、水利施設の維持管理に支障が生じないように、また残される水田作の農業者の負担が増えないようにして欲しい。 ・ 畑地化に伴って、受益に見合った土地改良区の水利費や賦課金の見直しを行うことが必要。 ● ブロックローテーションや畠地化を進めるには、暗渠排水等の基盤整備事業を進めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水張り面積が増えた場合、用水不足や水路等インフラが対応できるか懸念。 ・ 地域の一部で畠地化された場合、その後の基盤整備に支障が出る。 ・ 不要となった施設が発生した場合、撤去費用が発生する。 ・ 水張りをするために新たな設備や基盤整備が必要であり、費用負担が大きい。
④中山間地域関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 中山間地域の条件不利農地を守るために耕作していたが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域など日本の農業の特徴を踏まえた支援をお願いしたい。 ・ 条件不利農地を守るための支援を考えて欲しい。 ・ 畑に転換すると中山間直払の畠の傾斜基準が適用され、交付の対象から外れる。

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象外となり、交付金収入が無くなると、経営が成り立たない。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象外となれば中山間地域での大豆やそばの生産が困難になる。 ・園芸団地などの整備にあたっては交付金も計算に入れて投資をしてきており、対象外になると返済が難しくなる。 ・畠地化や大豆生産のためには大型機械の導入が必要であり助成措置・予算確保をお願いしたい。 ● 交付金が無くなると、農地の集積・集約化が進まなくなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、離農が進んで農地の引き受け手もいなくなり耕作放棄地が増える。 ・交付対象水田から除外されると農地の評価額・資産価値が下がる。 ・借手がなく自己保全管理をしており、水稻作付されずに交付対象外となれば耕作放棄地になる。

水田農業の高収益化の推進〈一部公共〉

〈対策のポイント〉

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

〈政策目標〉

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

〈事業の内容〉

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援します。**

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の新たな導入**（2万円（3万円※1）/10a×5年間）
- ② 高収益作物による畑地化（17.5万円※2/10a）
- ③ 子実用とうもろこしの作付け（1万円/10a）

※1 加工・業務野菜等の場合
※2 R5年度までの時限措置

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「**推進計画**」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援します。**

- ① 「**推進計画**」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

〔お問い合わせ先〕

- | | | |
|------------|-------------|------------------------------|
| (1、2①②の事業) | 農産局園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (2③の事業) | 農産局果樹・茶グループ | (03-3502-5957) |
| (1、2①の事業) | 畜産局飼料課 | (03-3502-5993) |
| (2②の事業) | 経営局経営政策課 | (03-6744-2148) |
| (3の事業) | 農産局企画課※ | (03-3597-0191) ※プロジェクトの窓口を担当 |
| (4の事業) | 農村振興局設計課 | (03-3502-8695) |

〈事業イメージ〉

1. 計画策定の支援

- ・時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業（10億円の内数）
- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認
・
支援

策定
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（10億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（126億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（21億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（51億円の内数）等※

※ このほか、農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型でも実施

3. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成（3,050億円の内数）〕

4. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化基盤整備事業（3,322億円の内数）、農地耕作条件改善事業（248億円）等
- ②：農業競争力強化基盤整備事業（3,322億円の内数）

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

【令和3年度補正予算額 42,000百万円】

<対策のポイント>

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、**実需者との結びつきの下で新市場開拓用米等の低成本生産等に取り組む生産者を支援**するとともに、需要の創出・拡大に向けた**実需者の製造機械・施設整備等を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低成本生産等の取組支援 41,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低成本生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援**します。

対象作物	助成単価
新市場開拓用米、麦、大豆、高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a
加工用米	3万円/10a

※ 1 令和4年産の基幹作が対象です。

※ 2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。

※ 3 高収益作物及び麦・大豆については、加工用等の用途指定があります。

※ 4 本支援の対象となった面積は、令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 1,000百万円

① 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替え**のために必要となる機械・施設の整備を支援します。

（補助率：1/2以内）

② 新市場開拓に取り組む実需者による施設整備等支援

新市場開拓用米の複数年契約を産地と結び、輸出等に取り組む実需者による**保管施設の整備等**を支援します。（補助率：1/2以内）

※ ①②とも、事業実施主体は農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物、麦・大豆、子実用とうもろこしについて、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低成本生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米

高収益作物、子実用とうもろこし

麦・大豆



[例] 直播栽培



排水対策



土壤診断に基づく施肥

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援



[例] 輸出向けパックご飯の製造ライン増設



冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修



新市場開拓用米等の保管倉庫の整備

【お問い合わせ先】
(1の事業) 農産局企画課 (03-3597-0191)
(2①の事業) 穀物課 (03-6744-2108)
(2②の事業) 企画課 (03-6738-6069)

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の採択結果について

- 水田リノベーション事業について、3月9日までの期日にて要望調査を実施したところ、農業者に対する低コスト生産等の取組支援（補正及び当初の合計予算額430億円）に対して、合計435億円の要望があった。
- 本事業は、低コスト生産等の取組面積・割合や主食用米の削減面積・割合等に応じたポイント付けを行い、品目毎・地域協議会毎にポイントの高い順に採択する補助事業。この方法に基づいて審査した結果、採択は以下のとおり。
- なお、本事業の採択見込み協議会（459協議会）において、合計で対前年▲2.2万haの主食用米作付面積の削減を約束。

＜対象品目毎の採択額・採択率＞

※1 R2補正における単価は4万円/10a

※2 地域協議会等の推進事務費0.8億円を含む

対象品目		新市場開拓用米	子実用とうもろこし	加工用米 ※1	麦	大豆	高収益作物	計 ※2
R3 R4 補正 当初	採択額	22億円	5億円	93億円	187億円	113億円	10億円	430億円
	採択率	100%	100%	98%	99%	99%	94%	99%

【採択審査における評価指標】

①低コスト生産等の『取組面積』又は『前年度からの増加割合』

②令和3年産から令和4年産に向けた主食用米の作付の『削減面積』又は『削減割合』

③令和4年産のリノベ対象品目の『作付面積』又は『前年度からの増加割合』

(参考)

R2 補正	採択額	19億円	—	94億円	94億円	52億円	10億円	268億円
	採択率	100%	—	68%	45%	58%	100%	58%

要望が品目毎の優先枠の範囲内のために、全ての要望について採択

低コスト生産の取組や主食用米作付面積の削減面積等に応じたポイントの高い地域協議会から採択

麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

【令和4年度予算額 100(100)百万円】

(令和3年度補正予算額 3,250百万円)

<対策のポイント>

麦・大豆の需要を捉えた生産の推進により国産シェアを拡大するため、作付の団地化と営農技術の導入、農業支援サービスの活用等による産地の生産体制の強化・生産の効率化を支援します。あわせて、作柄変動の大きい国産の供給力を安定させるため、民間保管施設の整備や一時保管により安定供給体制を確立します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万トン→108万トン) ○ 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万トン→23万トン) ○ 大豆生産量の増加 (21万トン→34万トン)

<事業の内容>

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

水田麦・大豆産地生産性向上事業

100 (100) 百万円

【令和3年度補正予算】2,148百万円

団地化の推進と営農技術の新規導入と併せて農業支援サービス等も活用した省力化の推進により、生産性の向上や環境に配慮した営農に向けて技術の新規導入を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援します。

2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

① 麦・大豆保管施設整備事業

【令和3年度補正予算】900百万円

国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備や、保管施設の整備と一緒に行う処理加工施設の整備を支援します。

② 麦類供給円滑化推進事業

【令和3年度補正予算】132百万円

国産麦の供給を円滑化するための一時保管を通じた安定供給体制の構築を支援します。

③ 麦・大豆利用拡大推進事業

【令和3年度補正予算】69百万円

国産麦・大豆の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。

(関連事業)

戦略作物生産拡大支援事業

87 (97) 百万円の内数

農地耕作条件改善事業

24,790 (24,790) 百万円の内数

スマート農業の総合推進対策のうちデータ駆動型農業の実践・展開支援事業

173 (173) 百万円の内数

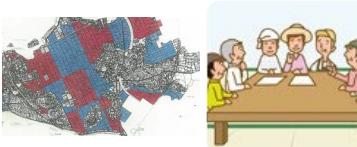
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

団地化の推進



営農技術の導入・畑地化実証支援



施設整備・機械導入



2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

麦・大豆の安定供給



保管施設の整備に向けた支援 (1/2以内)



国産麦・大豆の商品開発等を支援 (定額、1/2以内)

(1、2①③ (大豆) の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(2②③ (麦) の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

- 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトについて、令和3年度補正・4年度当初予算実施分で予算額33.5億円に対し、約31.6億円の要望があった。

<令和3年度補正・4年度当初予算実施分における事業ごとの執行状況>

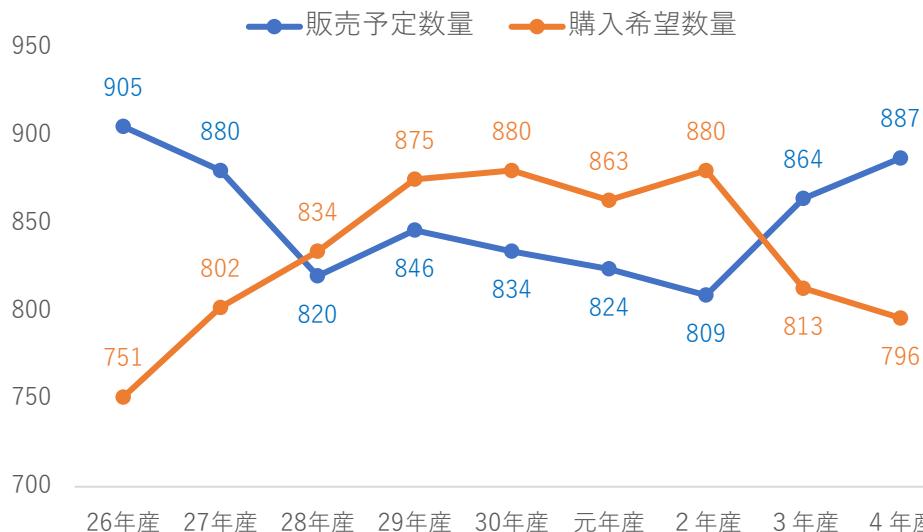
事業名	概要	割当て額 (見込みを含む)	予算額 ※括弧内は予算額に対する割当額の割合
①水田麦・大豆産地生産性向上事業	団地化の推進・営農技術の導入に取り組む産地をソフト・ハード両面で支援	22.2億円	22.5億円 (99%)
②麦・大豆保管施設整備事業	国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設整備を支援	7.4億円	9億円 (82%)
③麦類供給円滑化推進事業	国産麦の一時保管、安定供給体制の構築を支援	1.3億円	1.3億円 (100%)
④麦・大豆利用拡大推進事業	国産麦・大豆の利用拡大に向けた商品開発、マッチング等を支援	0.7億円	0.7億 (100%)
合　　計		31.6億円	33.5億円 (94%)

※ ①水田麦・大豆産地生産性向上事業については都道府県を通じた要望調査、その他3事業については公募を実施。

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、平成28年産以降、需要が供給を上回る傾向で推移していたが、令和4年産では直近3年連続の豊作により供給が需要を上回る状況。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は使用量を増加させる見通し。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料：民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- 「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- 全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



食用大豆の需要見込み

R2年度実績数量 (千トン)	R3年度		R4年度		R8年度	
	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み
1,053	211	102%	103%	104%	106%	114%

※ R2年実績数量は「食料需給表」を基に、穀物課推計。

※ R3年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果 (n=134) を基に、穀物課推計。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳



北海道産大豆
使用豆乳



通常の豆腐



北海道産大豆
使用豆腐



1.3倍
280円/1L → 350円/1L

資料：キッコーマンホームページ
注：価格は希望小売価格

1.4倍
96円/個 → 136円/個

資料：Amazonホームページ

収入保険制度の実施

【令和4年度予算額 18,418（17,695）百万円】

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

＜事業目標＞

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体【令和4年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 農業経営収入保険料・特約補てん金の国庫負担

15,887（15,830）百万円

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険事業事務費負担金

1,855（1,472）百万円

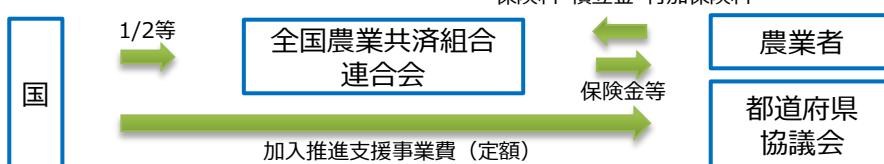
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

3. 収入保険加入推進支援事業

676（393）百万円

全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、青色申告の実施の働きかけを含めた、収入保険の加入推進活動を支援します。

＜事業の流れ＞



(1、2の事業)
(3の事業)

過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の
営農計画も考慮して設定

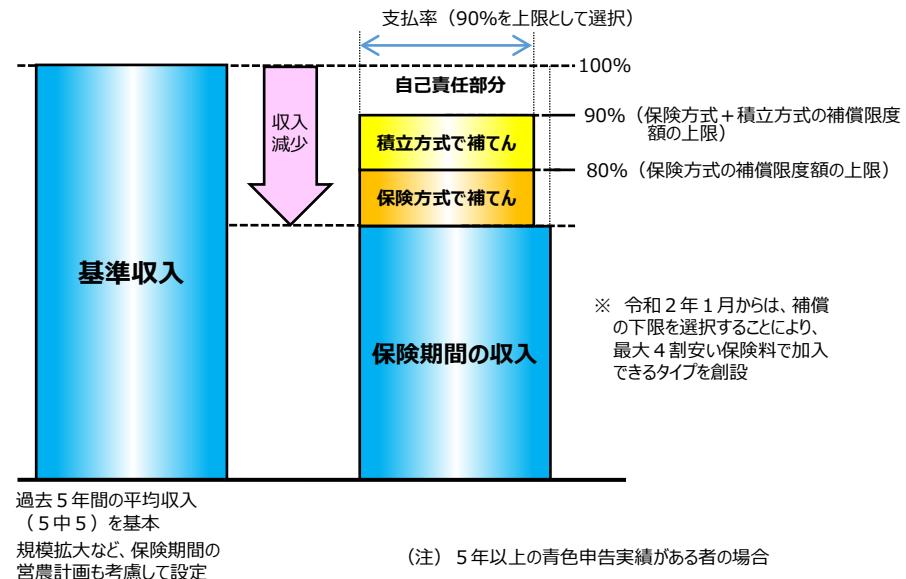
＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとならない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

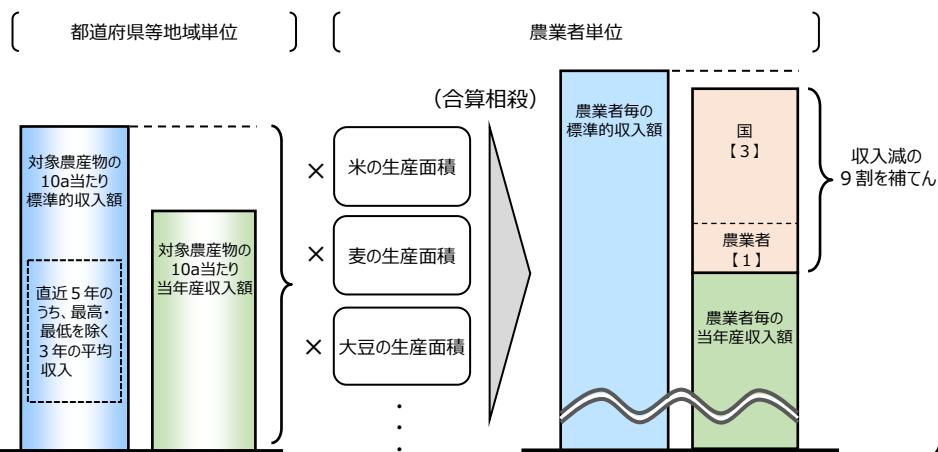
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

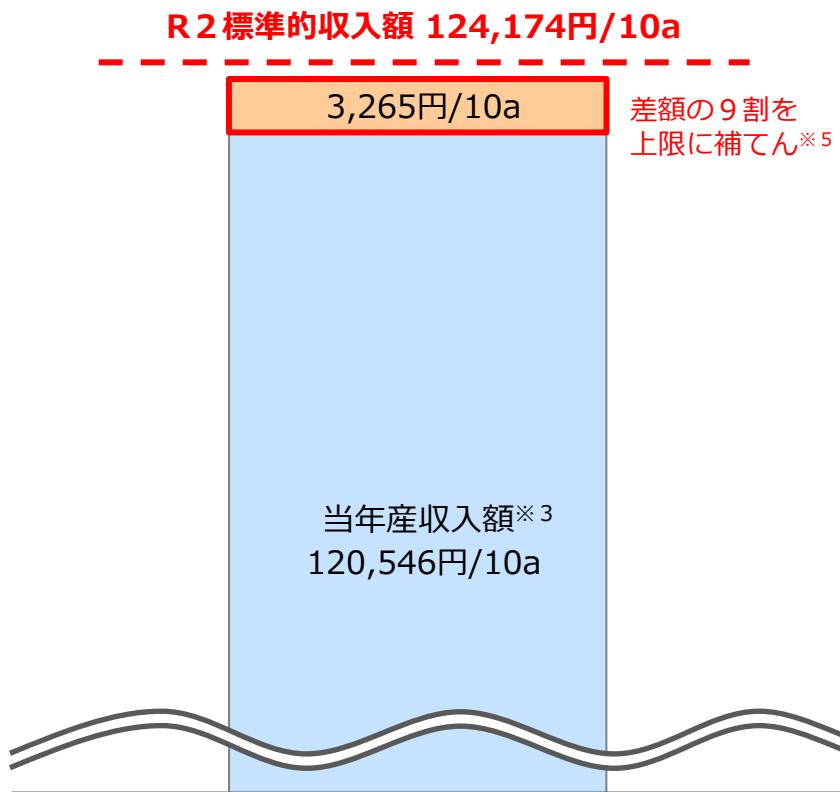
ナラシ対策: 令和3年産米の当年産収入額及び補てん額(試算)

【R2年産：全国】

米価^{※1} : 14,529 円/60kg

作況 : 99

R2当年産収入額^{※4} + ナラシ補てん額^{※5} (試算)
123,811/10a

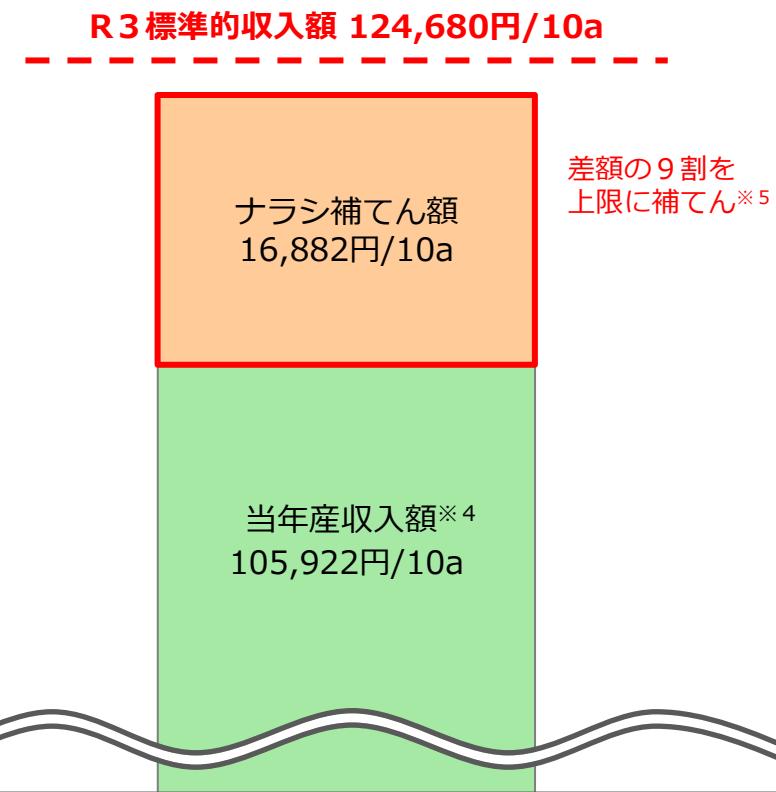


【R3年産：全国】

米価^{※2} : 12,903 円/60kg (※出回り～R4年3月まで)

作況 : 101

R3当年産収入額^{※4} + ナラシ補てん額^{※5} (試算)
122,804円/10a



※1 R2年産米価は、出回りから翌年10月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。

※2 R3年産米価は、出回りから翌年3月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。

※3 R2年産収入額は、R2年産水稻の10a当たり収量に、R2年産米価(R3年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。

※4 R3年産収入額は、R3年産水稻の10a当たり収量に、R3年産米価(R4年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。

※5 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作目ごとの収入差額を合算相殺して算出。

ナラシ対策:各年産の加入状況等

○ 加入申請件数・面積・主食用米のカバー率

	加入申請件数 (万件)	うち、米の 加入申請件数	加入申請面積 (米) (万ha)	主食用米の カバー率(試算) (%)
H24年産	7.1	6.0	43.1	43.5
H25年産	6.8	5.7	42.8	42.2
H26年産	7.1	6.0	45.0	43.4
H27年産	11.2	10.1	55.0	56.2
H28年産	11.0	9.8	55.3	56.9
H29年産	10.6	9.5	55.7	58.5
H30年産	10.1	9.1	57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8 (+収入保険(1.5): 9.3)	49.9 (+収入保険(10.7): 60.6)	51.4 (+収入保険(10.2): 61.6)
R2年産	7.8	6.8 (+収入保険(2.3): 9.1)	46.4 (+収入保険(17.9): 64.3)	47.7 (+収入保険(17.2): 64.8)
R3年産	6.8	5.9 (+収入保険(3.7): 9.6)	37.9 (+収入保険: -)	-

※1 加入申請件数・面積は、積立申出した者の数値。

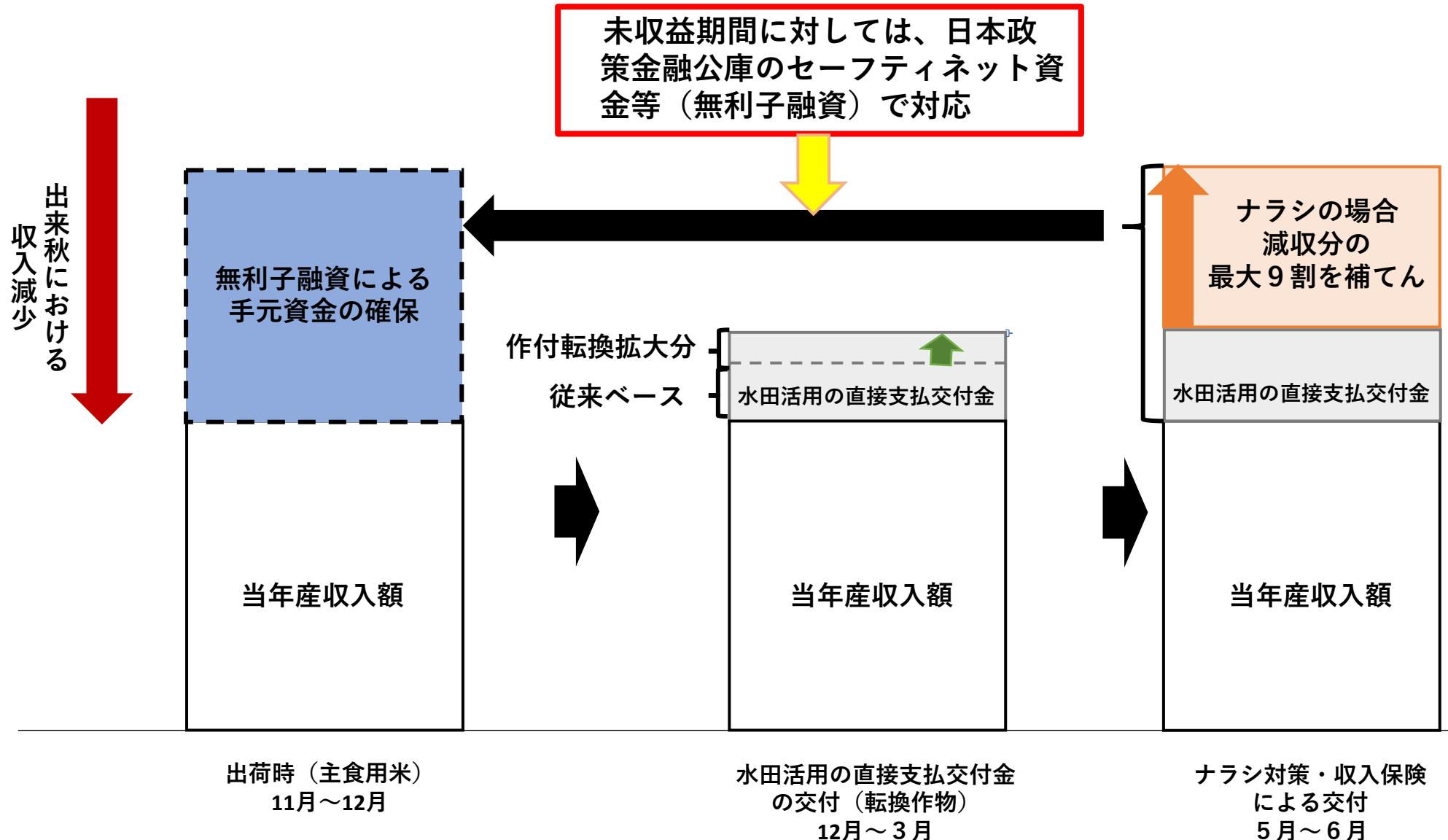
※2 R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値(R3年産の米の収入保険加入者件数は11月末時点の数値)。

※3 ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量(ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稻)で除して試算。

収入保険のカバー率は、収入保険加入数量(加入面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稻及び飼料用米)で除して試算。

(R3年産のカバー率は、農産物検査数量等が未確定のため現時点では試算していない。)

水田活用の直接支払交付金、ナラシ・収入保険の支払いまでの未収益期間に対する融資の拡充



<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。**

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者、輸出事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要開拓に向けた販売促進、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。**

産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。保管経費の支援対象期間を拡大。）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を**非主食用**へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した**輸送モデル実証**を支援します。

<事業イメージ>

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



〔展示商談会〕

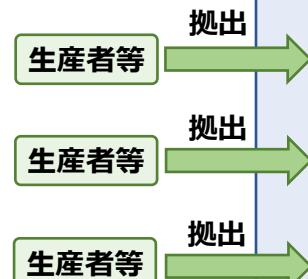


〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援

集荷業者・団体

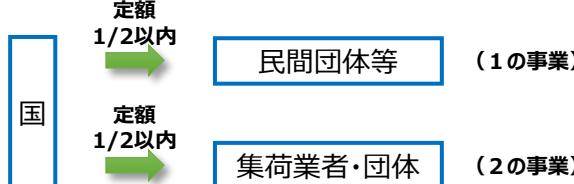


産地自らの
自主的な取組
①～④

↑ 定額、※
1/2以内
内
国

※ 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要減に相当する15万トンの米穀について、集荷団体と実需者等が連携して行う長期計画的な保管、中食・外食事業者等への販売促進や子ども食堂等の生活弱者への提供を支援することにより、需給の安定に向けた市場環境を整備します。

<事業目標>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている米穀の市場環境の整備

<事業の内容>

1. 長期保管の支援

産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、集荷団体と実需者等が市場に影響を与えないように連携して行う长期計画的な販売に伴う保管に係る経費等を支援します。

(補助率：定額)

2. 中食・外食事業者等への販売促進支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中食・外食事業者等に対し、市場に影響を与えないよう行う販売促進の取組を支援します。

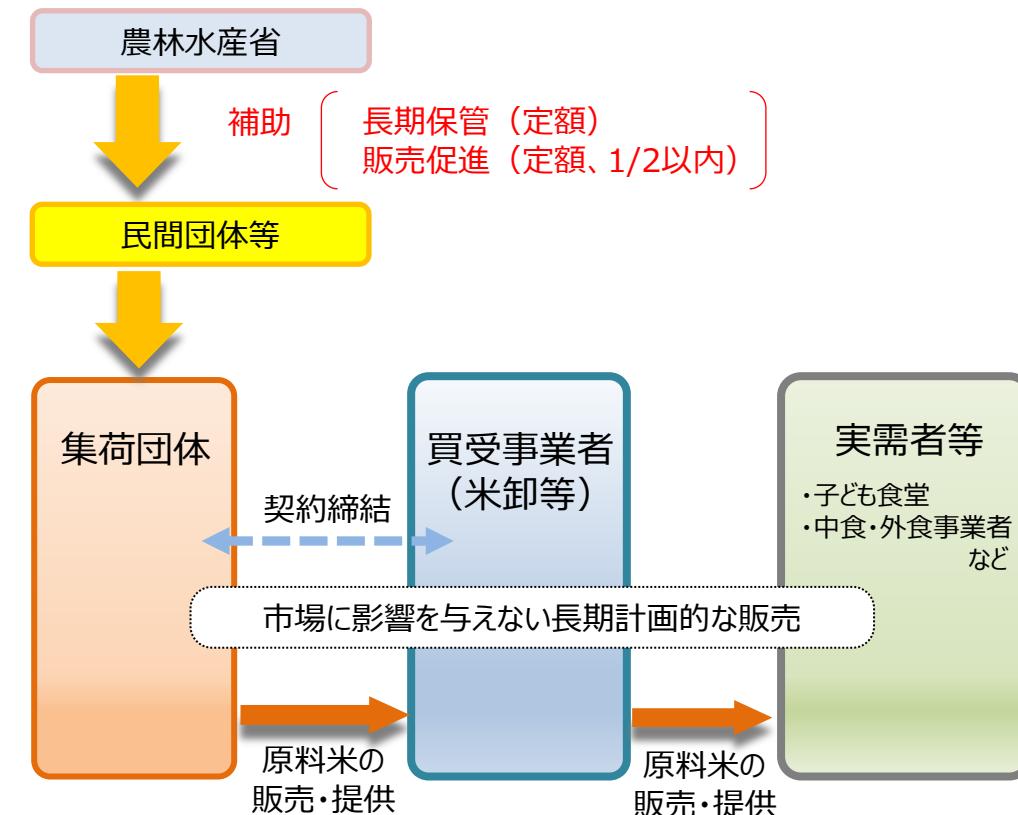
(補助率：1/2以内)

3. 生活弱者への提供支援

子ども食堂・子ども宅食等の生活弱者に対し、米を提供する取組を支援します。

(補助率：定額)

<事業イメージ>



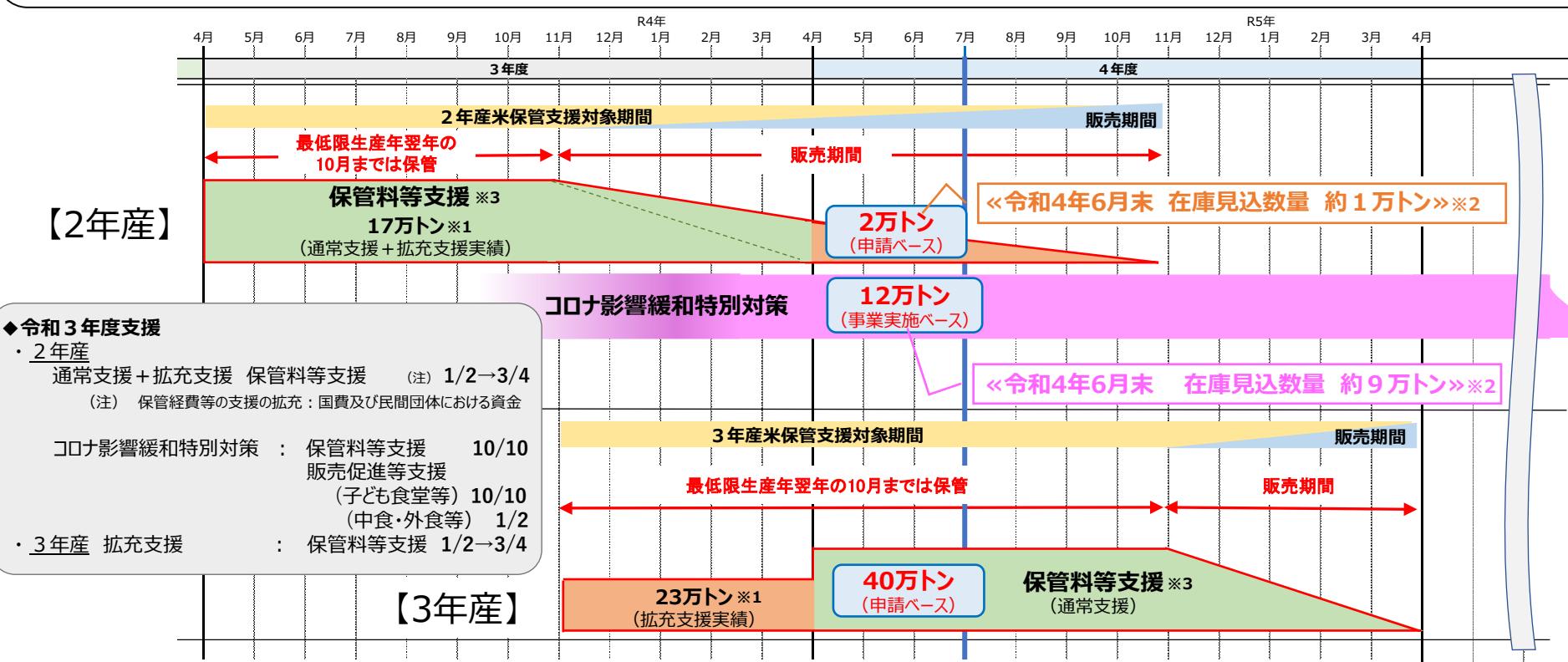
<事業の流れ>



令和2年産米・3年産米の保管料等支援のイメージ

(「米穀周年供給・需要拡大支援事業」及び「コロナ影響緩和特別対策」)

- 令和2年産米の15万トンの「コロナ影響緩和特別対策」については、事業実施主体の全農が17の集荷団体から12万トンの申請を受け付け、事業を開始。
〔※ 申請のあった12万トンのうち、令和4年6月までに約3万トンを中食・外食事業者向けの販売や子ども食堂等に供給。〕
- 令和3年産米の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の拡充支援については、23万トンの実績。
〔※ 保管料等の支援対象期間を5か月間前倒しし、令和3年11月から拡充支援を行ったところ、申請ベースでは26万トンとなったが、卸等のニーズに基づき本年10月末を待たずに3万トンが販売されたこと等により、支援実績は23万トン。〕
- また、令和4年4月以降の保管経費等の支援については、昨年度の拡充支援からの継続分も含め、40万トンの申請。



※1 : 3年度予算における支援実績数量

※2 : 事業実施主体からの申請報告を取りまとめたもの

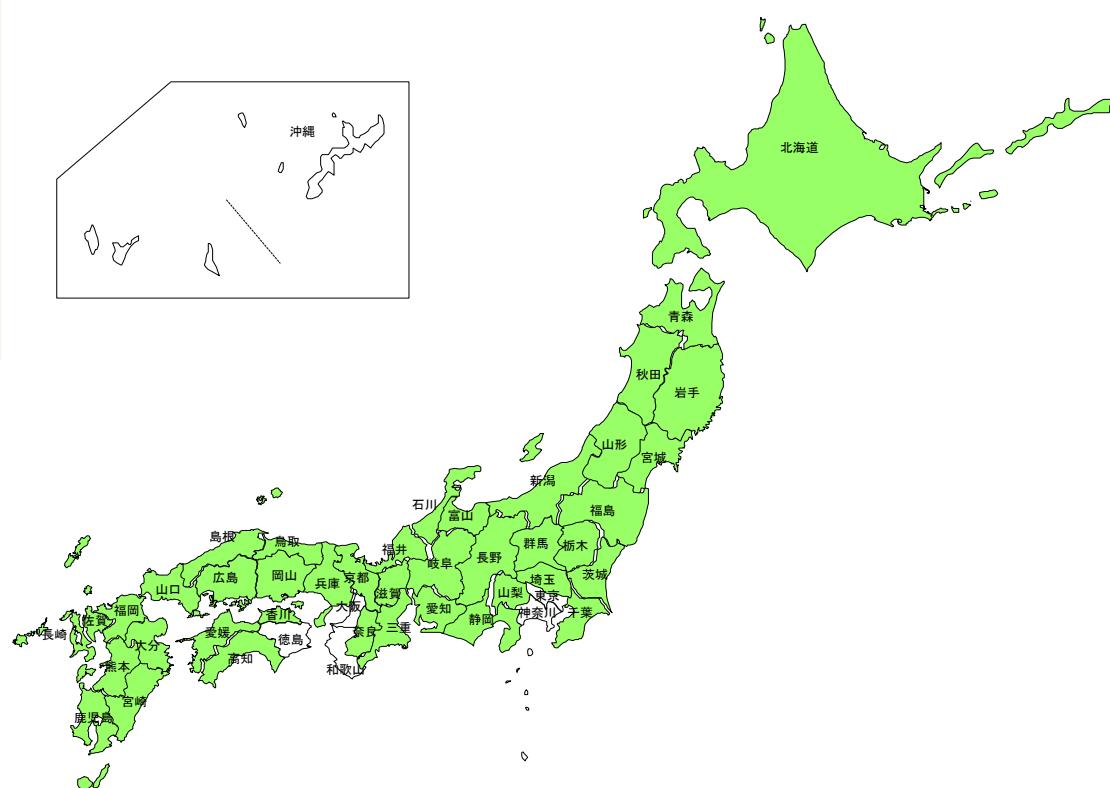
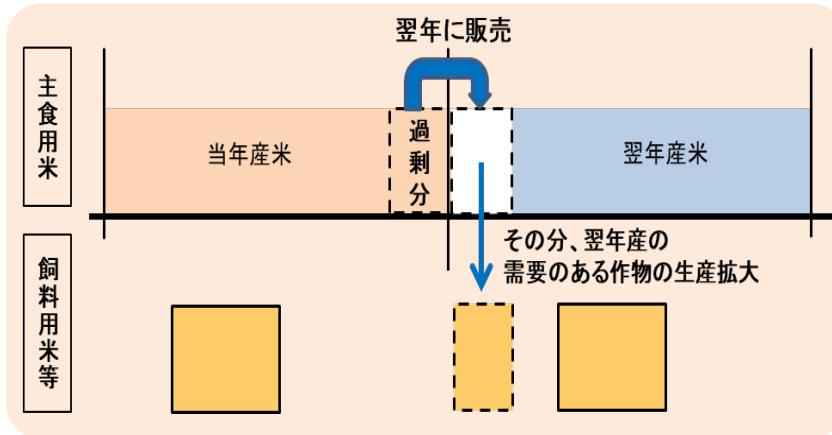
※3 : 保管料等の支援対象経費 保管料 : 米穀の保管経費

金利 : 販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息

集約経費 : 対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費

主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和4年度予算額：50億円（前年度：50億円）)
- 本事業を活用するための体制整備は41道府県の47事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。（令和3年度においては35道県の36事業者において活用）
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金：令和4年度予算額：3,050億円（前年度：3,050億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地	41道府県
【令和3年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、愛媛、香川、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島	35道県 (36事業者)
【令和2年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、兵庫、鳥取(2)、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島	29道県 (31事業者)

注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

農業再生協議会について

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン(地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか)を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

(都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

(地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田収益力強化ビジョン(地域毎の作付作物推進方針)の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務(交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力)
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組(例：現地確認におけるタブレットの導入) など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)

- 各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付意向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の取組状況についての情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

全国会議実施状況（4年産）

【主な内容】

- ・ 国からの情報提供（全国の需給見通し、関連予算等）
- ・ 各県からの情報提供（取組状況）

【参集範囲】

- ・ 各都道府県農業再生協議会
- ・ 全国団体（全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稻作経営者会議、全米販等）

【開催日と出席者数】

令和3年9月17日（参加者約500名）

10月18日（約560名）

11月22日（約520名）

12月2日（約630名）

令和4年1月6日（約690名）

3月8日（約530名）

6月3日（約580名）

生産現場への情報提供

- ・ 産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

【実施状況】

都道府県段階（県協議会、県庁、県中央会、全農県本部等）への情報提供

H28年産：延べ 55県

H29年産：延べ 42県

H30年産：延べ 51県

R元年産：延べ 104県

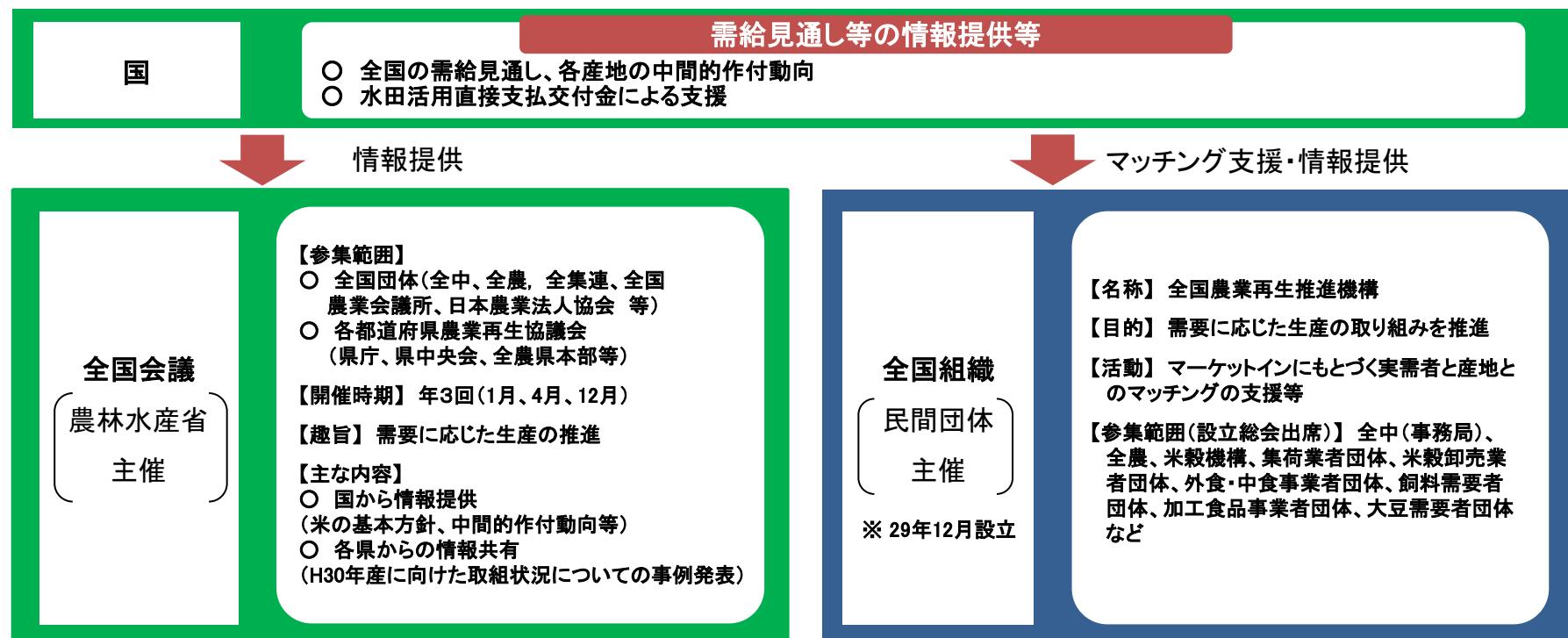
R2年産：延べ 76県

R3年産：延べ 64県

R4年産：延べ 64県

全国的な推進組織について

- 国においては、各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、全中、全農、全集連等の全国団体や、各都道府県の農業再生協議会を参考し、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の取組について情報を相互に共有する会議を年2回開催しているところであり、今後もこうした取組を継続。
- 平成29年12月に、全国農業再生推進機構が発足。機構では、行政による生産数量配分に頼らずとも、生産者が中心となって需要に応じた生産を行う今般の米政策見直しの趣旨を前提に、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援等を行っているところ。
- 国としても、米穀周年供給・需要拡大支援事業(安定取引拡大支援事業)の活用による産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組への支援や、全国の需給見通し等の情報提供を行う。



需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

用途に応じた米
生産が重要！

買い手の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

少しでも単価の高
い米を売りたい！

産地の意向

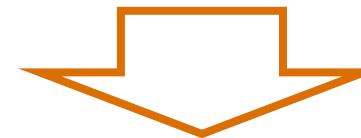
一般家庭用

需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

- 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。

- 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



- 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

〔それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。〕

－取組事例(A市B生産法人)－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種(あきだわら)の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

令和3年生産量:701万トン

中食・外食向け販売量の状況について①(中食・外食向け販売実態調査結果)

○ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔 令和2年7月から3年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った 数量のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。 〕

販売先割合の推移（全国）

	2/3年	元/2年	30/元年	29/30年
中食・外食向け	37%	37%	38%	39%
家庭内食向け等	63%	63%	62%	61%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

	2/3年	元/2年	30/元年	29/30年	
1 群馬	75%	群馬	67%	福島	65%
2 福島	68%	岡山	65%	栃木	65%
3 栃木	58%	福島	64%	群馬	62%
4 岡山	57%	栃木	61%	岡山	60%
5 愛知	53%	山口	56%	山口	57%
6 青森	50%	熊本	53%	宮城	53%
7 山口	49%	宮城	48%	熊本	53%
8 岐阜	47%	青森	48%	山形	49%
9 宮城	47%	山形	46%	青森	47%
10 山形	44%	岩手	44%	鳥取	44%

注：中食・外食向け販売量が、1,000㌧未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合（上位20）

	2/3年			元/2年			30/元年			29/30年		
	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合
1 山形	はえぬき	7%	宮城	ひとめぼれ	6%	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	7%	
2 宮城	ひとめぼれ	6%	栃木	コシヒカリ	6%	栃木	コシヒカリ	6%	山形	はえぬき	7%	
3 青森	まつぐら	5%	山形	はえぬき	5%	山形	はえぬき	6%	栃木	コシヒカリ	7%	
4 福島	コシヒカリ	5%	福島	コシヒカリ	5%	福島	コシヒカリ	5%	北海道	ななつぼし	5%	
5 栃木	コシヒカリ	5%	青森	まつぐら	4%	青森	まつぐら	4%	福島	コシヒカリ	4%	
6 岩手	ひとめぼれ	4%	北海道	ななつぼし	4%	北海道	ななつぼし	4%	岩手	ひとめぼれ	4%	
7 北海道	ななつぼし	4%	岩手	ひとめぼれ	4%	岩手	ひとめぼれ	3%	青森	まつぐら	4%	
8 新潟	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	4%	
9 茨城	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	
10 秋田	あきたこまち	3%	北海道	ゆめぴりか	2%	福島	ひとめぼれ	2%	秋田	あきたこまち	2%	
11 福島	ひとめぼれ	2%	福島	ひとめぼれ	2%	北海道	ゆめぴりか	2%	長野	コシヒカリ	2%	
12 北海道	ゆめぴりか	2%	秋田	あきたこまち	2%	秋田	あきたこまち	2%	福島	ひとめぼれ	2%	
13 長野	コシヒカリ	2%	長野	コシヒカリ	2%	長野	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	
14 新潟	こしいぶき	1%	富山	コシヒカリ	1%	栃木	あさひの夢	2%	北海道	きらら397	1%	
15 富山	コシヒカリ	1%	北海道	きらら397	1%	富山	コシヒカリ	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	
16 北海道	きらら397	1%	栃木	あさひの夢	1%	千葉	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	
17 福島	天のつぶ	1%	新潟	こしいぶき	1%	北海道	きらら397	1%	栃木	あさひの夢	1%	
18 栃木	あさひの夢	1%	千葉	コシヒカリ	1%	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%	
19 愛知	あいちのかおり	1%	青森	つがるロマン	1%	新潟	こしいぶき	1%	青森	つがるロマン	1%	
20 青森	つがるロマン	1%	福島	天のつぶ	1%	千葉	ふさごがね	1%	群馬	あさひの夢	1%	

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②(中食・外食向け販売実態調査結果)

令和2/3年の産地別販売割合

産地	中食・外食向け (産地品種銘柄別内訳)					家庭内食 向け等
北海道	30% (100.7)	ななつぼし 14% (46.1)	ゆめぴりか 6% (20.3)	きらら 4% (15.1)	その他 6% (19.2)	70% (238.0)
青森	50% (70.4)	まっしぐら 42% (59.8)	つがるロマン 7% (10.2)	その他 0% (0.4)		50% (70.7)
岩手	41% (56.7)	ひとめぼれ 35% (48.9)	あきたこまち 2% (3.3)	銀河のしづく 0% (0.5)	その他 3% (4.0)	59% (81.8)
宮城	47% (82.8)	ひとめぼれ 41% (72.5)	つや姫 1% (1.0)	サザニシキ 2% (3.3)	その他 3% (6.1)	53% (94.3)
秋田	20% (57.5)	あきたこまち 10% (30.1)	めんこいな 3% (7.7)	ひとめぼれ 3% (9.2)	その他 4% (10.5)	80% (236.9)
山形	44% (89.0)	はえぬき 36% (73.5)	つや姫 2% (4.0)	ひとめぼれ 2% (3.5)	その他 4% (8.0)	56% (113.3)
福島	68% (101.4)	コシヒカリ 38% (57.5)	ひとめぼれ 15% (23.1)	大のつぶ 10% (14.5)	その他 4% (6.3)	32% (48.2)
茨城	36% (49.4)	コシヒカリ 26% (35.9)	あきたこまち 3% (3.5)	あさひの夢 2% (2.2)	その他 6% (7.8)	64% (88.0)
栃木	58% (81.9)	コシヒカリ 38% (53.9)	あさひの夢 10% (14.2)	とちぎの星 7% (9.6)	その他 3% (4.1)	42% (59.0)
群馬	75% (12.0)	あさひの夢 58% (9.3)	ゆめまつり 14% (2.2)	その他 3% (0.5)		25% (4.1)
埼玉	37% (9.6)	彩のかがやき 11% (3.0)	彩のきずな 11% (2.9)	コシヒカリ 6% (1.6)	その他 8% (2.1)	63% (16.4)
千葉	23% (21.8)	コシヒカリ 11% (10.0)	ふさごかね 9% (8.2)	ふさおどめ 2% (2.0)	その他 2% (1.6)	77% (73.5)
新潟	24% (66.8)	コシヒカリ 13% (37.1)	こしいぶき 6% (16.5)	その他 5% (13.1)		76% (209.2)
富山	35% (28.5)	コシヒカリ 19% (15.7)	てんがく 4% (3.5)	その他 12% (9.3)		65% (52.0)
石川	33% (17.1)	コシヒカリ 17% (8.8)	ゆめみづほ 9% (4.6)	その他 7% (3.7)		67% (34.7)

産地	中食・外食向け (産地品種銘柄別内訳)					家庭内食 向け等
福井	27% (16.1)	コシヒカリ 12% (7.1)	ハナエチゼン 6% (3.9)	あきさかり 4% (2.5)	その他 4% (2.7)	73% (43.8)
山梨	39% (1.8)	コシヒカリ 31% (1.4)	その他 8% (0.4)			61% (2.7)
長野	34% (21.3)	コシヒカリ 31% (19.2)	あきたこまち 2% (1.0)	その他 2% (1.0)		66% (41.0)
岐阜	47% (12.3)	ハツシモ 25% (6.6)	コシヒカリ 4% (1.1)	あさひの夢 4% (1.0)	その他 13% (3.5)	53% (14.0)
静岡	15% (2.1)	コシヒカリ 10% (1.4)	きぬむすめ 1% (0.2)	あいちのかおり 1% (0.1)	その他 3% (0.4)	85% (12.2)
愛知	53% (16.0)	あいちのかおり 42% (12.8)	コシヒカリ 6% (1.7)	大粒の風 1% (0.3)	その他 4% (1.2)	47% (14.2)
三重	19% (7.7)	コシヒカリ 9% (3.6)	キヌヒカリ 4% (1.7)	その他 6% (2.4)		81% (32.4)
滋賀	26% (15.3)	コシヒカリ 5% (2.9)	キヌヒカリ 8% (4.9)	みずかみ 2% (0.9)	その他 11% (6.5)	74% (43.4)
京都	15% (1.5)	コシヒカリ 7% (0.7)	キヌヒカリ 5% (0.5)	ヒノヒカリ 0% (0.0)	その他 2% (0.2)	85% (8.6)
兵庫	21% (5.6)	コシヒカリ 7% (1.8)	ヒノヒカリ 4% (1.0)	キヌヒカリ 3% (0.8)	その他 7% (1.9)	79% (21.5)
奈良	19% (1.4)	ヒノヒカリ 12% (0.9)	その他 7% (0.5)			81% (6.0)
鳥取	28% (6.2)	きぬむすめ 10% (2.3)	コシヒカリ 5% (1.1)	ひとめぼれ 8% (1.8)	その他 5% (1.1)	72% (15.7)
島根	30% (6.9)	コシヒカリ 9% (2.2)	きぬむすめ 13% (3.0)	つや姫 5% (1.1)	その他 3% (0.6)	70% (16.4)
岡山	57% (19.5)	アグロノ 26% (8.8)	きぬむすめ 7% (2.5)	あきたこまち 8% (0.7)	その他 22% (7.5)	43% (14.7)
広島	39% (10.3)	コシヒカリ 11% (3.1)	あきさかり 14% (3.8)	あきらまん 4% (1.2)	その他 8% (2.3)	61% (16.4)

産地	中食・外食向け (産地品種銘柄別内訳)					家庭内食 向け等
山口	49% (10.2)	コシヒカリ 13% (2.8)	ひとめぼれ 7% (1.4)	ヒノヒカリ 13% (2.6)	その他 16% (3.3)	51% (10.7)
徳島	17% (2.3)	コシヒカリ 5% (0.7)	あきさかり 8% (1.1)	その他 4% (0.6)		83% (11.1)
香川	30% (3.5)	コシヒカリ 3% (0.3)	ヒノヒカリ 19% (2.1)	おいだまい 2% (0.2)	その他 7% (0.8)	70% (8.1)
愛媛	26% (2.1)	コシヒカリ 4% (0.3)	ヒノヒカリ 9% (0.7)	あきたこまち 5% (0.4)	その他 8% (0.6)	74% (5.8)
高知	10% (1.0)	コシヒカリ 7% (0.7)	ヒノヒカリ 2% (0.2)	その他 1% (0.1)		90% (9.5)
福岡	14% (6.3)	夢つくし 1% (0.6)	ヒノヒカリ 5% (2.4)	元気つくし 2% (0.9)	その他 5% (2.4)	86% (38.4)
佐賀	23% (5.4)	夢しづく 5% (1.2)	さかひより 7% (1.6)	ヒノヒカリ 8% (1.8)	その他 4% (0.9)	77% (18.1)
長崎	12% (0.8)	ヒノヒカリ 4% (0.2)	にこまる 2% (0.1)	コシヒカリ 1% (0.1)	その他 5% (0.3)	88% (5.6)
熊本	35% (13.4)	ヒノヒカリ 15% (5.7)	森のくまさん 3% (1.1)	コシヒカリ 2% (0.8)	その他 15% (5.7)	65% (24.8)
大分	16% (2.1)	ヒノヒカリ 11% (1.4)	ひとめぼれ 0% (0.0)	つや姫 0% (0.0)	その他 5% (0.6)	84% (11.2)
宮崎	14% (2.1)	コシヒカリ 5% (0.8)	ヒノヒカリ 6% (1.0)	その他 2% (0.3)		86% (13.2)
鹿児島	17% (2.6)	ヒノヒカリ 7% (1.0)	あきほなみ 6% (0.9)	コシヒカリ 1% (0.1)	その他 4% (0.6)	83% (12.7)

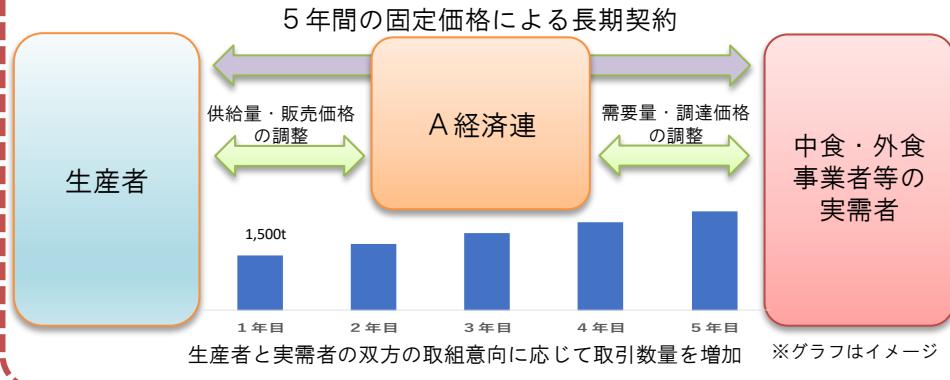
※ 下段()書きは販売数量(単位:千トン)

注 : 中食・外食向け販売量が、1,000トン未満であった東京、神奈川、大阪、和歌山、沖縄は除いている。

中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

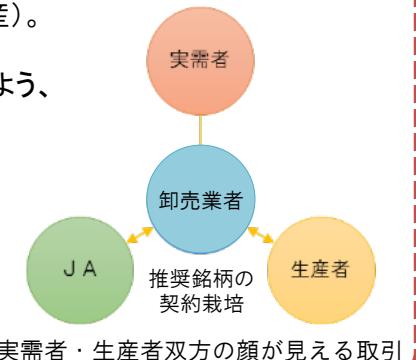
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができるなど、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



「米と健康」に着目した情報発信について

- 我が国の主食用米の消費量は、1960年頃をピークに、ほぼ一貫して減少傾向にあり、平成30年度ではピーク時の半分以下となっている状況。(1人当たり年間の米の消費量:昭和37年度:118kg→令和2年度:51kg)
- 最近の調査では、若い世代は意外と米の消費に抵抗がないが、中高齢世代は米の消費を控える方が多いことが分かり、このような動向を踏まえ、健康に関心のある中高齢世代に向けて米の機能性についてもっと情報発信していく必要。
- また、食料・農業・農村基本計画では、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかけるため、米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信などを通じた新たな需要の取り込みの推進が求められているところ。

シンポジウムによる情報発信

- 令和3年度は、健康に関心のある中高齢世代に向けて米の機能性について訴求するため、玄米の健康効果に関する情報を発信



米と健康に関する予算

- 米需要創造推進事業

【令和4年度予算概算決定額 23 (23) 百万円】

<対策のポイント>

米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかけるため、米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、米の需要創造につながる取組を支援。

米と健康に着目した調査・広報支援

新たな米の需要創造に寄与



米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、米の需要創造につながる取組を支援

米の消費拡大情報サイト「やっぱりごはんでしょう！」の開設について

- 農林水産省は、米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょう！」運動を開始。平成30年10月に企業等が実施する消費拡大につながる取組情報を幅広く集約したWebサイトを新規開設し、各種SNSにより情報発信。
- 各種SNS（Instagram・Facebook・Twitter）では、「米と健康」、米に関するイベントや季節の行事食、産地の情報など消費者の関心が高い情報を発信（毎週1回程度）。今後も「やっぱりごはんでしょう！」運動を着実に進めて行く。

「やっぱりごはんでしょう！」による情報発信事例

ホームページ

企業や民間団体などが行っている米の消費拡大につながる取組を紹介

株式会社プレナスの「茅場町あおぞら田んぼプロジェクト」を紹介



【医食同源・玄米で健康】シンポジウムを紹介。



各種SNS（Instagram・Facebook・Twitter）

米に関するイベントや季節の行事食、産地の情報など消費者の関心が高い情報を発信（毎週1回程度）

生米を使った「生米スイーツ」のレシピを紹介



季節の行事食「七草がゆ」「恵方巻」の紹介



田んぼアートの風景を紹介



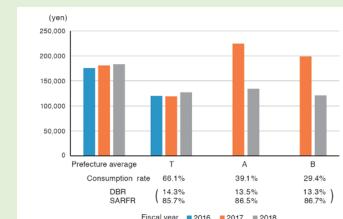
「オンライン選手権」の紹介



ニーズ応じた情報の掲載

「米と健康」をテーマにした発信

加工玄米（亞糊粉層残存米、ロウ層除去玄米）の摂取による医療費削減に関する、東京農業大学らの研究成果について紹介。



集中力アップに必要な栄養が含まれることから女子栄養大学が推奨している「胚芽精米」を紹介。

※胚芽精米は胚芽が80%以上含まれている米でビタミンB1、B2、E等を多く含む。



米の消費拡大運動「ご炊こうチャレンジ」への農林水産省の参加について

- 米消費拡大の機運を盛り上げるためスタートした「ご炊こうチャレンジ」。農林水産省も令和3年4月27日から全省を挙げて参画。
- 第1弾動画としては、野上農林水産大臣（当時）も出演する「大臣におにぎり食べてもらった。タガヤセキュウシュウ」動画を公開するとともに、特設ページ「ご炊こうチャレンジ！いただきMAFF！」を「やっぱりごはんでしょ！」サイト内にオープン。
- 第1弾動画を皮切りに全国のBUZZ MAFFチームが動画を順次掲載し、総再生回数は80万回以上と米の消費を盛り上げている。

「ご炊こうチャレンジ」とは

米消費拡大の機運を盛り上げるため、ごはんを炊く「コト消費」をテーマとした動画を投稿する取組であり、JAグループが主体となって始めたもの。

令和3年3月29日から全国の自治体、米関係者も巻き込んで実施。

特設ページ「ご炊こうチャレンジ！いただきMAFF！」

全国の農水省BUZZ MAFFユーチューバーの作成する「ご炊こうチャレンジ」の動画を掲載。



ごはんを炊く「コト消費」をテーマとした動画を投稿する「ご炊こうチャレンジ」。農林水産省も全省を挙げて参画します。
全国のBUZZ MAFFチームが、ごはんを炊く楽しさをみなさまに伝える動画をどんどん配信!
みなさま、動画を参考に、ぜひ美味しいごはんを炊いて、食べてみてください。

野上農林水産大臣(当時)出演動画

動画公開後、19万回以上再生されており、好評。コメント欄には、米の消費に対するポジティブな意見が寄せられている。



「大臣におにぎり食べてもらった。タガヤセキュウシュウ」

BUZZ MAFFチームの動画



- 農林水産省は、特に次の時代を担う若い「Z世代」を重点ターゲットとして捉え、食と農の魅力や重要性、生産現場の努力や創意工夫を若者たちの間で共有しやすい情報として発信することで理解を深め、農業・農村の次世代への継承に繋げていくことを目指す「ニッポンフードシフト」を実施。
- その中で、地方創生やSDGsなど地域の様々な課題解決に取り組む吉本興業と連携した「よしもともニッポンフードシフト」を実施し、Z世代を中心に広がりのある情報を発信。
- 消費拡大動画（「食」にまつわる名前の芸人とのコラボ）では、米の消費拡大に関する動画等を作成し情報発信。

農林水産省

- 農業・農村の重要性や持続性の確保への理解とともに、消費者の行動変容を促し、食や農業めぐる幅広い課題の解決を目指す。
- 行動変容を促すため、「食から日本を考える。」という消費者側の視点に立ち、より受け入れ易い多様な選択肢と、より理解が深まるストーリー性のある発信を目指す。



←公式ウェブサイト



- 「あなたの街に住みますプロジェクト」により、地域の観光振興、活性化を目指す。各自治体とも連携し、動画等による地域情報を発信。
- SDGsの推進を国連広報センターや各企業・団体と連携したイベント・講演会、企業・自治体の研修などの取組により広く推進。



吉本興業

「食」にまつわる名前の芸人や47都道府県の「住みます芸人」の動画配信により、関心を持ちやすく、分かりやすい情報発信

米の消費拡大

米については、農産局穀物課×芸人ライスで若者の米の消費拡大を目指す「新世代“ご飯のお供”選手権」動画を作成。



ライス

農業に関する新たな技術

米関連技術では、芸人銀シャリが中干しの技術を、芸人笑い飯が米の乾燥技術を学ぶ等の動画を作成。

イネの中干し



銀シャリ

米の乾燥技術



笑い飯

米消費促進企画「#MK3(マジでコメ食う3秒前)」への農林水産省の協力について

- 米消費拡大の機運を盛り上げるため、JA全農は、米消費促進企画「#MK3(マジでコメ食う3秒前)」を実施。
- 農林水産省では、#MK3に協力し、ごはんの魅力をBUZZ MAFF動画等を通じて発信。金子農林水産大臣とBUZZ MAFF最大再生回数を誇るタガヤセキュウシュウとのコラボ動画も公開。

米消費促進企画「#MK3」とは

JA全農が米消費が期待される10代～30代をターゲットに、著名なYouTuberや声優を起用した「コメ食べたい！」を触発する動画を特設サイト等で公開し、視聴者にも「#MK3」動画をSNS上に投稿（「#MK3チャレンジ」）してもらうことにより、「コメ食べたい！」をムーブメントに発展させることを狙う企画。



私が思う
究極のコメの食べ方はこれ！

ごはんの上に...
3.卵
2.ネギ
1.こま油
で、#究極のTKG の完成！！
これはお米すぐなくなるから！
#MK3チャレンジ
#マジで米食う3秒前



特設ページ
「#MK3(マジでコメ食う3秒前)」

「#MK3チャレンジ」

金子農林水産大臣出演動画

動画公開後、数日で4万回以上再生されており、好評。コメント欄には、米の消費に対するポジティブな意見が寄せられている。



BUZZ MAFF動画「大臣は動画に出てくれるのか？」



金子大臣のイラストを使用した紙芝居により、米消費促進企画「#MK3」の取組や米消費拡大が必要とされている理由などを説明。

産地と中食・外食事業者等の米マッチングについて

- 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、商談会を開催。
- 令和2年度開催の「米マッチングフェア2020」では、オンラインでの商談会を実施し、売り手(JA、農業生産法人等)121団体、買い手(中食・外食事業者等の実需者)306社が参加。
- 令和3年度は、業務用米マッチングサイトを新たに構築するとともに、現地商談会を全国9ヶ所(岩手、秋田、山形、福島、新潟(2ヶ所)、埼玉、大阪、岡山)で開催。

米マッチングフェア2021 パンフレット



業務用米マッチングサイトの構築



米マッチングフェア2020 開催状況



オンライン商談会の様子(2/9)



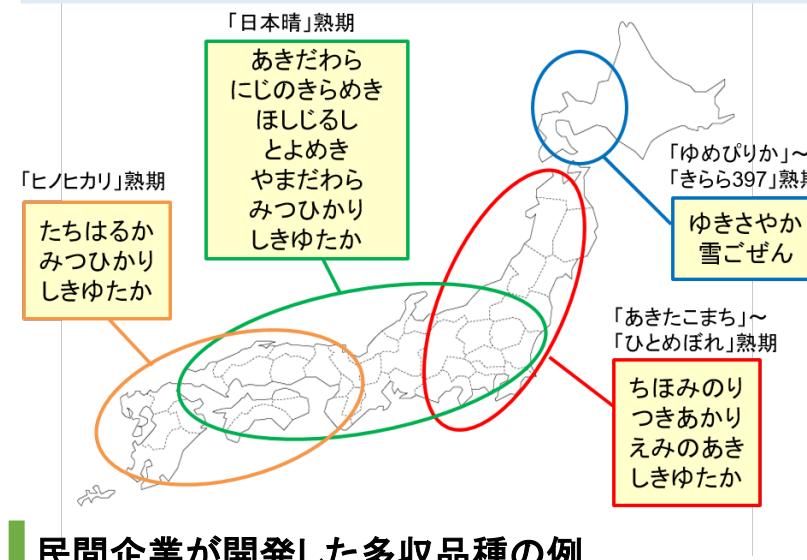
オンラインセミナーの様子(2/16)

マッチング商談事例

- ①関東の生産法人が、健康食品のメーカーと、発芽玄米の原料として、400トンの契約栽培が決定。
- ②東北の生産法人が愛知県に本部のあるステキレストランチェーンと業務用途米「めんこいな」の契約栽培を開始。

中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- 一般品種との作期分散に有効な良食味品種。
- 関東以西に対応。
- 収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- 多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
- うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- 短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
- コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- やや高アミロース・低タンパクの業務用多収米品種。
- 耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- 多収で直播栽培向きの良食味品種。
- 炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- いもち病に強く、良食味の直播用品種。
- 倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- 「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
- 生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- 大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- 高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

西日本・九州向け「たちはるか」

- 耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。
- いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。
- 耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部以南向け「つきあかり」

- 早生で多収の極良食味品種。
- ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以南向け「とよめき」

- 極多収で粘りが弱い早生の業務・加工用品種。
- 冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「やまだわら」

- 極多収で粘りが弱い中生の業務・加工用品種。
- 冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「ほじるし」

- 二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の良食味品種。
- 倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

上記品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ
(国研) 農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム

Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905

<http://www.naro.affrc.go.jp/collab/breed/list/index.html>

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- ▶ 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

省力栽培技術の導入

直播栽培(育苗・田植えを省略)

(実証例)
労働時間
18.4時間/10a→13.8時間/10a
(移植) (直播)



費用(利子・地代は含まない)
103千円/10a→93千円/10a
(移植) (直播)



密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。

苗継ぎも少なく省力的

(実証例) 育苗箱数 15~18箱/10a → 5~6箱/10a



大規模経営に適合した品種

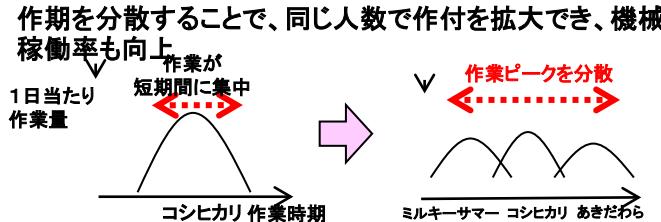
多収品種

単収
530kg/10a→700kg/10a
(全国平均) (多肥栽培で単収増)

生産費

16千円/60kg(全国平均)
→13千円/60kg(試算)

作期の異なる品種の組合わせ



担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・分散錯園の解消
 - ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- ▶ 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- ▶ 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様



- ・基本性能の絞り込み
 - ・耐久性の向上
- ⇒ 基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
(標準モデル比2~3割の低価格化)

肥料コストの低減



- ・土壤診断に基づく施肥量の適正化(肥料の自家配合等)、精密可変施肥
- ・フレキシブルコンテナの利用(機械化による省力化等)
- ⇒ 土壤改良 資材のフレコン利用 (20kg袋比7%低価格化)

合理的な農薬使用

- ・発生予察による効果的かつ効率的防除
- ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除(IPM)
⇒ 化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用



- ・鶏糞焼却灰等の利用
⇒ 従来品比7%低価格化

スマート農業産地モデル実証

【令和4年度予算額 350（-）百万円】

<対策のポイント>

人口減少社会の進展に対応し、地域が一体となって、持続性の高い生産基盤の構築を図るため、サービス事業体等を活用して産地単位で作業集約化等を図るスマート農業産地のモデル実証等を行います。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [令和7年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

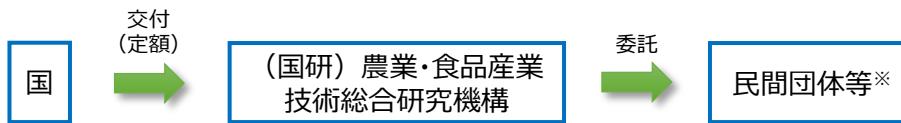
1 スマート農業産地のモデル実証

産地における複数経営体が、サービス事業体等を活用して作業集約化等を図り、スマート農業技術の導入による各種作業の効率化やコスト低減等の効果を最大限に発揮する持続可能なスマート農業産地をモデル的に実証を行います。

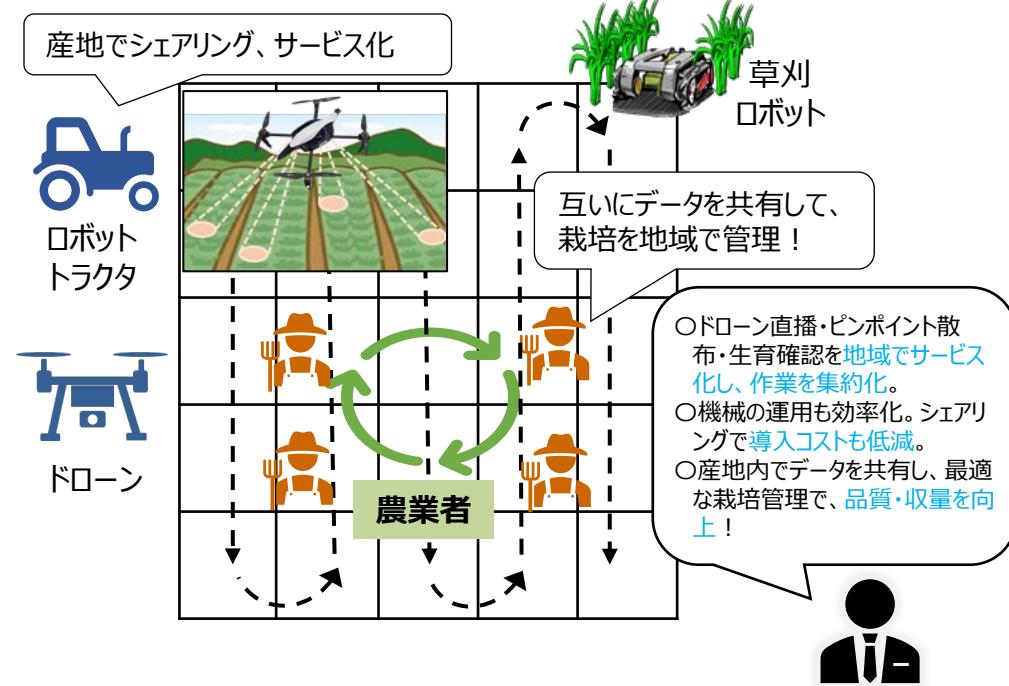
2 社会実装促進のための分析・検証・情報発信

実証で得られたデータを農研機構が技術面・経営面から分析の上、農業者の技術導入時の経営判断に資する情報提供や、農業者からの相談対応を実施します。

<事業の流れ>



○スマート農業産地における作業集約化等のイメージ



スマート農業実証プロジェクト 採択地区数一覧

◎ 2019年度から**全国182地区**で展開。

全 国	水田作	44 (30、12、1、1)
	畑作	18 (6、7、1、4)
	露地野菜	40 (10、12、9、9)
	施設園芸	24 (8、6、3、7)
	花き	5 (1、2、ー、2)
	果樹	31 (9、9、5、8)
	茶	5 (2、2、ー、1)
	畜産	15 (3、5、5、2)
	合計	182 (69、55、24、34)

九州・沖縄

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
水田作 6 (2、3、1、ー)
畑作 5 (3、2、ー、ー)
露地野菜 6 (3、2、1、ー)
施設園芸 10 (5、3、1、1)
果樹 3 (1、1、ー、1)
茶 2 (1、1、ー、ー)
畜産 4 (1、2、1、ー)
合計 36 (16、14、4、2)

中国・四国

鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
水田作 6 (5、1、ー、ー)
畑作 1 (1、ー、ー、ー)
露地野菜 7 (2、3、1、1)
施設園芸 1 (ー、ー、1、ー)
果樹 6 (2、2、1、1)
畜産 1 (ー、ー、1、ー)
合計 22 (10、6、4、2)

〔令和元年度採択
令和2年度採択
令和2年度採択（緊急経済対策）
令和3年度採択〕

69地区
55地区
24地区
34地区

北陸

新潟、富山、石川、福井
水田作 9 (8、1、ー、ー)
畑作 3 (ー、2、ー、1)
露地野菜 3 (ー、3、ー、ー)
施設園芸 2 (ー、ー、ー、2)
花き 1 (ー、ー、ー、1)
果樹 1 (ー、1、ー、ー)
畜産 2 (ー、1、1、ー)
合計 21 (8、8、1、4)

近畿

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
水田作 4 (3、1、ー、ー)
露地野菜 3 (ー、ー、1、2)
果樹 7 (2、2、2、1)
茶 1 (ー、1、ー、ー)
合計 15 (5、4、3、3)

東海

岐阜、愛知、三重
水田作 3 (1、2、ー、ー)
畑作 2 (ー、ー、ー、2)
露地野菜 1 (ー、ー、1、ー)
施設園芸 3 (1、1、ー、1)
花き 1 (ー、1、ー、ー)
果樹 2 (1、ー、ー、1)
合計 12 (3、4、1、4)

北海道

水田作	3 (2、1、ー、ー)
畑作	5 (2、1、1、1)
露地野菜	2 (ー、2、ー、ー)
果樹	1 (ー、ー、ー、1)
畜産	6 (1、1、2、2)
合計	17 (5、5、3、4)

東北

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
水田作 8 (5、2、ー、1)
畑作 1 (ー、1、ー、ー)
露地野菜 5 (3、ー、1、1)
施設園芸 2 (ー、ー、1、1)
花き 2 (1、1、ー、ー)
果樹 4 (1、1、1、1)
合計 22 (10、5、3、4)

関東甲信・静岡

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
水田作 5 (4、1、ー、ー)
畑作 1 (ー、1、ー、ー)
露地野菜 13 (2、2、4、5)
施設園芸 6 (2、2、ー、2)
果樹 7 (2、2、1、2)
花き 1 (ー、ー、ー、1)
茶 2 (1、ー、ー、1)
畜産 2 (1、1、ー、ー)
合計 37 (12、9、5、11)

※各ブロックの品目毎の（ ）内の数字は、左から令和元年度採択地区数、令和2年度採択地区数、令和2年度（緊急経済対策）採択地区数、令和3年度採択地区数である。

(令和3年8月現在)

農産物検査の見直しについて（概要）

- 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、昨年5月に「とりまとめ」を公表。
- 「とりまとめ」を踏まえ、昨年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、**本年2月に機械鑑定を前提とした農産物検査規格等を策定した。令和4年産米の検査に向け、現場への周知を鋭意推進している。**

検討会の結論と対応状況

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用）

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

措置済

2 サンプリング方法の見直し（令和3年産米から適用）

検査コスト低減に向け、サンプリング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

→ 令和3年7月に標準抽出方法（告示）を改正

措置済

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（令和5年産米から適用）

コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

→ 令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立して検討中

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用）

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

→ 令和3年7月に農産物検査法施行規則（省令）を改正して「皆掛重量」の証明を廃止

措置済

5 銘柄の検査方法等の見直し (令和4年産米から適用)

措置済

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発【令和3年度予算措置済】

措置済

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連係基盤（W A G R I）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

→ 令和3年度より研究開発を開始

6 荷造り・包装規格の見直しについて (令和4年産米から適用)

措置済

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

措置済

8 農産物検査を要件とする補助金・ 食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したものも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくとも、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

→ 補助金の交付要綱、食品表示基準を改正して令和3年度より適用

スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムについて

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立。8月に設立大会で広く周知するとともに会員を募集。現在、生産者、流通事業者、実需者、企業、消費者団体等、145会員が参加（1月12日現在）
ワーキンググループ
- コンソーシアムには、会員からの提案により「標準化WG」、「輸出WG」が設置。令和5年度産米からの活用を目標として、各種情報の標準化やJAS規格の検討を推進。

趣旨

生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者や米関連事業者の所得向上を可能とする基盤をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を進める。

活動内容

国際標準化を視野に入れた海外調査、国際ワークショップの開催、現場検証を通じたスマート・オコメ・チェーンの検討
スマート・オコメ・チェーンを活用したJAS規格素案の策定とその現場実証、JAS規格原案の内容の検討などを通じて、民間主導によるJAS規格制定の申出の実現に向けた関係者の共通認識の醸成及び支援

活動経緯・予定

- 令和3年5月 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ
(結論③)：「スマートフードチェーンとこれを活用した J A S 規格の制定)
- 6月 「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」設立
- 8月 スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム設立大会（WEB：延べ830名）
- 9月 役員会・幹事会（会員承認、活動方針等）
- 10月 役員会・幹事会（輸出WG、標準化WG設置承認、追加会員承認）
- 10月 講演会①
- 11月 講演会②
- 令和4年2月 講演会③
- ※ 上記の他、各種調査、会員インタビュー等を隨時実施
- 令和4年度 J A S 規格素案の作成、現場実証（予定）
- 令和5年度 令和5年産米から活用（目標）

体制

(会長)

中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(副会長)

飯塚 悅功 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会 理事長

亀岡 孝治 三重大学名誉教授、一般社団法人ALFAE 代表理事

木村 良 全国米穀販売事業共済協同組合 理事長

金森 正幸 全国農業協同組合連合会 米穀生産集荷対策部長
(幹事)

岩井 健次 株式会社イワイ 代表取締役

梅本 典夫 全国主食集荷協同組合連合会 会長

大坪 研一 新潟薬科大学 応用生命科学部応用生命科学科 特任教授

金子 真人 株式会社金子商店 代表取締役社長

説田 智三 日本生活協同組合連合会 農畜産部特別商品グループ 米穀担当

千田 法久 千田みづほ株式会社 代表取締役社長

夏目 智子 特定非営利活動法人ふあみりあネット 理事長

藤代 尚武 正林国際特許商標事務所 技術標準化事業部長

佛田 利弘 株式会社ぶつた農産 代表取締役

古谷 正三郎 全国稻作経営者会議 会長

細田 浩之 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会専務理事

山本 貴暁 わらべや日洋食品株式会社 購買部次長

会員 145企業・団体等（令和4年1月12日現在）

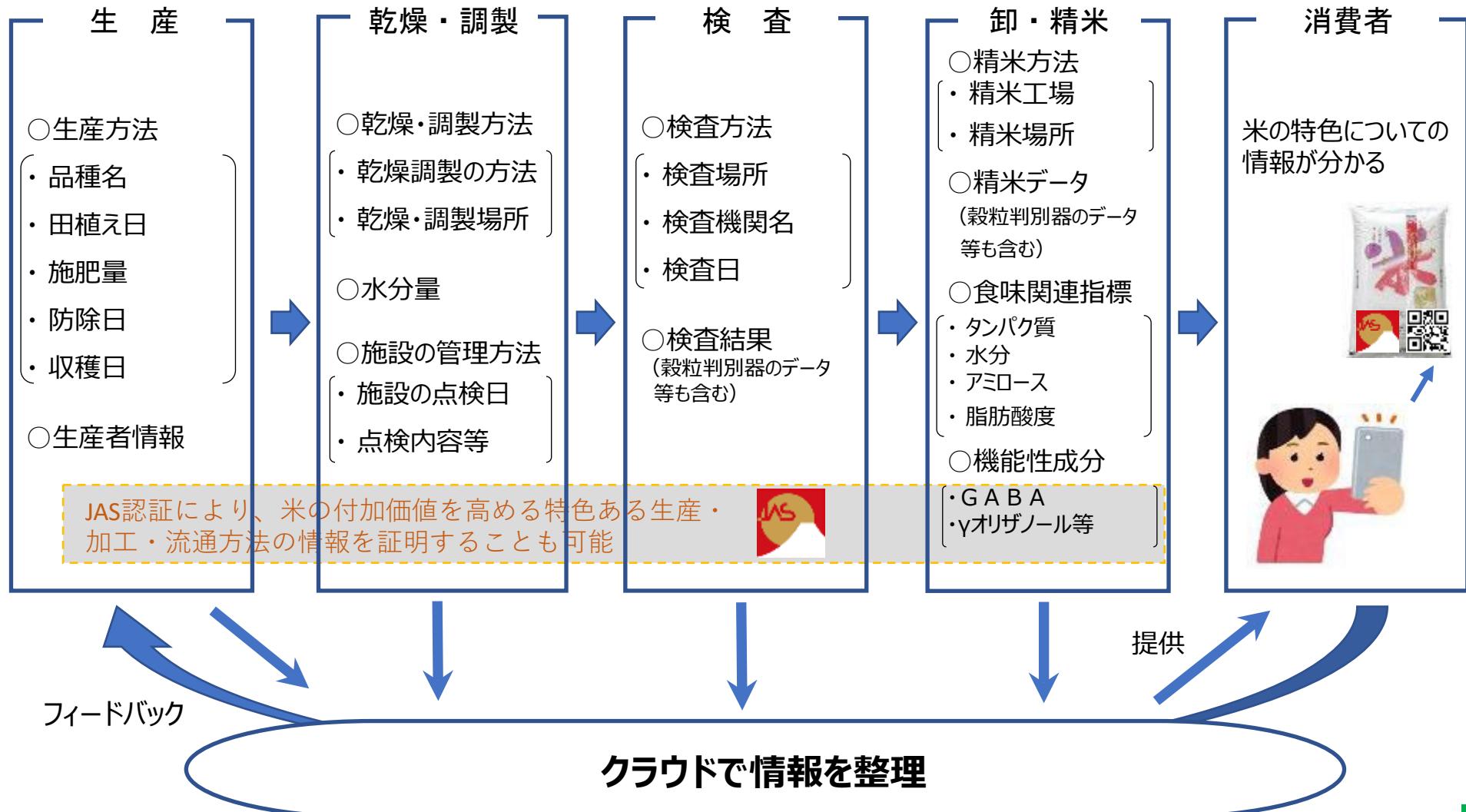
(敬称略)

事務局 農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室

(共同事務局：公益財団法人流通経済研究所農業・環境・地域部門)

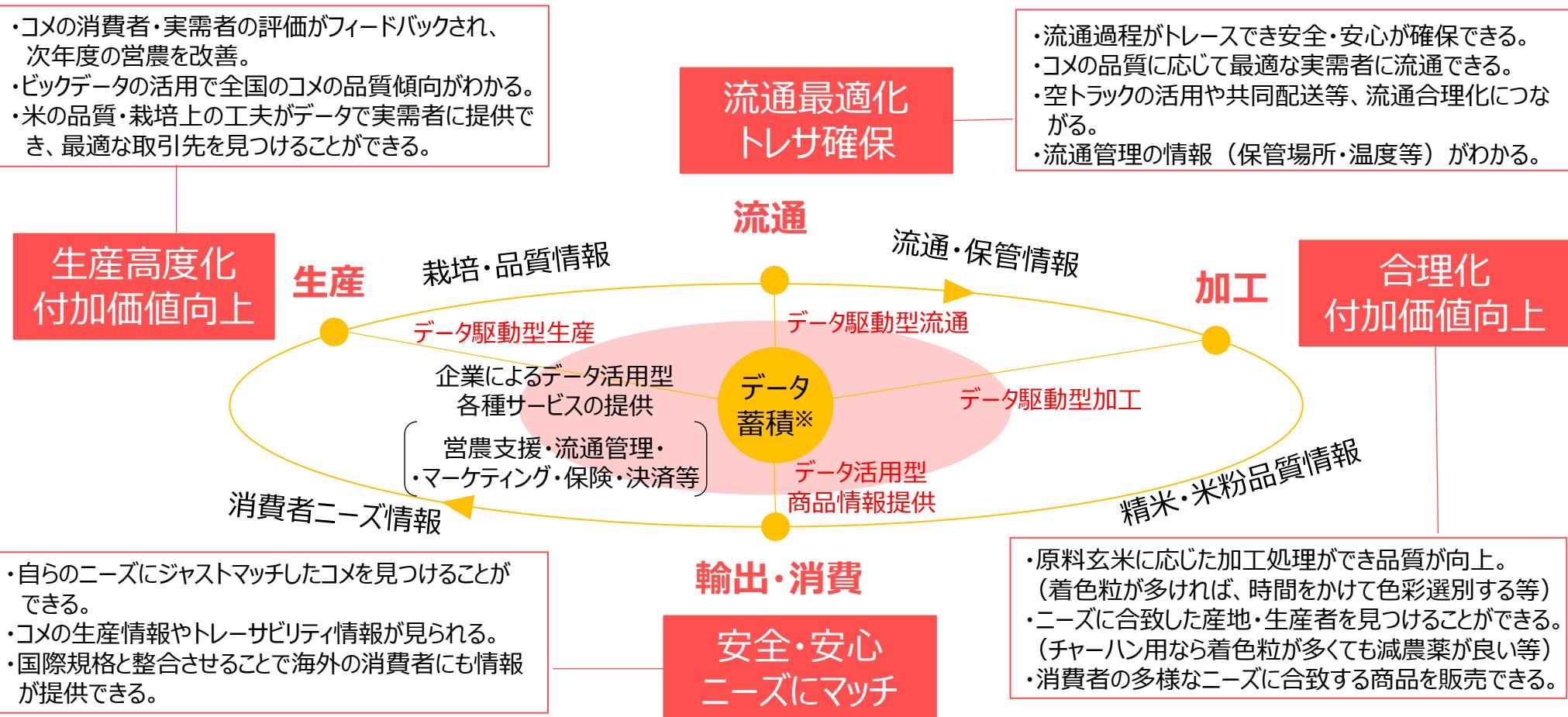
生産から消費に至るまでの情報の連携と活用のイメージ

スマートフードチェーンは、国産品の国内外への供給拡大や農業者の所得向上につながるものとして期待。スマートフードチェーンを活かし、特色ある生産・加工・流通方法の情報をJASで証明することも考えられる。



スマート・オコメ・チェーンで実現するデータ駆動型の米生産・流通・消費(イメージ)

- スマート・オコメ・チェーンの実現により、データ駆動型の生産・流通・加工が可能となり、生産・流通・加工の大幅な高度化・合理化が期待。
- 消費者には、産地・品種・産年のみに留まらず、生産者の創意工夫や米の食味に関する情報、トレーサビリティに関する情報等、米に関連する多様な情報を提供することが可能となる。また、消費者の評価を生産者等にフィードバックすることにより消費者ニーズに応じた米づくり・営農改善が促進されることが期待。



※ 提供者から承諾された場合にデータを蓄積し、個人情報は含まないよう留意。

スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム会員一覧

番号	会社名・団体名・農園名	番号	会社名・団体名・農園名	番号	会社名・団体名・農園名	番号	会社名・団体名・農園名
1	株式会社インフィニバリュー	38	株式会社ヒヨウベイ	75	沖縄食糧株式会社	112	東部稻作研究会
2	株式会社 農林中金総合研究所	39	農事組合法人丹波たぶち農場	76	福島さくら農業協同組合	113	アイアグリ株式会社
3	ベジタリア株式会社 事業開発部	40	有限会社 高本農場	77	株式会社 神明	114	ヤンマーグリーンシステム株式会社
4	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	41	株式会社 米福	78	高山米穀協業組合	115	公益社団法人日本炊飯協会
5	SBIトレーサビリティ株式会社	42	村田米穀株式会社	79	合同会社ファーム橋本	116	藤田農園
6	株式会社 千野米穀店	43	株式会社 とうべい	80	合名会社 平澤商店	117	新篠津村農業協同組合
7	中橋商事株式会社	44	千田みづほ株式会社	81	扶桑電通株式会社	118	阪神米穀株式会社
8	希望食品株式会社	45	香川県	82	全国地域婦人団体連絡協議会	119	株式会社Replow
9	株式会社ミツハシ	46	株式会社金のいぶき	83	全国農業協同組合連合会	120	黒川まるいし農場株式会社
10	株式会社ヤマタネ 食品本部	47	住友商事東北株式会社 エネルギー・生活関連グループ エネ化・生活チーム	84	株式会社スマートアグリ・リレーションズ	121	東京都米穀小売商業組合
11	有限会社シャリー			85	有限会社小池精米店	122	Toyooka Agrelation
12	株式会社 兼松	48	株式会社 ヤマザキライス	86	伊万里市農業協同組合 営農畜産部 営農振興課	123	一般財団法人日本規格協会 標準化コンサルティングユニット 農林規格開発チーム
13	特定非営利活動法人エイサック	49	栃木県庁	87	公益社団法人日本農業法人協会	124	与謝野町スマートグリーンビレッジ確立協議会
14	アクセンチュア株式会社	50	スマートアグリコンサルタンツ合同会社	88	有限会社河判	125	株式会社システムエース
15	株式会社パウダーバンクジャパン	51	いわて平泉農業協同組合 営農部 米穀課	89	株式会社イワイ	126	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
16	一般社団法人 社会デザイン協会	52	株式会社ケット科学研究所	90	木徳神糧株式会社	127	株式会社 辻料理教育研究所
17	フォス・ジャパン株式会社	53	株式会社スマート	91	いちかわライスビジネス株式会社	128	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
18	株式会社 壱成	54	日揮グローバル株式会社	92	全国稻作經營者会議	129	石川県
19	津田物産株式会社(津田物産グループ企業)	55	静岡製機株式会社	93	駒木米穀店	130	日本こめ油工業協同組合
20	株式会社 サタケ	56	日本灾害医療支援機構	94	株式会社ジェイエイトんどうフーズ	131	有限会社 根本商店
21	株式会社笑農和	57	J A 茨城県中央会県域営農支援センター	95	穀物乾燥貯蔵施設協会	132	J A 全農インターナショナル株式会社
22	日本通運株式会社 公用営業部	58	株式会社むらせ	96	株式会社ぶった農産	133	有限会社 釜利谷米穀店
23	ソフトバンク株式会社 データソリューション部 e-kakashi課	59	株式会社コメフル	97	公益社団法人日本べんとう振興協会	134	株式会社ブレナス 米づくり事業推進室
		60	ウォーターセル株式会社	98	株式会社スペースシフト	135	株式会社マクランサ
24	株式会社オプティム 農業事業部	61	パナソニック株式会社	99	佐川急便株式会社	136	メルヘングループ合同会社
25	ヒラノ技興株式会社	62	一般財団法人 魚沼農耕舎	100	わらべや日洋食品株式会社	137	株式会社ゼンショーホールディングス
26	株式会社LOZI	63	マルナカ松屋商事株式会社	101	株式会社 金子商店	138	株式会社クボタ
27	日本生活協同組合連合会	64	東洋ライス株式会社	102	全農パールライス株式会社	139	のむら産業株式会社
28	新潟薬科大学 応用生命科学部	65	全国米穀販売事業共済協同組合	103	ホクレン農業協同組合連合会 米穀事業本部 米穀部	140	有限会社 横田農場
29	株式会社農業サポートセンター	66	福岡農産株式会社	104	新潟県 農林水産部 食品・流通課	141	株式会社 つちや農園
30	一般社団法人ALFAE	67	北海道大学 農学研究院 食品加工工学研究室	105	正林国際特許商標事務所	142	三重大学 大学院生物資源学研究科 食品生物情報工学 研究室
31	株式会社前川総合研究所	68	有限会社 米村商店	106	日本知財標準事務所	143	三井住友海上火災保険株式会社
32	JAT株式会社	69	一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会	107	片倉コーポアグリ株式会社	144	井関農機株式会社
33	神戸大学	70	株式会社ヨコショク	108	はくのや米穀店株式会社	145	一般社団法人日本精米工業会
34	株式会社百笑市場 事業統括部	71	一般財団法人日本米穀商連合会	109	ホクレン農業協同組合連合会 米穀事業本部 パールライス部	146	(令和4年1月12日現在) (敬称略・申請順)
35	株式会社インテグリティ	72	讃光工業株式会社			147	
36	株式会社たがみ	73	全国米穀工業協同組合	110	幸南食糧株式会社	148	
37	農事組合法人おおが	74	株式会社イケノベ	111	AgGateway Asia	149	

米(玄米・精米)の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。(2019年3月から政策統括官(現在の農産局)主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。)

玄米物流の課題

- ・重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
 - ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。
- フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化ができないか。

精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、トラックドライバーの確保が困難。
 - ・発注から納品までのリードタイム(発注後〇日)や精米年月日から納品までのリードタイム(精米後〇日)が短い。
- 共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

これまでの取組

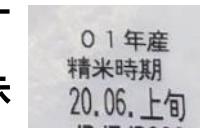
○農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定(R2.6.30告示改正、R3.6.1施行)



○「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開 (玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援(令和2~4年度))

○「精米年月旬(上／中／下旬)」表示の導入

食品表示基準改正(R2.3.27)により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。



旬表示商品の例

○配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出

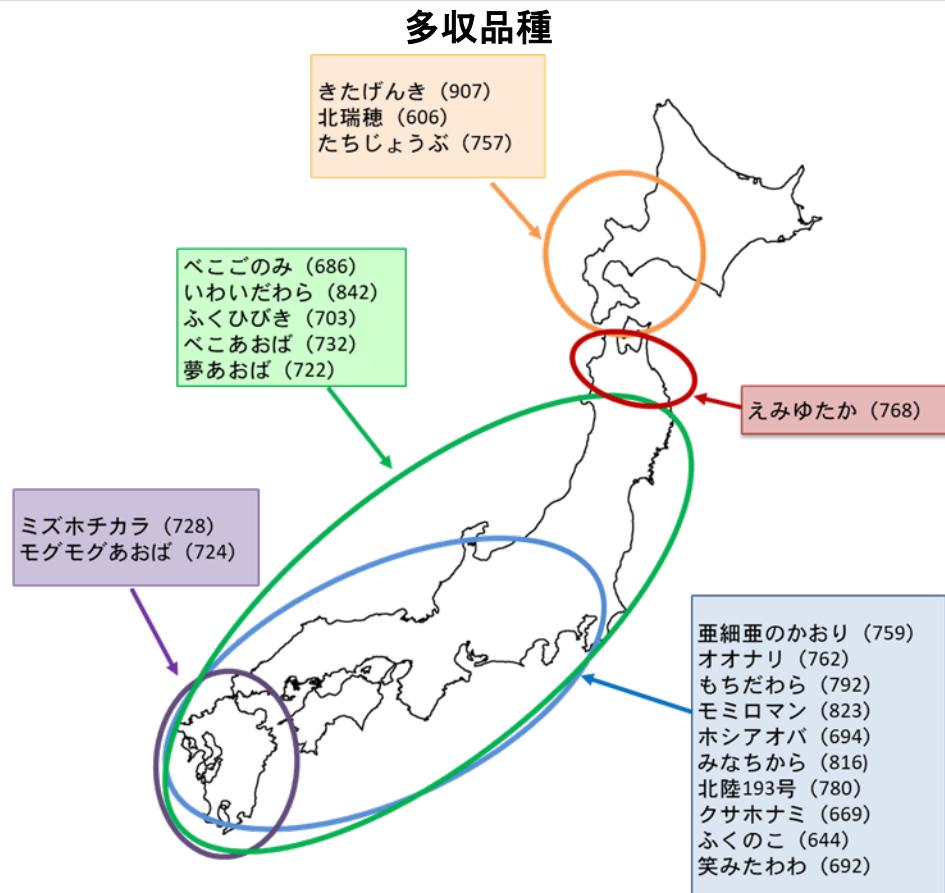
米卸団体(全農、全米販)が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出(R2.3)し、協議を開始。

④ 新規需要米の取組状況

多収品種について

○ 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。

- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された21品種(多収品種)
- ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(特認品種)



主な特認品種の例(令和4年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	ゆたかまる(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)、たわわっこ(739)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)、ゆきみらい(653)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

[注] ()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

飼料用米の取組状況

- 飼料用米作付面積はR2年度からR3年度にかけて4.5万ha拡大し、過去最高の11.6万haとなった。近年、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展してきたが、R3年度は、多収品種の取組の拡大は、4.5万haの拡大のうち0.6万haに止まり、一般品種の増加が顕著であった。区分管理の取組は2.8万ha拡大したが、増加割合は一括管理の方が大幅であった。
- また、飼料用米の生産の約8割が経営規模(全水稻の作付面積)が5ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

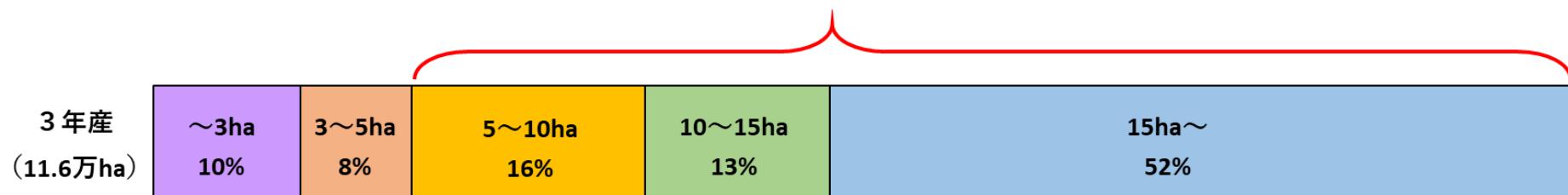
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
飼料用米作付面積（万ha）	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1	11.6
うち、多収品種の作付面積（万ha）	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0	4.6
割 合	37%	43%	50%	56%	60%	56%	39%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3	9.1
割 合	75%	80%	83%	88%	89%	89%	78%
飼料用米生産量（万トン）	44	51	50	43	39	38	66

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。

「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別(全水稻の作付面積)の飼料用米の分布状況】

全水稻の作付規模 5 ha以上が約 8 割



令和3年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	6,513	1,964	30%	4,549	70%	4,164	64%	2,349	36%
青森	7,701	204	3%	7,497	97%	3,074	40%	4,627	60%
岩手	4,683	357	8%	4,326	92%	976	21%	3,707	79%
宮城	8,076	996	12%	7,080	88%	7,183	89%	893	11%
秋田	3,903	1,491	38%	2,413	62%	2,651	68%	1,252	32%
山形	4,628	1,210	26%	3,418	74%	1,519	33%	3,109	67%
福島	10,038	3,401	34%	6,638	66%	7,715	77%	2,323	23%
茨城	11,760	1,734	15%	10,026	85%	7,157	61%	4,603	39%
栃木	12,482	95	1%	12,386	99%	12,161	97%	320	3%
群馬	1,321	359	27%	962	73%	1,248	94%	73	6%
埼玉	2,910	1,326	46%	1,584	54%	2,422	83%	487	17%
千葉	8,190	3,550	43%	4,640	57%	4,595	56%	3,595	44%
東京	0								
神奈川	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新潟	3,768	1,658	44%	2,110	56%	1,984	53%	1,785	47%
富山	1,952	268	14%	1,683	86%	1,121	57%	830	43%
石川	1,389	650	47%	739	53%	1,035	74%	355	26%
福井	1,490	193	13%	1,296	87%	584	39%	906	61%
山梨	18	3	19%	15	81%	12	67%	6	33%
長野	362	193	53%	168	47%	200	55%	162	45%
岐阜	3,009	1,393	46%	1,616	54%	2,108	70%	901	30%
静岡	1,075	4	0%	1,070	100%	217	20%	858	80%
愛知	2,086	1,483	71%	603	29%	1,895	91%	190	9%
三重	2,043	228	11%	1,815	89%	991	49%	1,052	51%

注1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。

注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

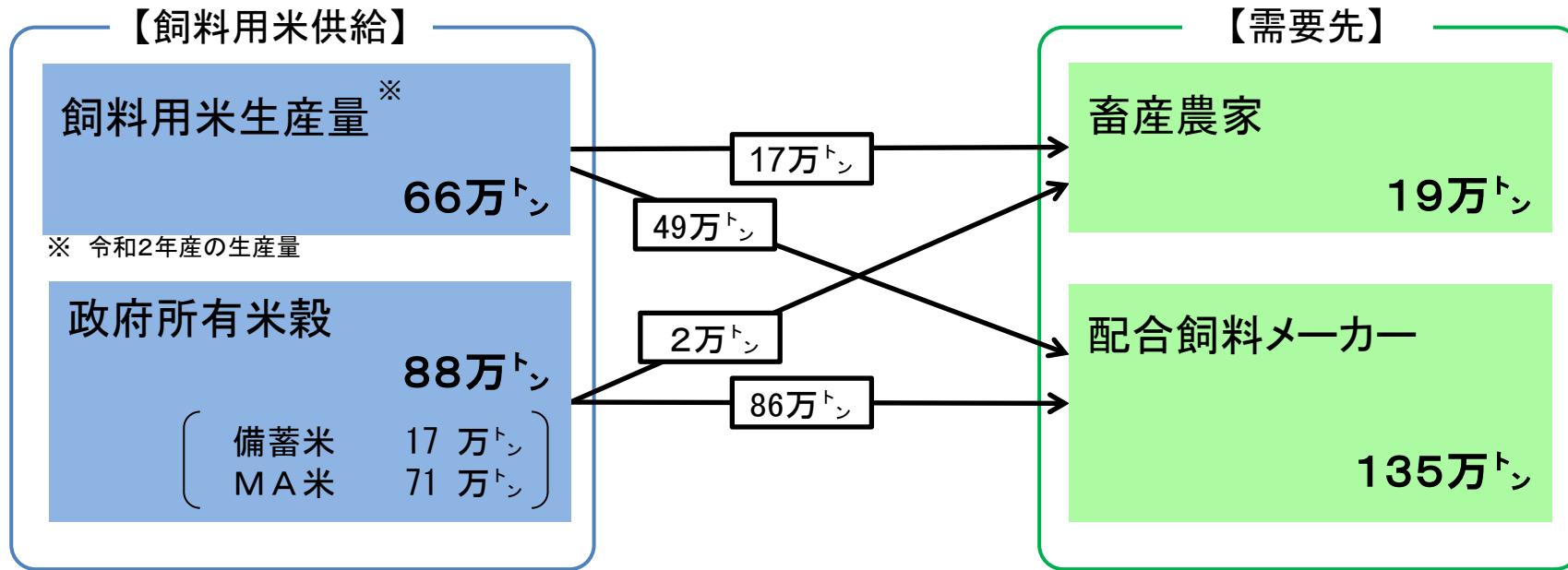
注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	1,681	331	20%	1,349	80%	1,063	63%	618	37%
京都	101	1	1%	100	99%	14	14%	87	86%
大阪	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫	554	9	2%	546	98%	164	30%	390	70%
奈良	34	4	11%	30	89%	30	88%	4	12%
和歌山	2	1	43%	1	57%	1	43%	1	57%
鳥取	707	0	0%	707	100%	8	1%	699	99%
島根	779	3	0%	776	100%	55	7%	723	93%
岡山	1,730	830	48%	900	52%	1,198	69%	532	31%
広島	424	19	4%	405	96%	112	26%	312	74%
山口	978	0	0%	978	100%	254	26%	725	74%
徳島	881	543	62%	338	38%	581	66%	300	34%
香川	139	25	18%	114	82%	66	48%	73	52%
愛媛	271	63	23%	208	77%	90	33%	182	67%
高知	991	136	14%	855	86%	455	46%	536	54%
福岡	2,192	1	0%	2,191	100%	13	1%	2,179	99%
佐賀	730	0	0%	730	100%	125	17%	605	83%
長崎	112	7	6%	105	94%	62	55%	50	45%
熊本	1,295	54	4%	1,241	96%	185	14%	1,110	86%
大分	1,565	1	0%	1,564	100%	225	14%	1,340	86%
宮崎	486	49	10%	437	90%	101	21%	385	79%
鹿児島	679	130	19%	550	81%	367	54%	313	46%
沖縄	0								
合計	115,744	24,983	22%	90,761	78%	70,198	61%	45,546	39%

飼料用米の供給状況

- 現状、飼料用に154万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(令和3年度)



出典: 農林水産省穀物課調べ

【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。(短期・大量の受け入れは不可)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

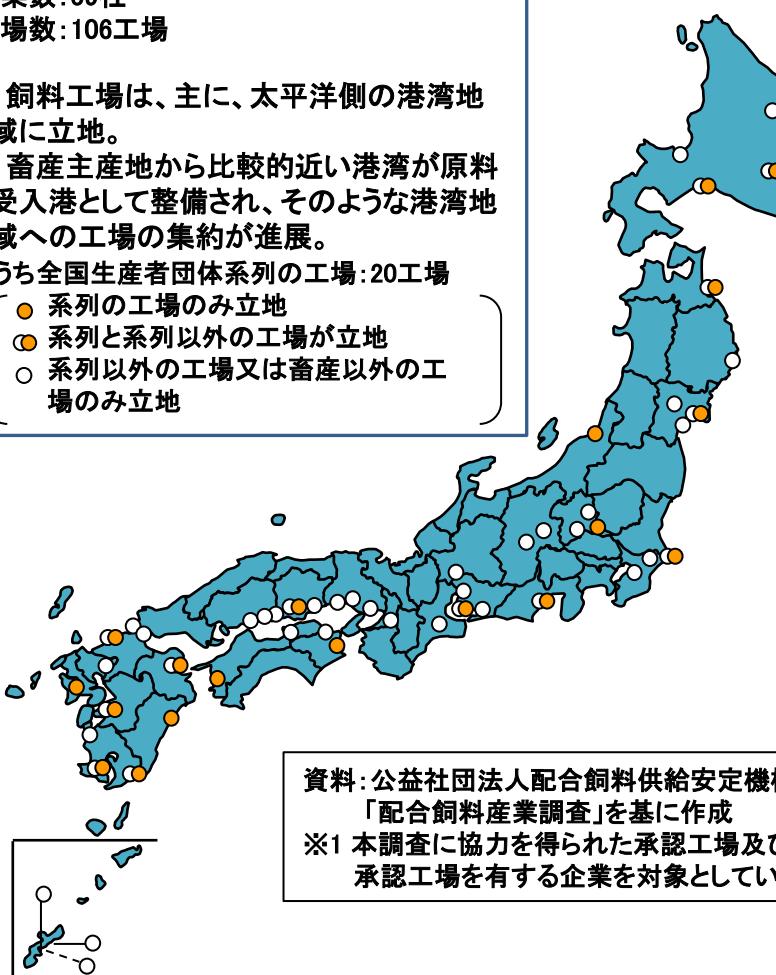
配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

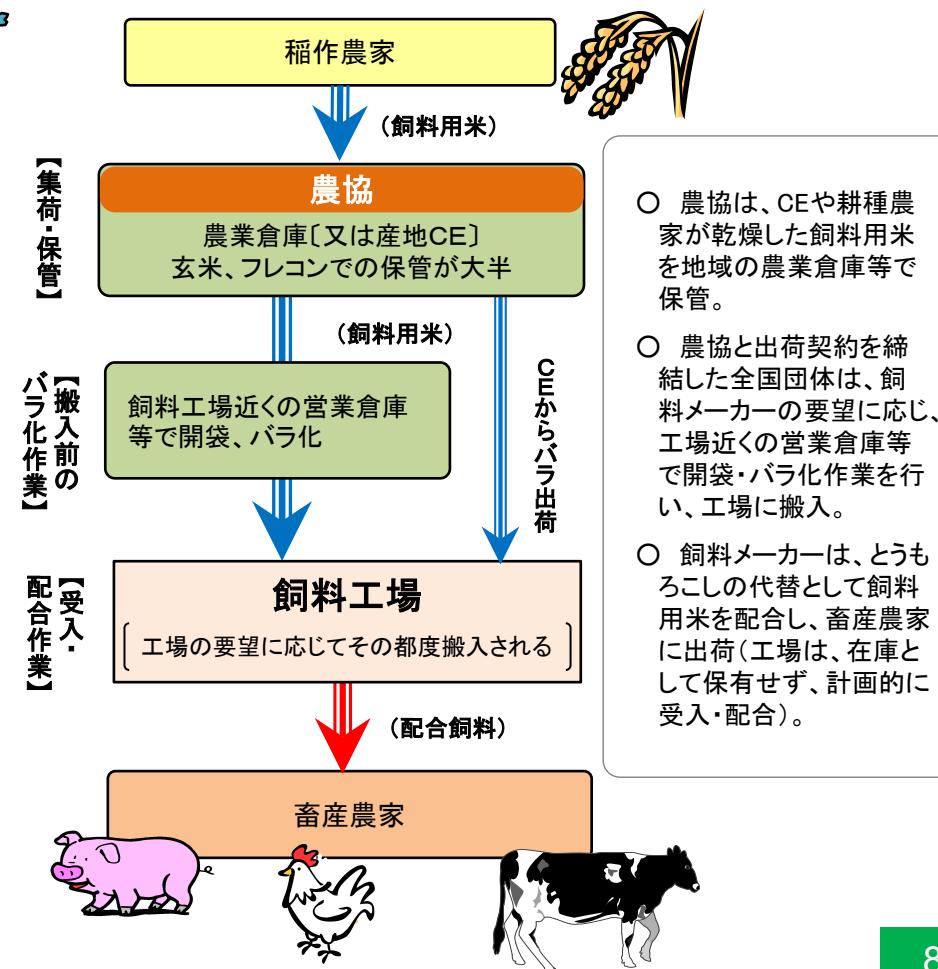
配合飼料工場の立地状況※1

企業数:59社
工場数:106工場

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。
うち全国生産者団体系列の工場:20工場
 - 系列の工場のみ立地
 - 系列と系列以外の工場が立地
 - 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地

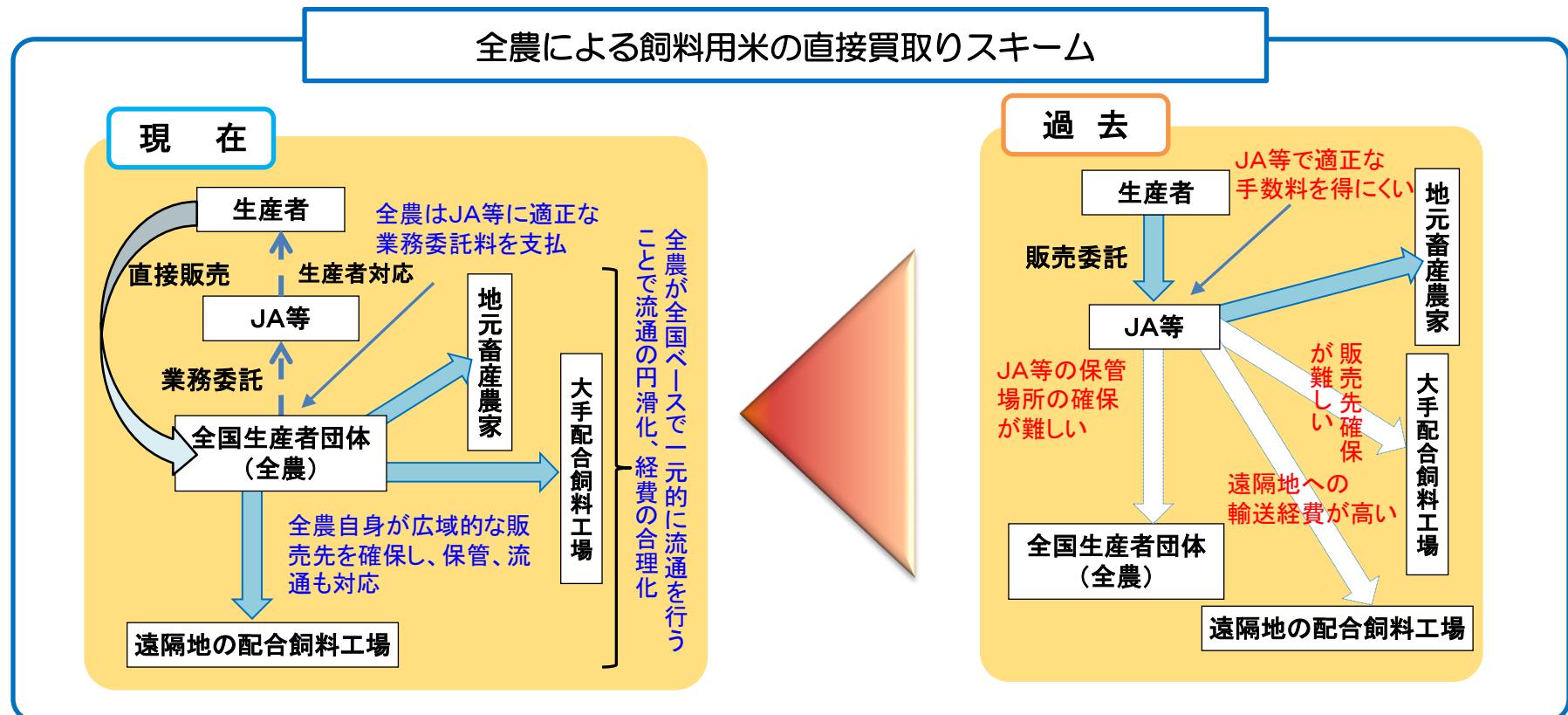


全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



(参考)飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

- 全国生産者団体(全農)は、飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。
- 全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。

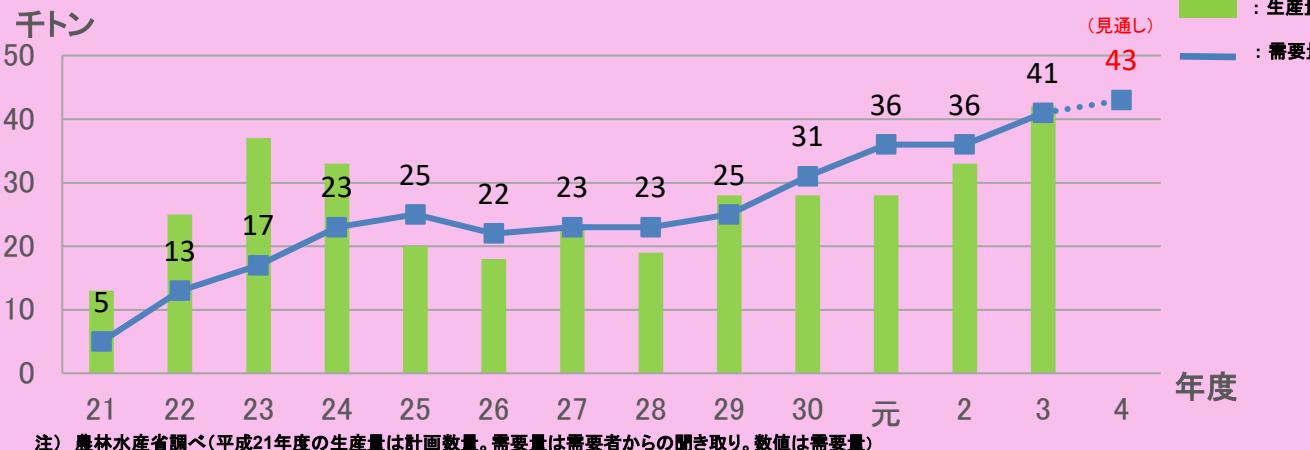


※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成29年度までは2万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- さらなる米粉の国内普及・輸出拡大に向けて、令和2年10月にノングルテン米粉の製造工程管理JASを制定し、令和3年6月から認証を開始。2事業者が認証を取得。

米粉用米の生産量・需要量の推移



ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

- ◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が1ppm以下となるように製造工程を管理。
- ◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品認証との二本柱により米粉の輸出や需要拡大に寄与。



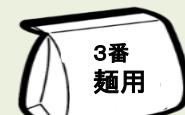
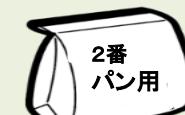
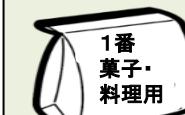
ノングルテン米粉表示

- ◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度（グルテンの含有基準値20ppm）。
- ◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。
- ◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。



米粉の用途別基準

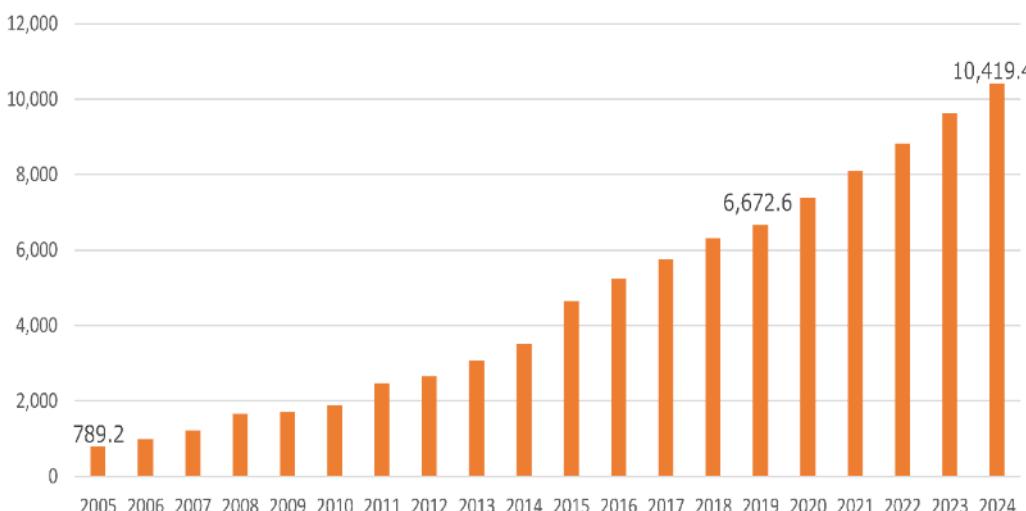
- ◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記（1番：菓子・料理用、2番：パン用、3番：麺用）を行う「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。



米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて

世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2024年には約100億USドルに達する見込み



図：世界のグルテンフリー市場

注：2020年以降は予測値
出所：Euromonitor Dataを基にJFOODOにて作図

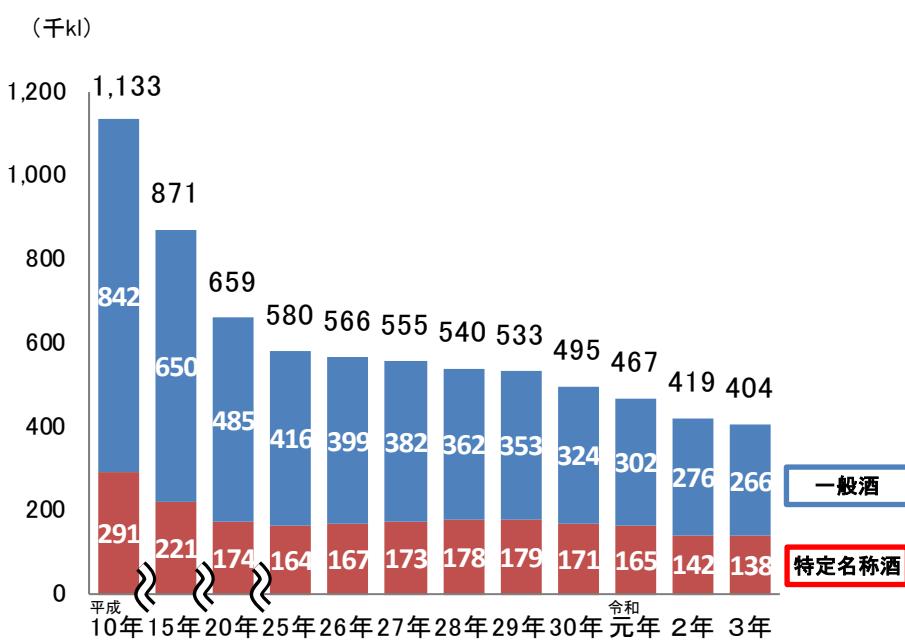
米粉によるグルテンフリー市場の 取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- ◆ 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始
- ◆ また、令和2年10月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」を制定

日本酒の需要動向と原料米の使用量について

- 日本酒原料米の使用量については、日本酒出荷量の減少に伴い、減少傾向にある。
- 令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、業務用の日本酒を中心に酒造好適米を多く使用する特定名称酒の国内出荷量が大幅に減少。輸出についても、大幅に減少。
- 令和3年は、国内出荷については、対前年比▲3%の出荷量となった一方、輸出については、アメリカ、中国等への輸出が好調で、対前年比+47%、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった一昨年と比較しても+29%と増加している。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料:日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。

注1:国内出荷量は、清酒課税移出数量。

2:日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

○ 日本酒原料米の使用量

(単位:千トン)

	平成10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	令和元年産	2年産
日本酒原料米	405	315	261	243	248	251	241	240	227	206	180
酒造好適米	99	75	77	76	90	99	97	94	88	83	70
加工用米	86	89	74	95	105	94	93	88	90	85	63
その他	220	151	110	72	53	58	51	58	49	38	47

資料:農林水産省による推計値。

○ 日本酒の輸出量の推移

(単位:kL)

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	対前年比
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	147%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	167%
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	152%
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	123%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	117%
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	158%
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	145%

資料:「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

酒造好適米の需要に応じた生産について

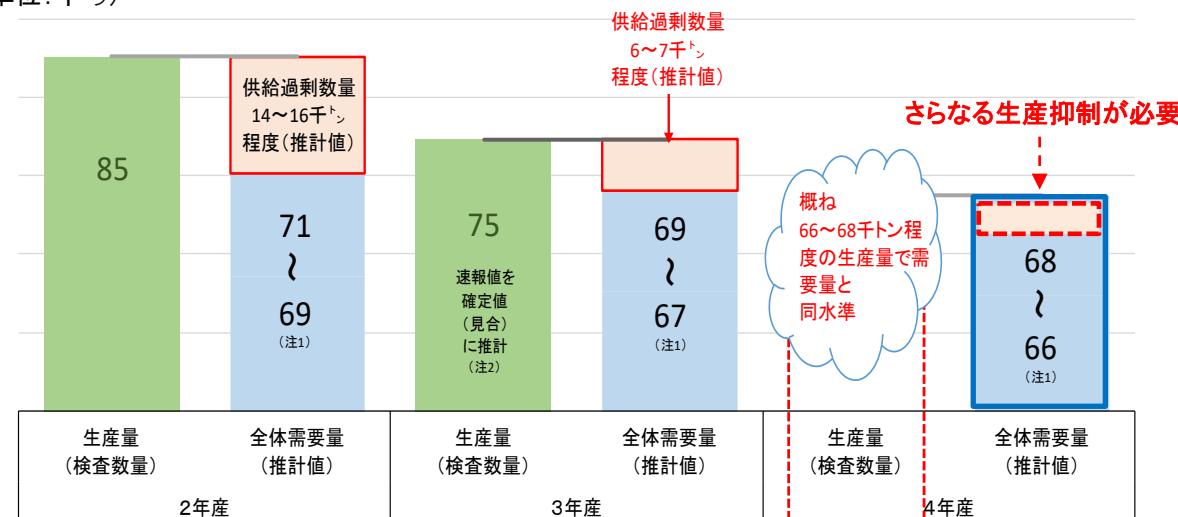
- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米の需要量調査を実施。
- 令和3年7月に実施した需要量調査によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、
① 令和2年産については、全体需要量(推計値)と生産量を比較すると、14～16千トン程度が供給過剰となっているものと推計され、
② 令和3年産については、全体需要量が令和2年産から2千トン程度減少しており、生産量(推計値)が需要量を6～7千トン程度上回る状況。
③ 令和4年産については、全体需要量と同水準の生産量とするためには、66～68千トン程度に生産抑制する必要があるが、令和3年産以前の持越在庫も考慮すれば、さらなる生産抑制が必要。

調査の実施状況

令和3年度	
調査期間	令和3年7月
調査対象	酒造メーカー 1,396社
回答数	717社
回答率 (数量ベース)	81～82%

酒造好適米の全体需給状況の見通し（推計）

(単位:千トン)



注1：各年産の全体需要量(推計値)は、令和3年7月に実施した需要量調査の数量ベース回収率が、令和元年産酒造好適米の全体需要量(82～84千トン)と当該調査の令和元年産の需要量(約67千トン)から約81～82%と推計されるため、各年産の調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2：生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

⑤ コメの輸出・輸入

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

品目名		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年		(参考) 主な輸出先国	
							1~5月	対前年比		
コメ・コメ加工品	数量 (原料米換算)	28,685トン	32,226トン	35,531トン	36,569トン	45,959トン	20,154トン	+14%	香港 アメリカ 中国 台湾 シンガポール	
	金額	264億円	309億円	329億円	347億円	524億円	233億円	+23%		
コメ (援助米を除く)	数量	11,841トン	13,794トン	17,381トン	19,781トン	22,833トン	10,122トン	+16%	香港 シンガポール アメリカ 台湾 オーストラリア	
	金額	32億円	38億円	46億円	53億円	59億円	26億円	+13%		
米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,849トン	4,053トン	4,033トン	4,222トン	5,141トン	1,658トン	-20%	アメリカ 台湾 香港 サウジアラビア シンガポール	
	原料米換算	3,272トン	3,445トン	3,428トン	3,589トン	4,370トン	1,409トン	-20%		
	金額	42億円	44億円	43億円	45億円	56億円	19億円	-12%		
日本酒 (清酒)	数量	23,482 キロット	25,747 キロット	24,928 キロット	21,761 キロット	32,052 キロット	14,626 キロット	+19%	アメリカ 中国 香港 シンガポール 韓国	
	原料米換算	13,226トン	14,502トン	14,041トン	12,257トン	18,054トン	8,238トン	+19%		
	金額	187億円	222億円	234億円	241億円	402億円	185億円	+30%		
パックご飯等	数量	658トン	923トン	1,018トン	1,205トン	1,129トン	495トン	+7%	香港 アメリカ 台湾 ベトナム 中国	
	原料米換算	346トン	485トン	535トン	634トン	594トン	260トン	+7%		
	金額	3億円	5億円	5億円	7億円	6億円	3億円	+11%		
米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量			118トン	249トン	88トン	101トン	+174%	アメリカ ドイツ タイ 台湾 イタリア	
	原料米換算			146トン	308トン	108トン	125トン	+174%		
	金額			0.3億円	0.7億円	0.6億円	0.5億円	+98%		
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品		数量 (原料米換算)	12,187トン	14,279トン	18,062トン	20,723トン	23,535トン	10,507トン	+17%	香港 シンガポール アメリカ 台湾 オーストラリア
		金額	35億円	42億円	52億円	60億円	66億円	29億円	+14%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。パックご飯等は2017年より、米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移

- 2021年のコメの輸出数量は対前年比15%増の22,833トン、輸出金額は対前年比12%増の5,933百万円。

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年 (1~5月)	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円
輸出合計	11,841	3,198 (+19%)	13,794 (+18%)	3,756 (+17%)	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	19,781 (+14%)	5,315 (+15%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	10,122 (+16%)	2,559 (+13%)
香港	4,128	1,016	4,690	1,160	5,436	1,372	6,978	1,796	8,938	2,118	3,622 (+1%)	850 (-2%)
シンガポール	2,861	642	3,161	694	3,879	802	3,696	785	4,972	1,025	2,140 (+8%)	422 (+5%)
アメリカ	986	320	1,282	404	1,980	543	1,989	565	2,244	625	1,172 (+45%)	331 (+46%)
台湾	943	350	1,173	394	1,262	411	2,004	622	1,907	575	795 (+13%)	228 (+12%)
オーストラリア	476	145	635	197	770	233	1,074	334	893	283	388 (+29%)	122 (+31%)
中国	298	97	524	211	1,007	363	1,002	321	575	219	329 (+95%)	96 (+37%)
タイ	192	51	320	81	578	145	555	145	625	162	399 (+71%)	97 (+60%)
イギリス	695	191	422	121	450	131	451	131	332	104	212 (+83%)	64 (+81%)
ロシア	78	31	120	43	174	64	199	72	227	79	72 (-20%)	29 (-7%)
フランス	61	27	78	32	93	40	112	49	173	72	77 (+108%)	33 (+68%)
インドネシア	72	26	1	2	90	25	4	3	247	72	— (-100%)	— (-100%)
カナダ	92	28	138	43	158	51	205	62	210	69	128 (+32%)	38 (+11%)
その他	959	276	1,250	374	1,504	440	1,512	431	1,490	531	788	247

資料:財務省「貿易統計」(政府による食糧援助を除く。)

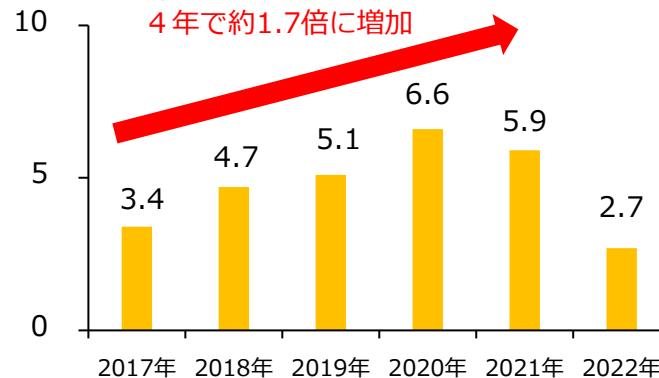
注1: ()内は対前年同期増減率である。

注2:数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

パックご飯・米菓・日本酒の輸出実績の推移

- パックご飯の輸出については、韓国向けが増加した一方、香港・中国向け等で減少し、2021年の輸出金額・輸出量はともに減少。
- 米菓の輸出については、アメリカ・台湾向け等が増加したこと等から、2021年の輸出金額・輸出量はともに増加。
- 日本酒の輸出については、中国・アメリカ向け等が大きく増加したこと等から、2021年の輸出金額も大きく増加。

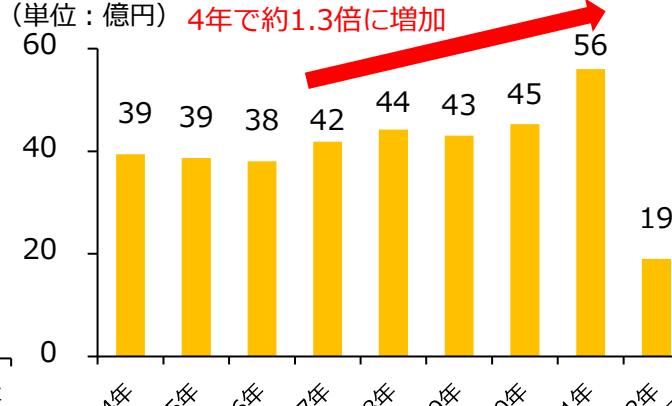
● パックご飯の輸出実績
(単位: 億円)



4年で約1.7倍に増加

〔対前年同期比
+11%〕

● 米菓の輸出実績



4年で約1.3倍に増加

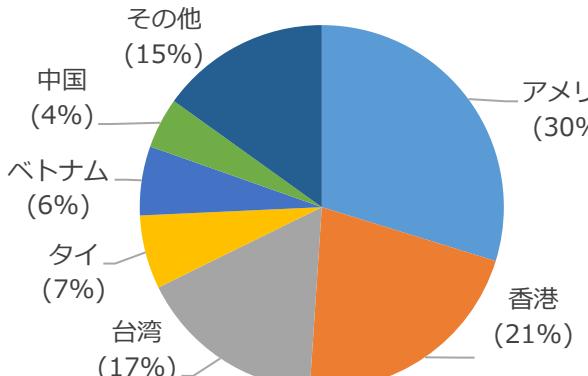
● 日本酒の輸出実績
(単位: 億円)



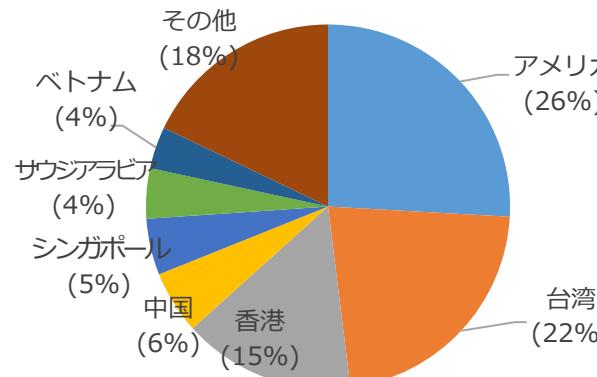
4年で約2.2倍に増加

〔対前年同期比
+30%〕

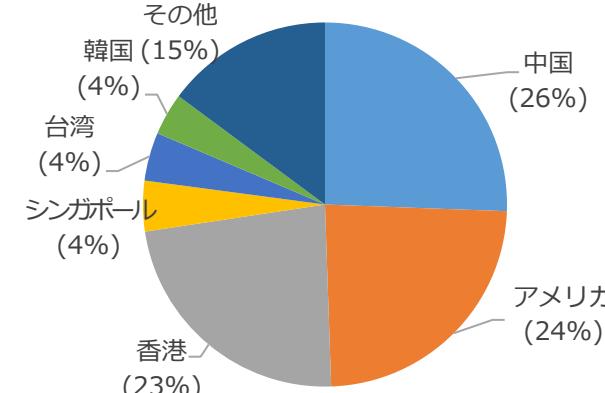
■パックご飯の輸出先国内訳 (金額ベース) (2021年)



■米菓の輸出先国内訳 (金額ベース) (2021年)



■日本酒の輸出先国内訳 (金額ベース) (2021年)



※資料: 財務省「貿易統計」

(注) パックご飯等は2017年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	52億円	125億円	
香港	15億円	36億円	・大手米卸や輸出事業者が中食・外食を中心に需要を開拓しており、今後もレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る
アメリカ	7億円	30億円	・大手米卸や輸出事業者が日系小売店需要を開拓。今後は日本食レストラン等やEC等の小売需要を開拓。またパックご飯や米粉の最大の輸出先国であり、更なる市場開拓を図る
中国	4億円	19億円	・大手米卸等がECやギフトボックス等の贈答用を中心に需要を伸ばしており、更なる開拓を図る ・コスト縮減のためには指定精米工場等の活用に加えて工場等の追加や輸入規制の緩和が不可欠
シンガポール	8億円	16億円	・輸出事業者やJA系統等が中食・外食を中心に需要を開拓。更にレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る
その他	18億円	22億円	・UAEや欧州等のコメを主食としない地域では、寿司等の日本食需要拡大に合わせて日本産米の需要開拓を図る ・EUを中心に拡大するグルテンフリー需要の取り込みを通じた米粉・米粉製品の需要開拓を図る

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・ 30～40産地（先進的なJA等をモデル産地として、千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成する）

<今後育成すべき国内産地>

- ・ 國際競争力を有するコメの生産と農家手取り収入の確保の両立を図ることで、大ロットで輸出用米を生産・供給する産地

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・ 輸出事業者と産地が連携して取り組む、多収米の導入や作期分散等の生産・流通コスト低減の取組の支援により、輸出用米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を推進

3. 加工・流通施設の整備

- ・ パックご飯メーカー・米粉・米粉製品メーカーが輸出に取り組んでいるが、輸出先国の規制等への対応が必要になるケースがあることから、当該規制等対応のための取組や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・ 現在、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が品目別のプロモーションを実施。プロモーションの財源には、国庫補助金のほか会費収入も一部活用。
- ・ 今後全米輸は、新興市場（輸出事業者の進出が不十分な国・地域あるいは分野。UAE・北欧や、アメリカのEC市場等を想定）でのプロモーション等を通じた市場開拓を予定。実施に際してはJETRO・JFOODOとも連携

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)の概要

- コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全米輸には米卸・輸出事業者のか、産地側である全農・ホクレン等も会員として参加。これまで、海外見本市への出展、PRイベントの開催や輸出先国の規制・マーケット情報の収集・発信、広報素材の作成等に取り組んできたところ。
- 今後、輸出拡大実行戦略を踏まえたコメ・コメ加工品の品目団体として、会員向けサービスの強化・会員数の増加・新興市場でのプロモーション等を通じた海外市場の開拓・自主財源の増加等を図っていく必要。

団体名	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（略称：全米輸）	
設立日	平成26年11月27日	
目的	コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する。	
会員数 2022年7月4日現在 (賛助会員含む)	60 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"><p>米卸・輸出事業者：（クボタ、全農インターナショナル、神明、木徳神糧、 名古屋食糧、千田みずほ、東洋ライス等）</p><p>全国団体等：2（全米販、全米菓）</p><p>生産者団体：7（全農、ホクレン、JAごしょつがる等）</p><p>蔵元等：15</p><p>米菓メーカー：4</p><p>その他：9（米粉メーカー、パックご飯メーカー等）</p></div>	
理事	理事長	木村 良（木徳神糧(株)取締役相談役、全米販理事長）
	専務理事	細田 浩之（元三井物産(株)）
	理事	陰山 貞三（千田みずほ(株)執行役員 事業開発本部海外事業部長）
		山田 智基（木徳神糧(株) 取締役執行役員 営業本部海外事業事業統括）
		松永 將義（白鶴酒造(株) 執行役員 海外事業部長）
		船木 秀邦（(株)神明 執行役員 海外事業本部 本部長）
		高木 克己（全国農業協同組合連合会 輸出対策部長）

品目団体による輸出促進のための取組について

- 2021年5月28日に取りまとめられた「輸出拡大実行戦略フォローアップ」では、**主要な品目ごとに、生産から販売に至る事業者を構成員とする「品目団体」**が、
 - ① 生産・流通・販売における統一規格やナショナルブランドの基準を定める
 - ② 海外市場調査や販路開拓に取り組む
 - ③ 自主財源の増加に取り組むことが求められている。
- コメ・コメ加工品の輸出においては全米輸（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）がオールジャパンでの需要開拓等を担ってきたところ、**今後機能強化・会員数の増加・自己収入の拡大等を図っていく必要**。

輸出拡大実行戦略及びフォローアップ にて示された課題

- 重点品目毎に品目団体を組織化。当該品目団体等が主体となって、輸出先の情報収集・販売戦略作りなどに取り組む。
- 品目団体等の財源の確保等について検討。



全米輸における取組強化の方向性

- 全米輸には、これまで米卸・輸出事業者のほか、産地である全農・ホクレン等が会員として参加。プロモーション事業の開催や輸出先国・地域別的情報発信等を実施。
- 今後は、
 - ① **会費水準を見直し（引き下げ）、会員数の増加に努める**とともに、**事業参加負担金の導入により自主財源の強化**
 - ・ 正会員の年会費を30→15万円に引き下げ
 - ・ 1事業参加毎に事業費の2%（上限20万円）を参加負担金として徴収
 - ・ 事業に参加しない産地向けに賛助会員制度（年会費3万円）を導入
 - ② **会員サービスの強化（専門家の活用による相談対応、情報発信等）**
 - ③ **新興市場でのプロモーション等を通じた市場開拓**を図る。



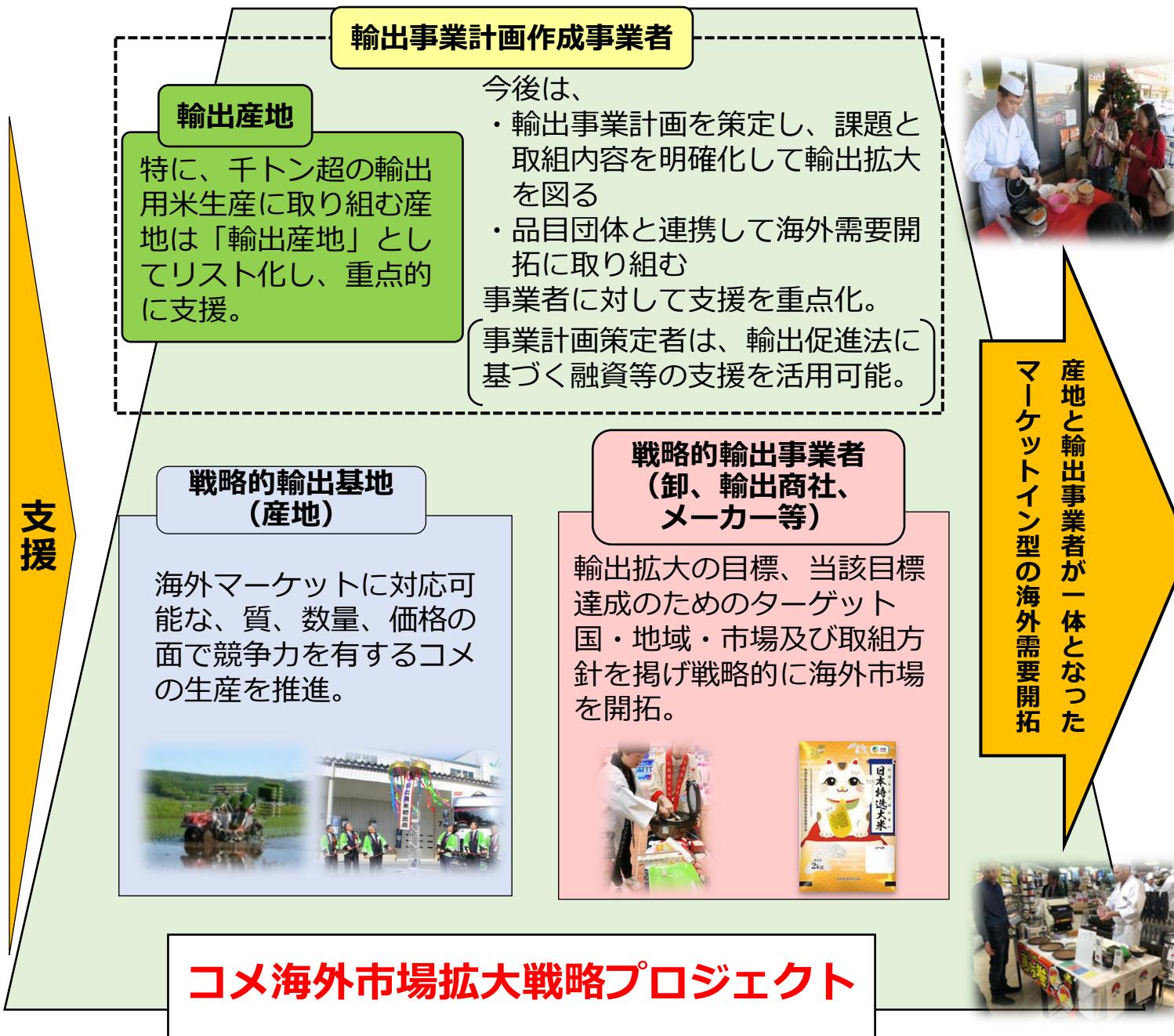
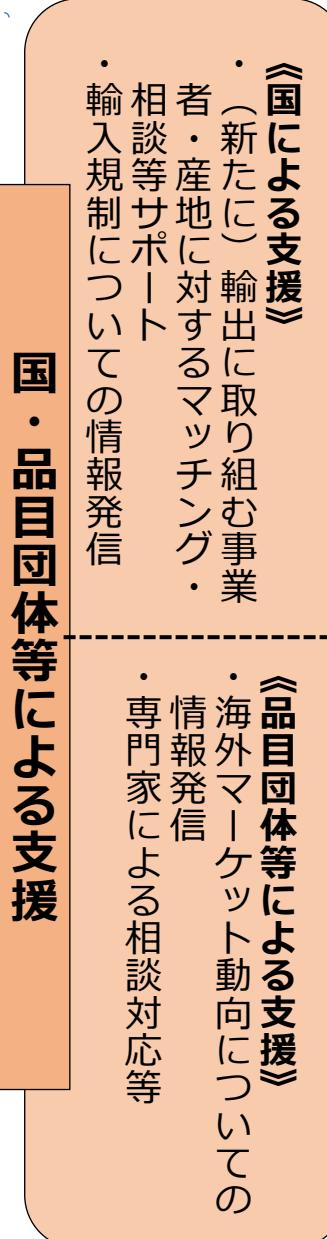
- 品目団体は生産・流通・販売における統一規格やナショナルブランドの基準等を定めた業務規程を作成。



- 全米輸において日本産コメ・コメ加工品の輸出促進のための**統一口ゴマーカを作成**、プロモーション等において活用。
 - 今後は、効率的な輸出に向けた**規格・基準の制定**に向けて、
 - ・ **日本産米の品質面の優位性に関する調査・分析**
 - ・ 物流面・規格等についての会員間での意見交換等を実施予定。
- (スマート・オコメ・チェーン・JAS規格についても積極的に関与)



コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて

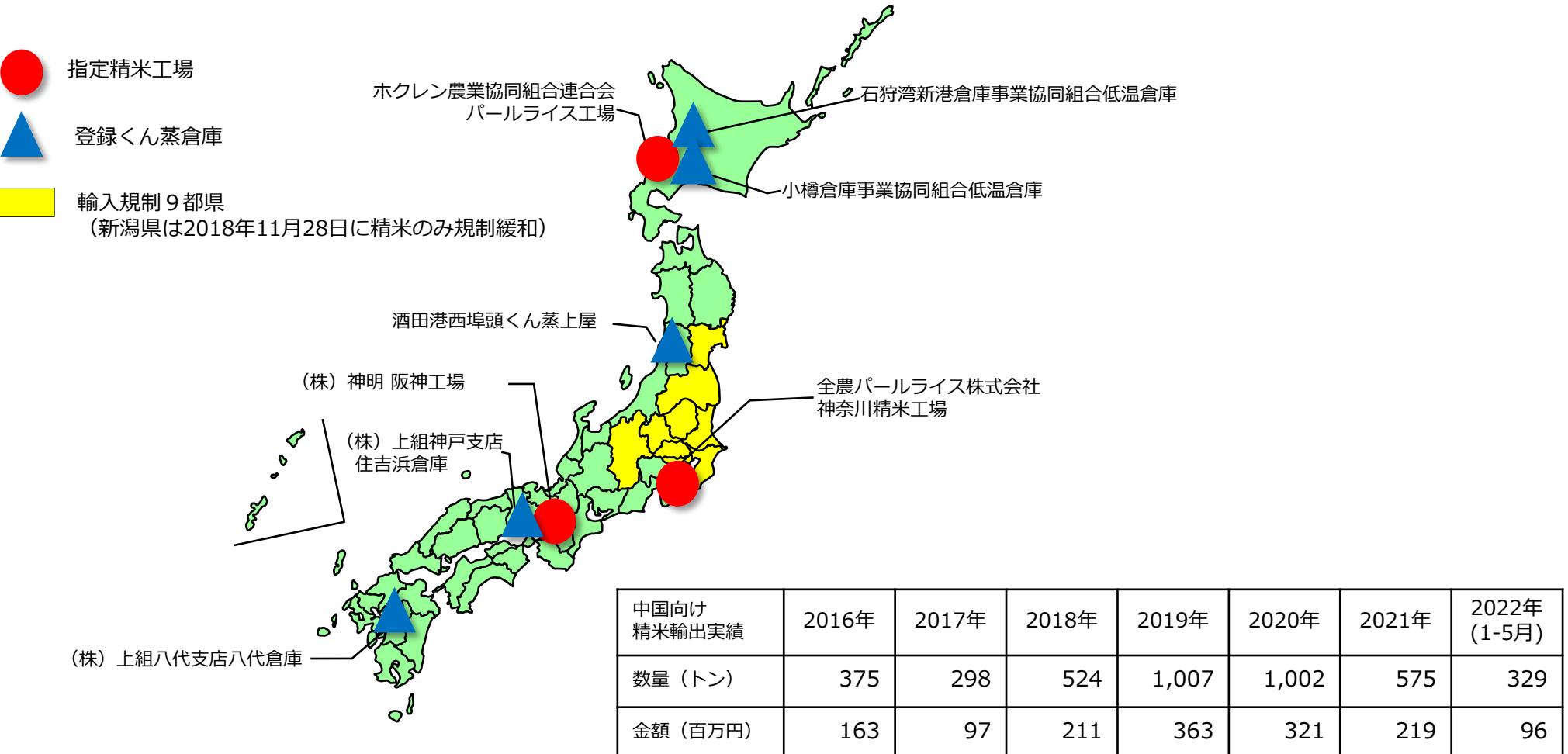


コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

輸出目標の達成に向けたコメ・コメ加工品輸出の飛躍的増加

中国向けコメ輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



海外における実需者の事例

- 海外でも日本食人気・マーケットの拡大に伴い、数百トン～千トン規模で日本産米を調達する中食・外食事業者が存在。
- 今後コメの輸出を大きく拡大していくにあたっては、このような**中食・外食需要の開拓が重要**。

百農社国際有限公司（香港）

- 香港において、おむすびや惣菜等（華御結）を販売する店舗を展開。現在、オフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等に**106店舗を展開**。
- **米は全て日本産米を使用（クボタ、農業法人等から調達）**。具や惣菜等についても一部日本産を使用。店舗の拡大に伴い、**数百トン規模での食味のよい安定した品質のコメの供給を求めている**。



元気寿司（香港・シンガポール）

- 神明の子会社である元気寿司は**香港に81店舗、シンガポールに17店舗等を展開**。（現地法人によるフランチャイズ）
- **香港・シンガポールいずれの店舗においても日本産米使用をPR**。（JA登米（宮城県）が生産する輸出用米（ひとめぼれ、つきあかり）を使用。）



経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約8倍の差(2020年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2022年)	米国 (2021年)	EU (2016年)	ドイツ	フランス	イギリス	豪州 (2020年)
平均経営面積 (ha)	3.3	180.1	16.6	60.5	60.9	90.1	4294.9

出典:日本は、「令和4年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2021 Summary」(米国農務省)

EUは、「Eurostat」(欧洲委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2021」(豪州農業資源経済局)

注:日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

EU及び豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- 日本(コメ農家(農業経営体)の平均):約2ha
- 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約161ha
- 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均):約65ha
- 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典:日本は、「2020年 農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2017 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2021 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

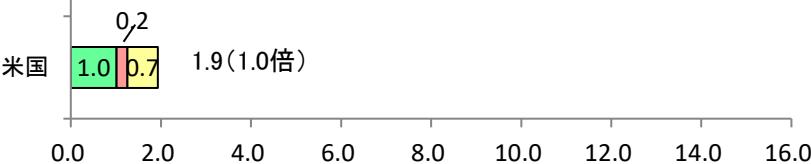
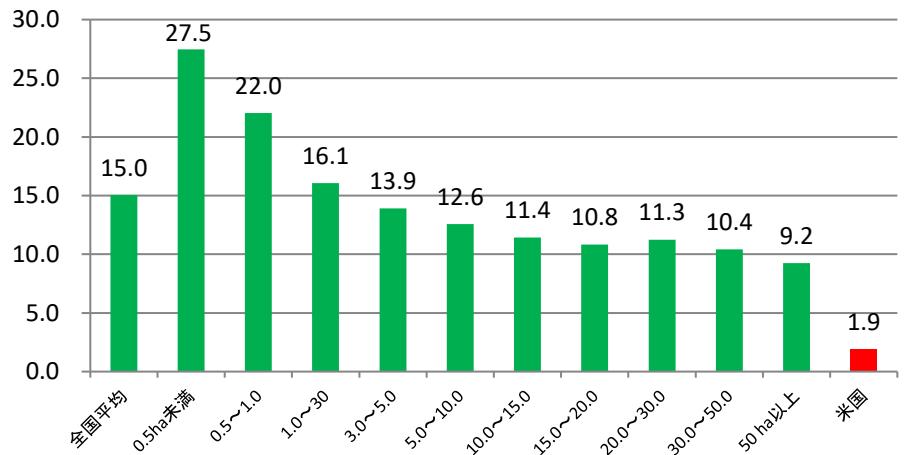
中国は、民間研究報告より

注:()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約55倍、豪州は約1,300倍。
コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約80倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2020年)

(千円／60kg)



資料:USDA「Commodity Costs and Returns」(2020)、1US\$ = 106.07円(国際通貨基金)

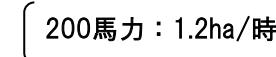
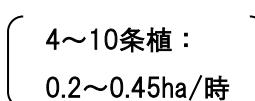
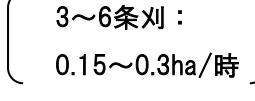
農林水産省「令和2年産米生産費」

注1:生産コストは資本利子・地代全額算入生産費

注2:農林水産省「令和2年産米生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.9ha。

日米の水稻栽培法の主な違い

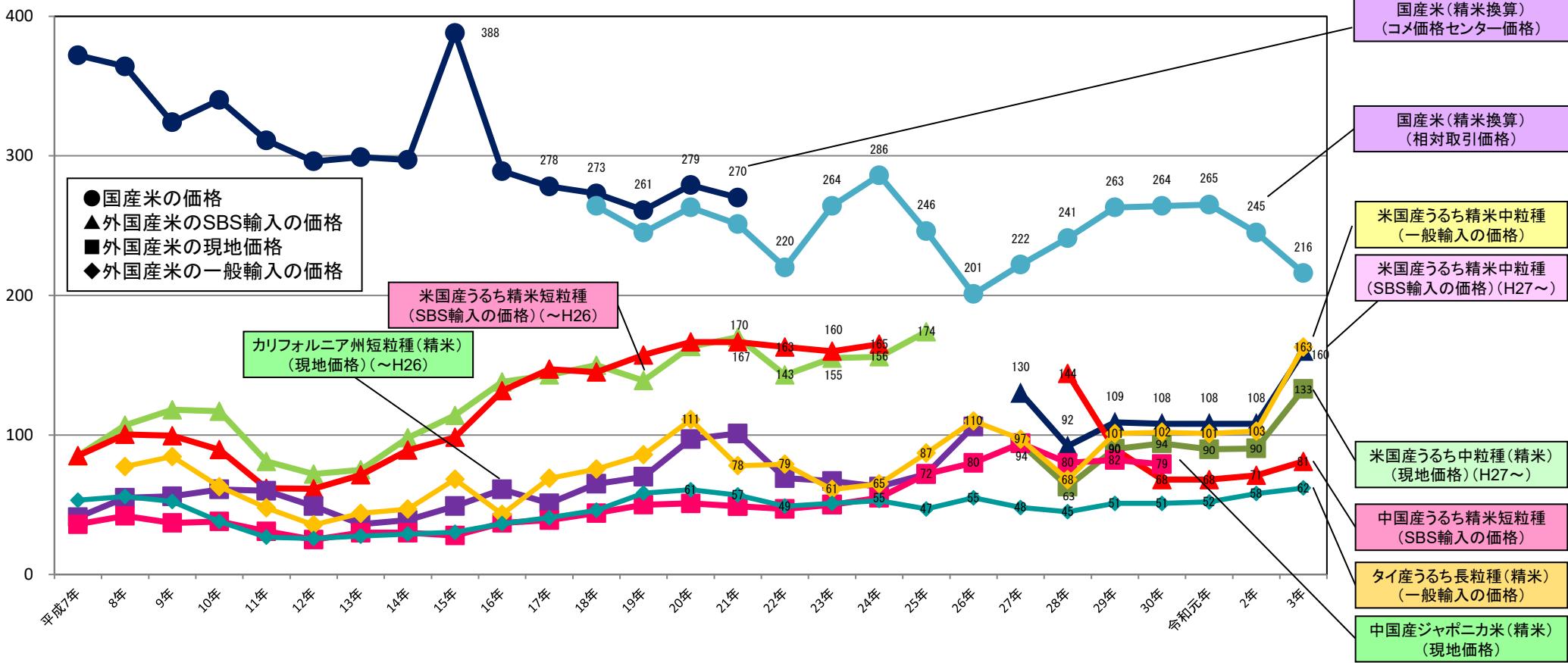
- 我が国は、0.3~0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稻作が行われているのに対して、米国の稻作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m ²]	水稻作付面積 全国平均 1.8ha  北海道 9.5ha  1区画規模 ~1ha程度 	約320ha  約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 1区画規模 ~10ha程度 
トラクター	 20~50馬力 	 95~225馬力 → 購入又はリース 
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 	 種もみを飛行機から 直接播種 → 専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 	 大型コンバイン → 購入又はリース 

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1:コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2:相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和3年産は出回りから令和4年5月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3:SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4:一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5:カリifornia州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータなし。

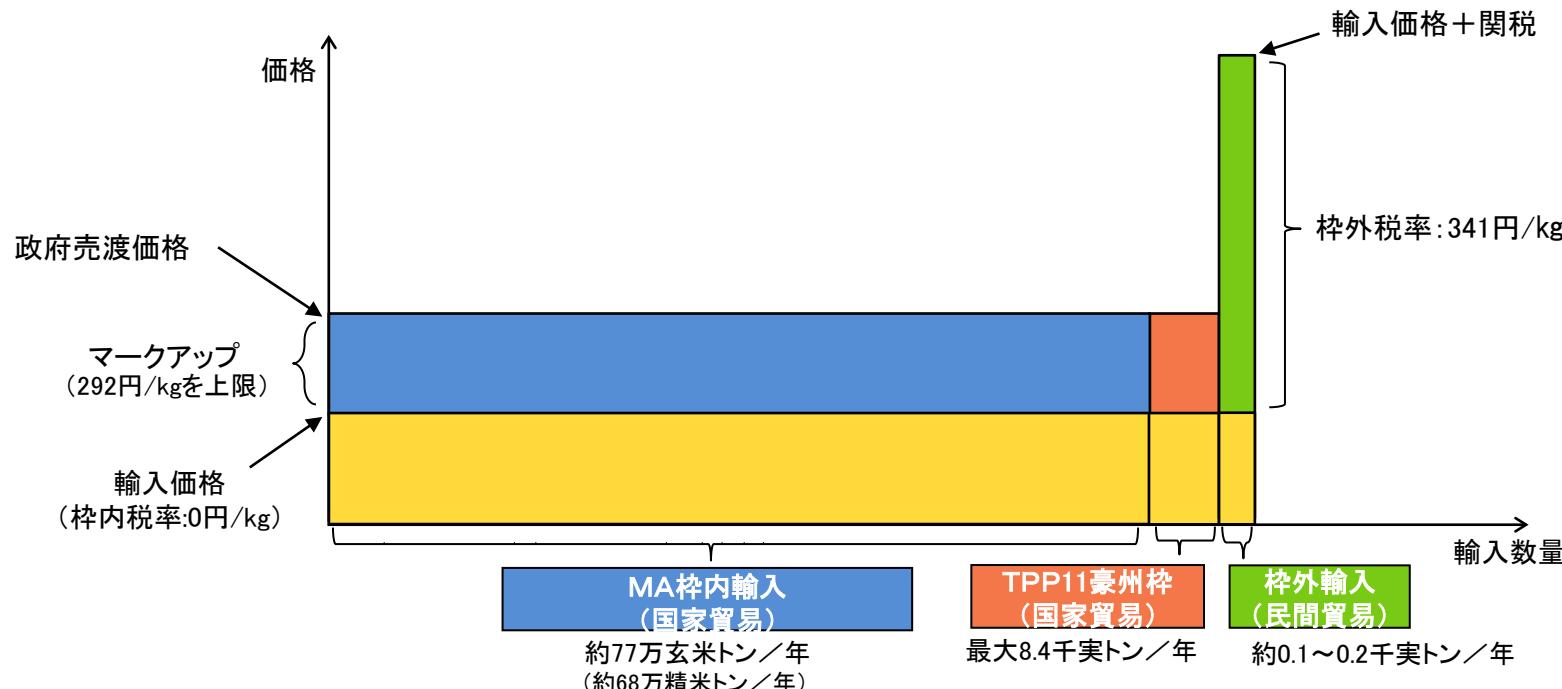
注6:米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

注7:中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの
、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも曆年ベース)。「中国農業農村発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8:為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。
- コメの国境措置



- (注)○ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
- ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)
- TPP11協定を除く経済連携協定においては、コメについて、関税削減・撤廃から除外されている。
- TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12～3月分のみ)、2019～2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解
(細川内閣)
- MA輸入に関する政府統一見解

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

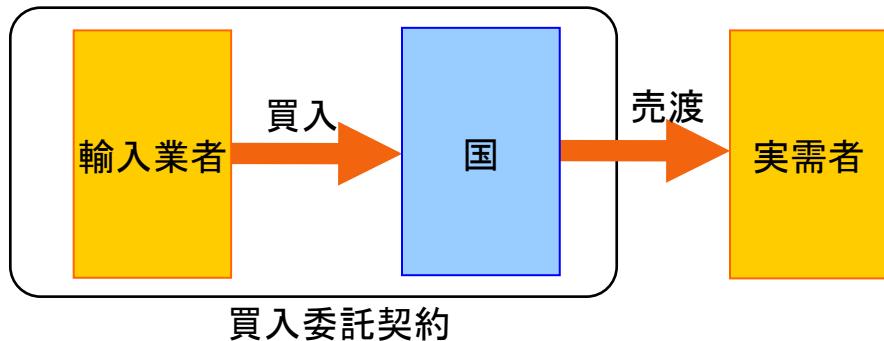
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

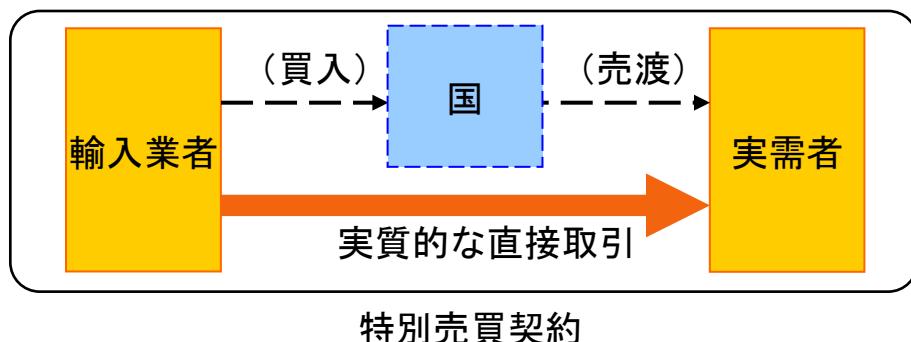
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン—SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

→ 價格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

→ 主に主食用に販売。

※:輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	—	—
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696	769
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
米国	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345
タイ	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314
中国	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69
オーストラリア	—	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	—	27
その他	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743
(うちSBS輸入)※	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1~0.2千トン程度

令和3年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

(単位:実トン)

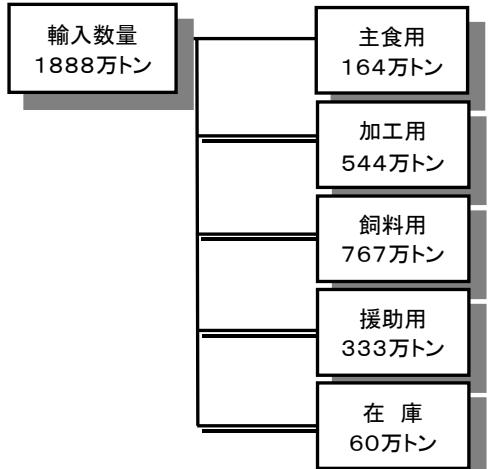
入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (3年9月24日)	25,000	1,604	744	22,500	904	344	2,500	700	400
第2回 (3年10月27日)	25,000	2,086	1,472	22,500	1,152	538	2,500	934	934
第3回 (3年11月24日)	25,000	1,743	1,129	22,500	1,743	1,129	2,500	0	0
第4回 (3年12月21日)	25,000	3,523	3,229	22,500	1,823	1,529	2,500	1,700	1,700
第5回 (4年1月12日)	30,000	3,713	3,479	27,000	2,113	1,879	3,000	1,600	1,600
第6回 (4年1月31日)	30,000	3,328	3,234	27,000	2,528	2,434	3,000	800	800
第7回 (4年2月15日)	30,000	4,180	4,140	27,000	3,640	3,600	3,000	540	540
第8回 (4年3月1日)	82,573	4,175	3,959	79,573	2,359	2,359	3,000	1,816	1,600
合計			21,386			13,812			7,574

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和3年10月末現在)

平成7年4月～令和3年10月末の合計



注1:「輸入数量」は、令和3年10月末時点の政府買入実績。

注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。

(※なお、MA米輸入開始以後、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、
援助用(158万トン)、飼料用等(252万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、令和3年10月末時点の数量。

注5:在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した
16万トンがある。

注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	令和2RY	令和3RY	合計
主食用	-	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	164
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	544
飼料用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	767	
援助用	-	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	333
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	-

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和3RYであれば、令和2年11月から令和3年10月まで)。

注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

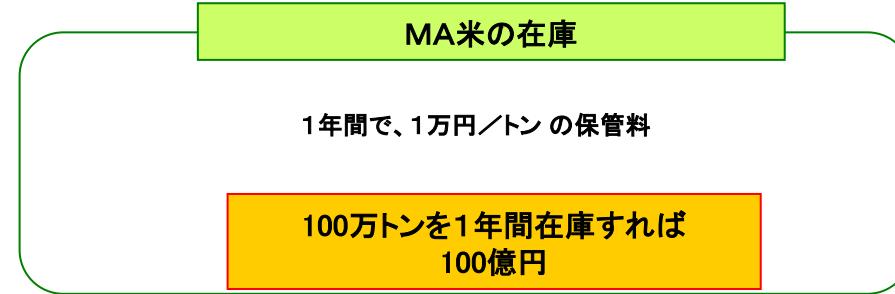
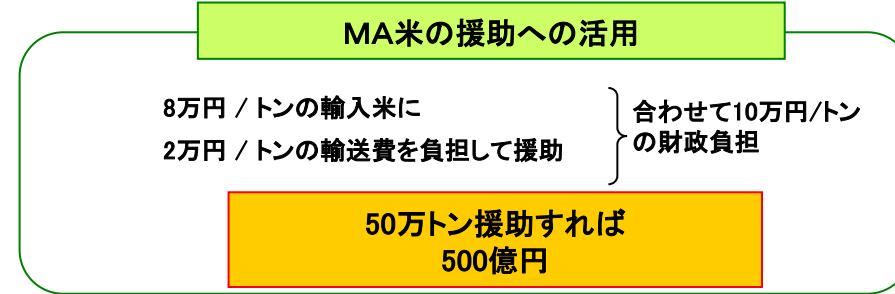
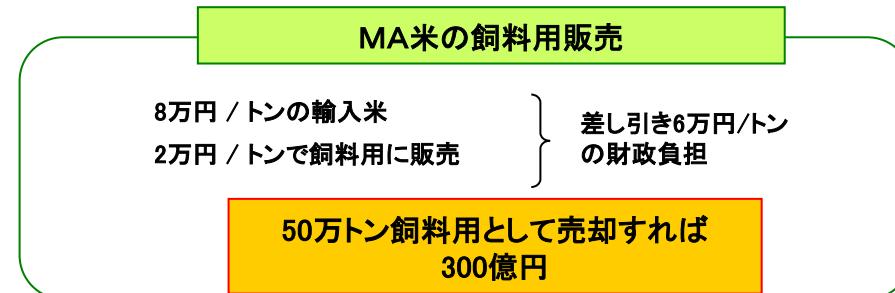
○ MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- ・途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・財政負担が必要
- ・国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易(MA米等)の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



注:平成28～令和2年度のデータ等を基に試算。

○ MA米等の損益全体

(単位:億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216

注5

	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
売買損益①	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270
売上原価	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635
買入額	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618
売却額	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366
管理経費②	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97
保管料	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78
損益合計 (①+②)	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2:「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3:「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4:「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7: 令和元年度以後については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国

(「外国貿易障壁報告」
(2021年4月公表)等)

○ MA米の輸入

一般輸入米は政府在庫となつた上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。

○ 米国政府の対応方針

日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。

○ 枠外関税

輸入禁止的な高い水準の税率により、枠外輸入はほぼ商業的に不可能。

中国

(「国別貿易投資環境報告」
(2014年4月公表))

○ MA米の輸入

品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。

○ 中国政府の対応方針

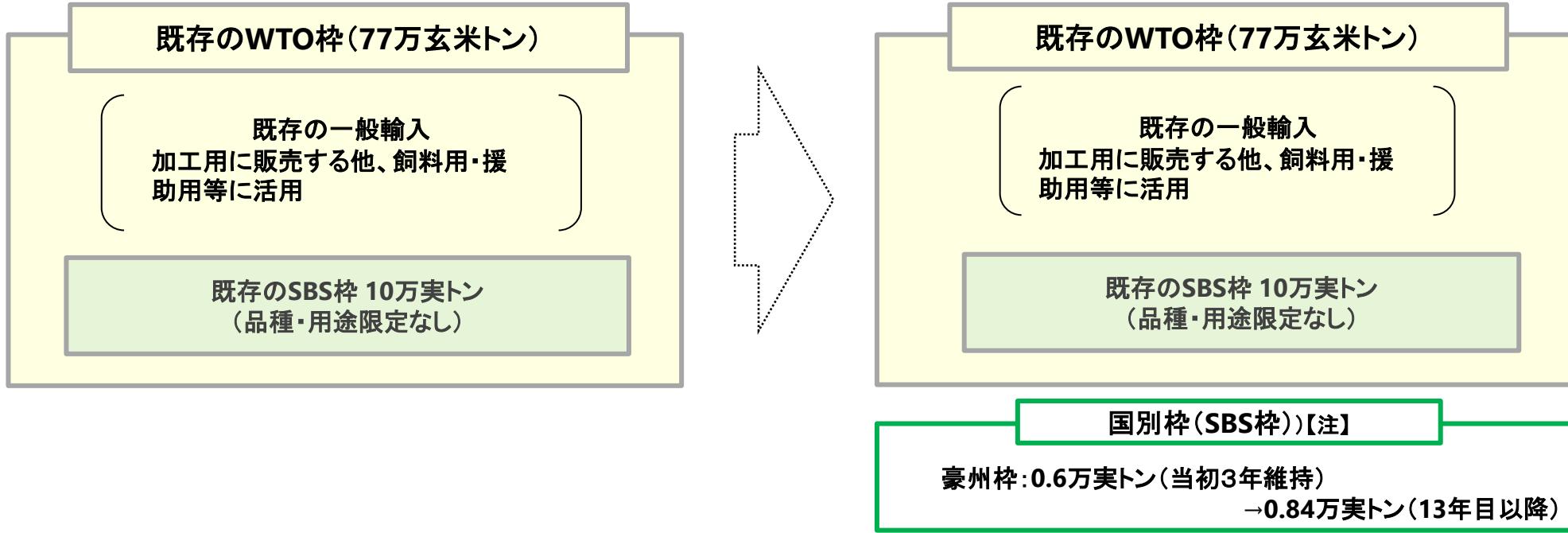
日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。

○ 枠外関税

法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(コメの場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以後
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	620	0 (6月末時点)								

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量

注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的な政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

-官民一体となった海外での販売力の強化

-リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

-マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開

-大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

-輸出加速を支える政府一体としての体制整備

-輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

-日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中心・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援。）

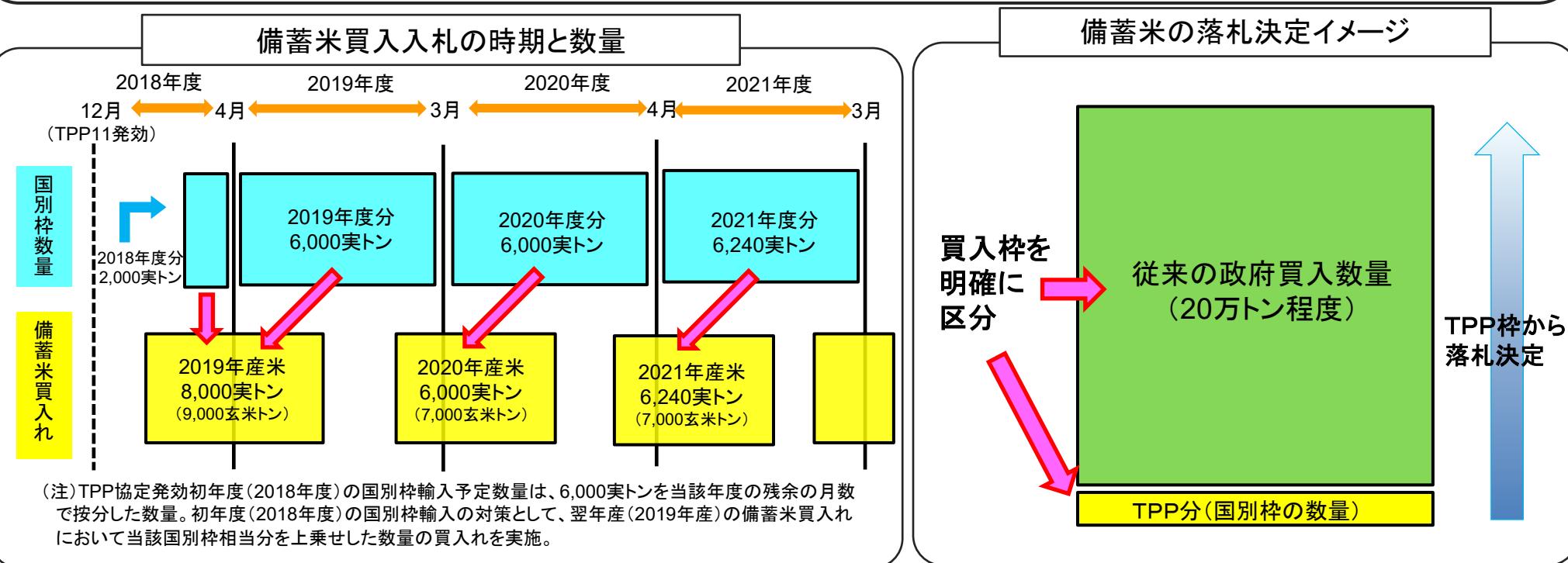
○国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定する
ことにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れる。

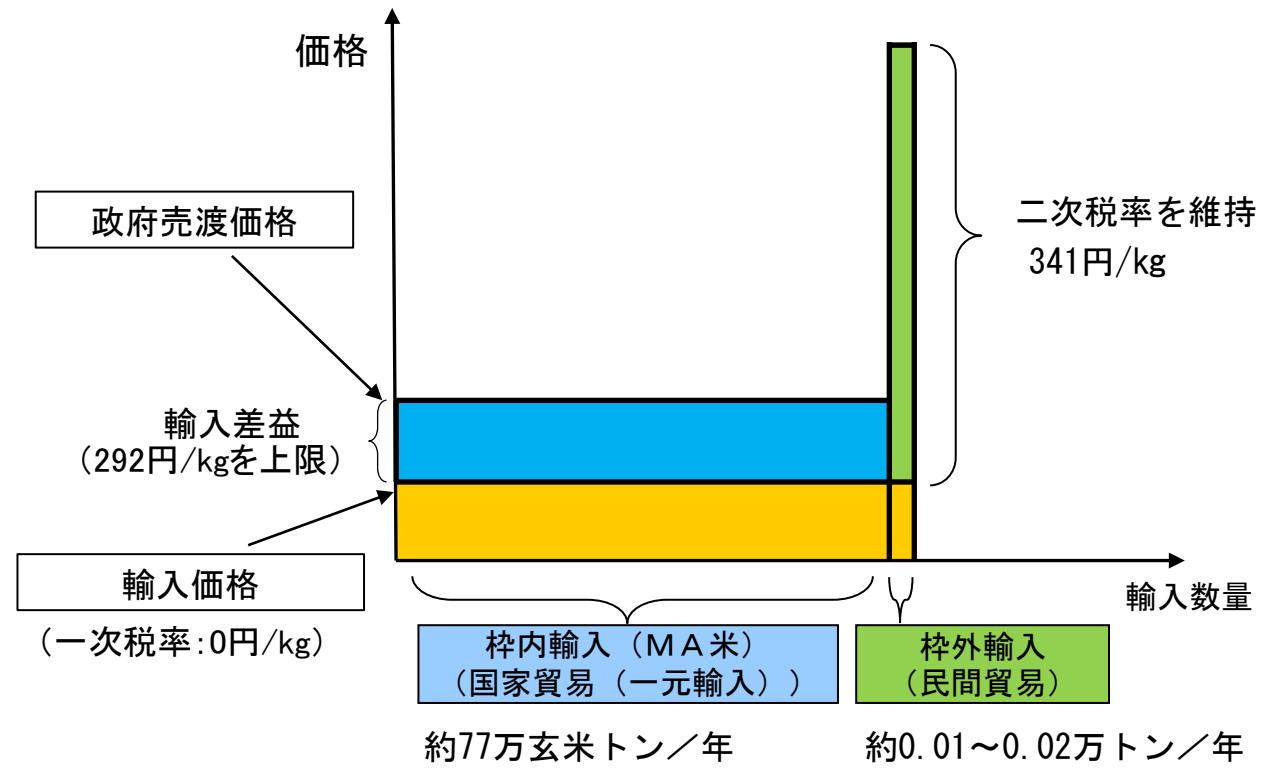
日EU・EPA交渉結果(コメ)

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

【コメの国境措置】



(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)・育児用穀物調製品:24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
・飼料用調製品2品目:12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
・朝食用シリアル2品目:11.5% → 段階的に8年目に撤廃

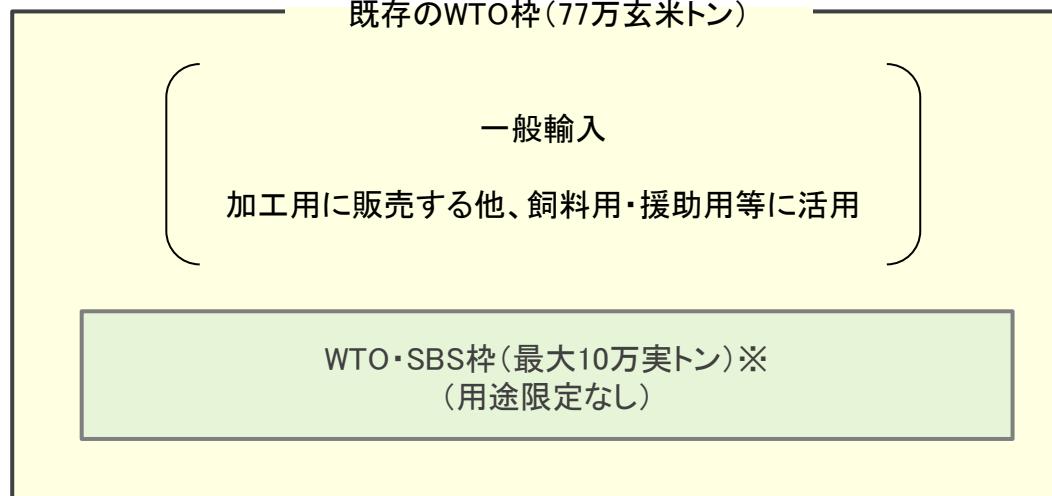
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒(糊、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

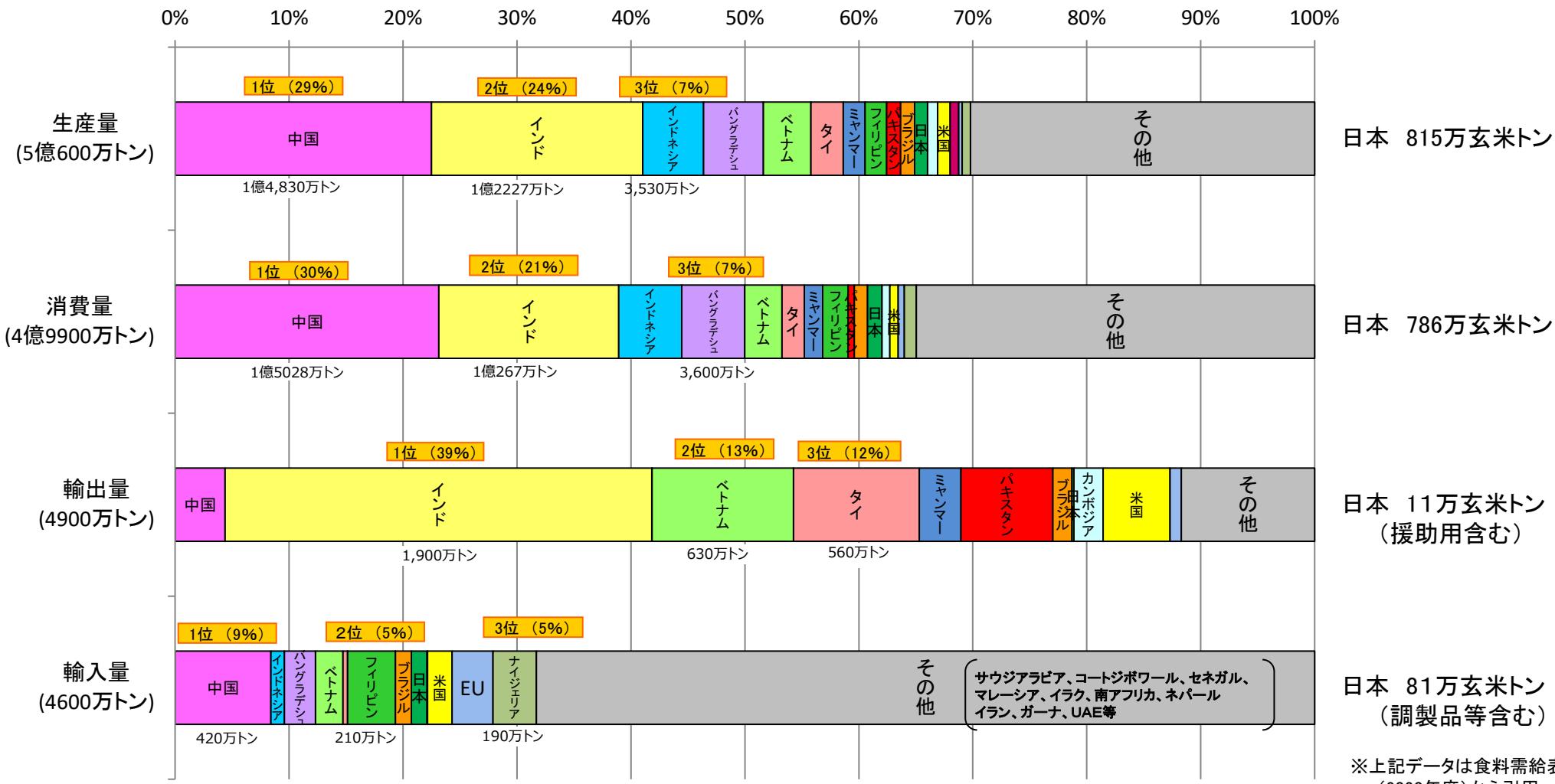


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠:5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は1.5%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、4.9千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の39%を占める。



出典: 「PS & D」(米国農務省)(2020/21年、精米ベース) (2021年9月時点)

コメ輸出国の一覧

- コメの生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを輸入。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に重点化(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、干ばつにより、作付面積が減少する見込み。

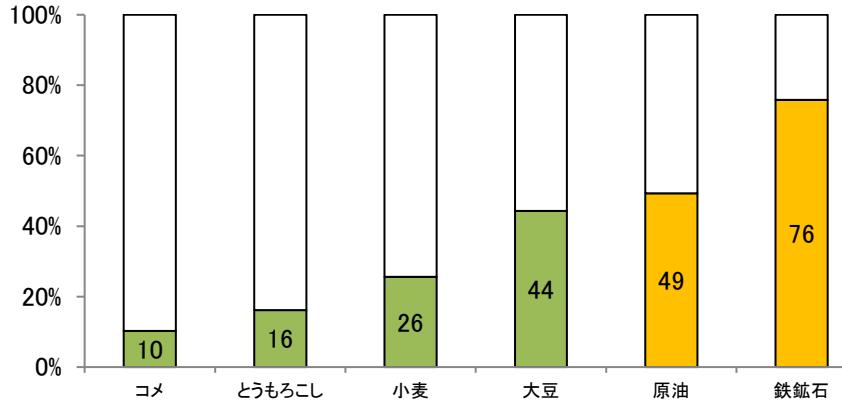
ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率



(出典)

コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2022年7月時点) (2021/22年の数値)

原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2021(IEA)」

鉄鉱石：「Steel Statistical Yearbook 2018(World Steel Association)」(2017年の数値)

(注) 貿易率=世界の輸出量／世界の生産量×100

(参考)

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典：タイ国貿易取引委員会

注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格